

328.1
073



0055945000

0055945-000

328.1-073ウ

国家総動員法関係法規集

大阪商工会議所

第2輯 第1部

昭和17

AJB



935

182

法規資料第七輯

昭和十七年十二月

納本

國家總動員法關係法規集

第二輯
第一部

大阪商工會議所

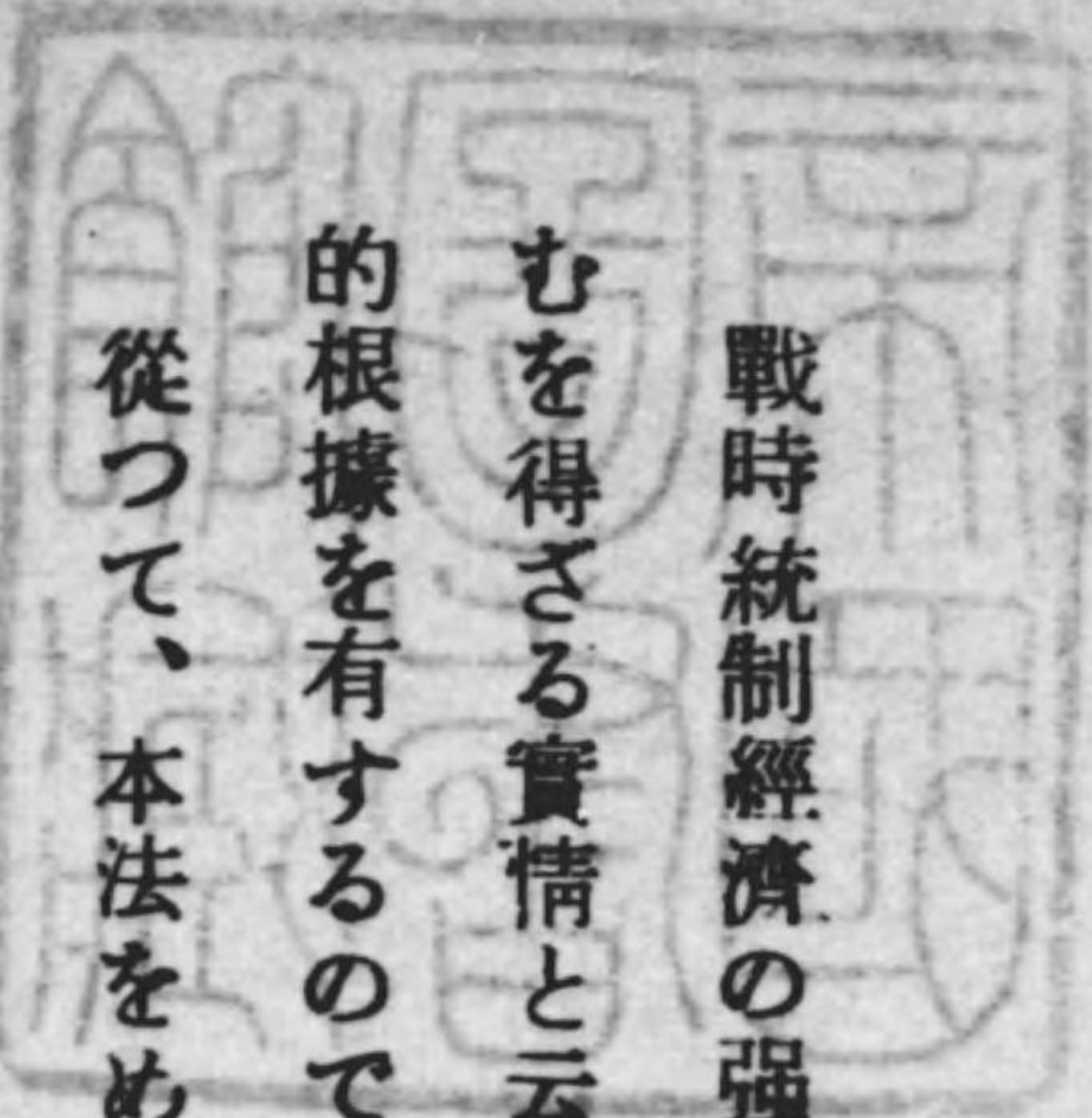
328.1
0.73

はしがき

戦時統制經濟の強化されるに伴ひ、夥しき統制法規の制定公布を見るは現下洵に已むを得ざる實情と云はねばならぬ。而してこれら法規の多くは國家總動員法にその法的根據を有するのである。

従つて、本法をめぐる衛星的各種諸法令に關しては業者の好むと好まざるとに不拘常に重大なる關心を有すること極めて必要なりと稱せざるを得ない。

本所は右に鑑み爰に「國家總動員法關係法規集」を刊行して汎く業界各位の御參考に供したのであるが、今回これが續編としてその第二輯第一部に於て昭和十四年九月



933
182

以降同十六年十二月に至る期間に公布されたる、本法關係、價格關係、賃金關係、經理
資金關係のものを蒐録してこゝに本冊を刊行するに至つた次第である。

昭和十七年十二月

大阪商工會議所

國家總動員法關係規集

第一部編

目次

本法關係	
國家總動員法中改正法律……………	一頁
國家總動員法中改正法律施行期日ノ件……………	三頁
國家總動員法等ノ施行ノ統轄ニ關スル件……………	三頁
價格關係	
價格等統制令……………	五頁
價格等統制令中改正ノ件……………	九頁
價格等統制令中改正ノ件……………	〇頁
價格等統制令施行規則……………	〇頁
價格等統制令施行規則中改正……………	七頁
價格等統制令施行規則中改正……………	七頁
價格等統制令施行規則中改正……………	七頁
價格等統制令施行規則中改正……………	七頁
價格等統制令施行規則中改正……………	七頁
價格等統制令施行規則中改正……………	八頁
價格等統制令施行規則中改正……………	八頁
價格等統制令施行規則中改正……………	一九頁
價格等統制令施行規則ノ規定ニ依ル 認可申請ノ件……………	二〇頁
價格統制令第二條第三項但書ノ規定ニ 依ル額ノ指示ヲ申請スベキ場合ノ様式……………	二〇頁
宅地建物等價格統制令……………	二一頁
宅地建物等價格統制令施行規則……………	二三頁
宅地建物評價委員會官制……………	二七頁
地代家賃統制令……………	二七頁
地代家賃統制令施行規則……………	三〇頁
地代家賃審査會官制……………	四〇頁
地代家賃審査會官制中改正ノ件……………	四一頁

地代家賃審査會職員旅費支給規定……………四一頁

臨時農地價格統制令……………四二頁

臨時農地價格統制令施行規則……………四三頁

臨時農地價格統制令第三條第一項ノ規定ニ依ル率ノ件……………四四頁

臨時農地價格統制令第三條第一項ノ規定ニ依ル率ノ件中改正……………六二頁

小作料統制令……………六二頁

小作料統制令施行規則……………六五頁

賃金關係

賃金統制令……………六九頁

賃金統制令第二條第一號ノ事業指定……………七四頁

賃金統制令施行規則……………七四頁

船員給與統制令……………九六頁

船員給與統制令第十條第一項ノ規定ニ依ル近海區域以上ノ區域航行スル船舶ノ船員ノ給與ニ關スル件……………九七頁

船員給與統制令第十二條第一項ノ規

定ニ依ル近海區域以上ノ區域ヲ航行スル船舶ノ船員ノ給與支給ノ報告方ニ關スル件……………九八頁

船員給與統制令施行規則……………九九頁

船員給料委員會官制……………一〇二頁

經理資金關係

會社經理統制令……………一〇三頁

會社經理統制令施行規則……………一一一頁

會社經理統制令施行規則第三十一條第一項各號ニ掲グル施設ノ範圍ニ關スル件……………一七九頁

會社經理審査委員會官制……………一八二頁

銀行等資金運用會施行規則……………一八二頁

銀行等資金運用令第一條ノ規定ニ依ルビルブローカー指定ノ件……………二〇一頁

資金融通審査委員會官制……………二〇二頁

國家總動員法中改正法律

(昭和十六年三月三日
法律第十九號)

國家總動員法中左ノ通改正ス

- 第五條中「又ハ地方公共團體」ヲ、「地方公共團體又ハ政府ノ指定スル者」ニ改ム
- 第六條中「若ハ解雇」ノ下ニ「、就職、從業若ハ退職」ヲ加ヘ「賃金其ノ他ノ勞動條件」ヲ「賃金、給料其ノ他ノ從業條件」ニ改ム
- 第八條中「總動員物資」ヲ「物資」ニ改ム
- 第十條中「使用又ハ收用スルコトヲ得」ヲ「使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得」ニ改ム
- 第十一條中「資金ノ運用」ヲ「資金ノ運用、債務ノ引受若ハ債務ノ保證」ニ改ム
- 第十三條第三項中「土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得」ヲ「土地若ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得」ニ改ム
- 第十四條中「使用又ハ收用スルコトヲ得」ヲ「使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ特許發明及登錄實用新案ヲ實施セシメ若ハ特許權、商標權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用セシムルコトヲ得」ニ改ム

本法關係

- ニ改ム
- 第十五條中「前二條ノ規定ニ依リ」ノ下ニ「政府ノ」ヲ、「十年内ニ拂下グルトキ」ノ下ニ「又ハ第十三條第三項ノ規定ニ依リ總動員業務ヲ行フ者ノ收用シタルモノ收用シタル時ヨリ十年内ニ不用ニ歸シタルトキ」ヲ加フ
- 第十六條ノ二 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ關スル設備又ハ權利ノ讓渡其ノ他ノ處分、出資、使用又ハ移動ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得
- 第十六條ノ三 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ開始、委託、共同經營、讓渡、廢止若ハ休止又ハ法人ノ目的變更、合併若ハ解散ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得
- 第十七條中「總動員業務タル」ヲ削ル
- 第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主又ハ其ノ團體ニ對シ當該事業ノ統制又ハ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル團體又ハ會社ノ設立ヲ命ズルコトヲ得
- 前項ノ命令ニ依リ設立セララルル團體ハ法人トス
- 第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ爲サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得
- 第一項ノ團體設立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該

本法關係

團體ノ構成員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ團體ノ構成員タラシムルコトヲ得

政府ハ第一項ノ團體ニ對シ其ノ構成員(其ノ構成員ノ構成員ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ事業ニ關スル統制規程ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ變更ヲ命ジ又ハ其ノ構成員若ハ構成員タル資格ヲ有スル者ニ對シ團體ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第一項ノ團體又ハ會社ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條ノ二 第十六條ノ二ノ規定ニ依リ設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資ヲ命ジ又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依リ事業ノ讓渡ヲ命ジタル場合ニ於テ讓渡者又ハ出資者ノ負擔スル債務ノ承擔及其ノ擔保ノ處理ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條ノ三 第十六條ノ二ノ規定ニ依リ設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資、第十六條ノ三ノ規定ニ依リ事業ノ讓渡若ハ法人ノ合併又ハ社ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ課稅標準ノ計算ニ關スル特例ヲ設ケ又ハ租稅ノ減免ヲ爲スコトヲ得

第十九條中「又ハ加工賃」ヲ、「加工賃、修繕料其ノ他ノ財産的給付」ニ改ム

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條、第十四條若ハ第十六條ノ二ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通、

二

有價證券ノ購募、引受若ハ買入、債務ノ引受若ハ債務ノ保證ノ命令、第十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ委託、讓渡、廢止若ハ法人ノ目的變更若ハ解散ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス但シ第二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

總動員業務ヲ行フ者ハ第十條、第十三條第三項又ハ第十四條ノ規定ニ依リ使用、收用又ハ實施ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償スベシ

第二十九條中「拂下」ヲ「買受」ニ改ム

第三十一條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十三條中第二號及第六號ヲ削リ第三號ヲ第二號トシ以下順次一ツツ繰上グ

第三十四條中第三號ヲ第五號トシ以下順次二號ツツ繰下ゲ第二號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

三 第十六條ノ二ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

四 第十六條ノ三ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十五條中「前三條」ヲ「前四條」ニ改ム

第三十八條第一號中「組合」ヲ「團體又ハ會社」ニ改メ同條中第二號ヲ第三號トシ第三號ヲ第四號トシ第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

國家總動員法中改正法律施行期日ノ件

(昭和十六年三月二十二日勅令第二百五號)

昭和十六年法律第十九號ハ昭和十六年三月二十日ヨリ之ヲ施行ス

國家總動員法等ノ施行ノ統轄ニ關スル件

(昭和十四年九月三十日勅令第六百七十二號)

第一條 各省大臣又ハ朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使、樺太廳長官若ハ南洋廳長官國家總動員法(關東州國家總動員令及昭和十三年勅令第三百十七號ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ施行ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ之ヲ廢止變更セントスルトキハ內閣總理大臣ニ協議スベシ

第二條 內閣總理大臣ハ關係各廳ニ對シ國家總動員法ノ施行ニ關スル事項ニ付統轄上必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照) 昭和十三年五月四日公布勅令第三百十七號ハ南洋群島ニ

二 第十八條第六項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第四十五條ニ左ノ一項ヲ加フ

第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ事業ノ統制ヲ目的トシテ設立セラレタル團體又ハ會社其ノ他本法ニ依ル命令ニ依リ統制ヲ爲ス法人其ノ他ノ團體ノ役員若ハ使用人又ハ其ノ職ニ在リタル者其ノ業務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩又ハ竊用シタルトキ亦前項ニ同ジ

第十六條第一項中「設立シタル組合ノ役員其ノ職務」ヲ「事業ノ統制ヲ目的トシテ設立セラレタル團體又ハ會社其ノ他本法ニ依ル命令ニ依リ統制ヲ爲ス法人其ノ他ノ團體ノ役員又ハ使用人其ノ擔當スル統制事務」ニ改ム

第四十八條中「第三十二條」ヲ「第三十一條ノ二」ニ改ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

價格等統制令

昭和十四年十月十八日
勅令第七百三號

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號）ニ於テ南洋群

島ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第十九條ノ規定ニ基キ價格、運送費、保管料、損害保険料、賃賃料又ハ加工賃（以下價格等ト稱ス）ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 價格等ハ昭和十四年九月十八日（以下指定期日ト稱ス）ニ

於ケル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ關令ノ定ムル所ニ依リ價格等ノ支拂者又ハ受領者ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル場合及本令施行ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 注文生産品ノ價格ニ付生産者ガ生産ニ著手シタルモノ

二 其ノ他ノ價格ニ付買主其ノ他ノ支拂者ガ目的物ノ引渡ヲ受ケタルモノ

三 運送費又ハ加工賃ニ付運送人又ハ加工者ガ目的物ノ引渡ヲ受ケタルモノ

四 保管料、損害保険料又ハ賃賃料ニ付支拂者ガ履行遲滞ニ在ルモノ

前項ノ指定期日ニ於ケル額ハ價格等ノ受領者ニ付テノ額ニ依リ受

價格關係

領者別ニ定マルモノトシ指定期日ニ爲シタル契約アル場合ハ其ノ契約額（同ジ事情ノ下ニ於テ數種ノ契約額アリタルトキハ其ノ最高額）、偶々指定期日ニ爲シタル契約ナカリシ場合ハ契約ヲ爲シタルベキ額トス

價格等ニ付前項ノ規定ニ依ル額ナキ場合ニ於テハ關令ノ定ムルモノヲ以テ指定期日ニ於ケル額トス

第三條 商工業業者等ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ關令ノ定ムル所ニ依リ前條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ及其ノ構成員（構成員ガ組合其ノ他之ニ準ズルモノナル場合ハ其ノ構成員ヲモ含ム、第二項ノ場合亦同ジ）ニ付テハ其ノ額ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

行政官廳必要アリト認ムルトキハ關令ノ定ムル所ニ依リ商工業業者等ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノノ地區内ニ於テ其ノ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ其ノ構成員ニ非ザルモノニ付テモ前項ノ規定ニ依ル額ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル處分アリタル場合ニ於テ第一項ノ規定ニ依ル額ノ變更アリタルトキハ前項ノ額ハ當該變更額ニ變更セラレタルモノトス

第一項ノ規定ニ依ル認可又ハ第二項ノ規定ニ依ル處分ハ此等ノ處分實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際前條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

價格關係

第八條 行政官廳ハ指定期日ニ於ケル額(前條第一項若ハ第二項又ハ第二十條ノ規定ニ依リ看做サルモノヲ除ク)ガ著シク不當ト認メラルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ヲ引下グルコトヲ得但シ其ノ引下實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

第五條 前三條ノ規定ハ有價證券ノ價格及質貸料、土地及建物ノ價格其ノ他閣令ヲ以テ定ムル價格等ニ付テハ之ヲ適用セズ

第六條 價格等ハ第二條乃至第四條ノ規定ニ拘ラズ他ノ法令ニ定ムル額又ハ他ノ法令ニ基ク行政官廳ノ決定、命令、許可、認可其ノ他ノ處分アリタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ本令施行後ノ處分ハ處分實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

前項ノ他ノ法令ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 前條ニ規定スル場合ヲ除クノ外行政官廳閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等(有價證券ノ價格及質貸料ヲ除ク以下同ジ)ノ額ヲ指定シタルトキハ第二條乃至第四條ノ規定ニ拘ラズ其ノ額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等ノ支拂者又ハ受領者ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ指定ハ指定實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナ

シ

第八條 支拂條件、引渡條件其ノ他ノ契約條件ノ變更(第六條ニ規定スル他ノ法令ニ依ルモノ及他ノ法令ニ基ク行政官廳ノ決定、命令、許可、認可其ノ他ノ處分アリタルモノヲ除ク)ニシテ支拂者ニ不利益ト爲ルモノハ其ノ限度ニ於テ之ヲ價格等ノ額ノ引上ト看做ス

第九條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第二條、第六條又ハ第七條ノ規定ニ依リ禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第十條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ價格等ノ原價ニ關シ計算ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ生産、販賣、運送、保管、質貸、損害保險若ハ加工ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、販賣所、倉庫、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帯セシムベシ

第十二條 本令ハ左ニ掲グル價格等ニハ之ヲ適用セズ

一 取引所又ハ日本米穀株式會社若ハ朝鮮米穀市場株式會社ノ開設スル米穀市場ニ於ケル賣買取引ノ價格

二 關東州、滿洲及支那以外ノ地ト本令施行地トノ間ニ於ケル輸出入取引ノ價格及兩地域間ニ於ケル運送ノ運送費

三 其ノ他閣令ヲ以テ定ムルモノ

第十三條 本令ハ契約ノ當否者ニシテ營利ヲ目的トシテ當該契約ヲ爲スニ非ザルモノニハ之ヲ專用セズ但シ當該契約ヲ爲スコトガ自己ノ業務ニ屬スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第十五條 本令ノ施行ニ關スル主務大臣ハ左ノ各號ニ定ムル所ニ依リ

一 農林水産物ノ生産者及其ノ組織スル法人ノ販賣スル場合ノ農林水産物ノ價格及農林水産業專用物品ノ價格ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣

二 酒造稅法ノ酒類及酒精及酒精含有飲料稅法ノ酒精及酒精含有飲料ノ價格ニ關スル事項ニ付テハ商工大臣及大藏大臣

三 醫藥品ノ價格ニ關スル事項ニ付テハ商工大臣及厚生大臣

四 運送貨物ニ運送ニ直接關聯スル保管料及質貸料ニ關スル事項ニ付テハ陸上運送ニ在リテハ鐵道大臣、水上運送及航空運送ニ在リテハ遞信大臣

五 田、畑、山林及原野ノ價格及質貸料、家畜ノ質貸料、農林水産物ノ保管ヲ目的トスル倉庫(倉庫營業者及商工業者ノ組織スル法人ノ營ム倉庫ヲ除ク)ノ保管料及閣令ヲ以テ定ムル農林水産物及農林水産業專用物品ノ加工費ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣

價格關係

六 船舶ノ價格及質貸料ニ關スル事項ニ付テハ遞信大臣但シ總噸數二十噸未満ノ漁船ノ賣買價格及質貸料ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣及遞信大臣

七 兵器、彈藥、艦船等ニシテ軍機保護上必要アルモノニ關スル

第二條ニ規定スル事項ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣

八 前各號ノ場合ヲ除クノ外商工大臣

九 第六條ニ規定スル法令ニ於テ規定スル價格等ニ關スル事項ニ付テハ前各號ニ拘ラズ當該法令ニ於ケル主務大臣

第十六條 前條第七號ニ掲グル場合ヲ除クノ外本令中主務大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

附 則

第十七條 本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 第二條乃至第四條ノ規定ハ昭和十五年十月十九日迄其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第十九條 左ニ掲グル命令ハ之ヲ廢止ス

昭和十四年農林省令第四十二號農林水産物及農林水産業用品販

價格關係

賣價格取締規則

- 昭和十三年商工省令第二十四號綿絲販賣價格取締規則
 - 昭和十三年商工省令第三十一號ステープルファイバー及ステープルファイバー絲販賣價格取締規則
 - 昭和十三年商工省令第五十六號販賣價格取締規則
 - 昭和十三年商工省令第六十三號人造絹絲物品販賣價格取締規則
 - 昭和十三年商工省令第七十五號毛絲販賣價格取締規則
 - 昭和十四年商工省令第六十三號絹紡絲販賣價格取締規則
 - 昭和十三年朝鮮總督府令第二百十八號朝鮮物品販賣價格取締規則
 - 昭和十三年臺灣總督府令第四百十四號物品販賣價格取締規則
 - 昭和十三年樺太廳令第六十三號物品販賣價格取締規則
 - 昭和十三年南洋廳令第三十八號南洋群島物品販賣價格取締規則
- 左ニ掲グル規定ハ之ヲ即除ス
- 昭和十三年商工省令第四十五號皮革配給統制規則第九條及第十條
 - 昭和十四年朝鮮總督府令第三十一號(昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依ル皮革ノ配給統制ニ關スル件)第八條及第九條
 - 昭和十三年臺灣總督府令第八十四號皮革配給統制規則第五條及第六條
 - 昭和十四年樺太廳令第三十六號皮革配給統制規則第六條及第七條

條

- 前二項ニ掲グル命令及規定ハ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス
- 第二十條 左ニ掲グル規定ニ依ル農林大臣、商工大臣、朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官ノ指定シタル日ニ於ケル販賣價格ハ之ヲ第二條ノ指定期日ニ於ケル額ト看做ス
- 昭和十四年農林省令第四十二號農林水產物及農林水產業用品販賣價格取締規則第一條
 - 昭和十三年商工省令第五十六號物品販賣價格取締規則第一條
 - 昭和十三年朝鮮總督府令第二百十八號朝鮮物品價格販賣取締規則第一條
 - 昭和十三年臺灣總督府令第四百十四號物品販賣價格取締規則第一條
 - 昭和十三年樺太廳令第六十三號物品販賣價格取締規則第一條
 - 昭和十三年南洋廳令第三十八號南洋群島物品販賣價格取締規則第一條
- 第二十一條 左ニ掲グル規定ニ依リ農林大臣、商工大臣、朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官、南洋廳長官、地方長官、朝鮮總督府道知事、臺灣總督府州知事若ハ廳長又ハ南洋廳支廳長ノ爲シタル販賣價格指定又ハ許可ハ第二條第一項但書又ハ第七條第一項ノ規定ニ依リ各相當ノ行政官廳ノ爲シタル價格ノ額ノ指定又ハ許可ト看做ス但シ閣令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

昭和十四年農林省令第四十二號農林水產物及農林水產業用品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年商工省令第二十四號綿絲販賣價格取締規則第一條第二項

昭和十三年商工省令第三十一號ステープルファイバー及ステープルファイバー絲販賣價格取締規則第一條第二項

昭和十三年商工省令第四十五號皮革配給統制規則第九條

昭和十三年商工省令第五十六號物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年商工省令第六十三號人造絹絲販賣價格取締規則第一條第二項

昭和十三年商工省令第七十五號毛絲販賣價格取締規則第一條第二項

昭和十四年商工省令第六十三號絹紡絲販賣價格取締規則第一條

昭和十三年朝鮮總督府令第二百十八號朝鮮物品販賣價格取締規則第一條

昭和十四年朝鮮總督府令第三十一號(昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依ル皮革ノ配給統制ニ關スル件)第八條

昭和十三年臺灣總督府令第八十四號皮革配給統制規則第五條

昭和十三年臺灣總督府令第二百十八號物品販賣價格取締規則第一條

昭和十三年樺太廳令第六十三號物品販賣價格取締規則第一條

價格關係

價格關係

價格關係

價格關係

價格關係

價格等統制令中改正ノ件

(昭和十六年九月十九日勅令第六百三十五號)

- 昭和十四年樺太廳令第三十六號皮革配給統制規則第六條
 - 昭和十三年南洋廳令第三十八號南洋群島物品販賣價格取締規則第一條
- (參照) 昭和十三年四月一日公布法律第五十五號國家總動員法第十九條・第三十一條

價格等統制令中左ノ通改正ス

第十五條第一號中「農林水產物ノ生産者及其ノ組織スル法人ノ販賣スル場合ノ農林水產物ノ價格並ニ」ヲ「農林水產物及」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照) 昭和十四年十月十八日公布勅令第七百三十三號價格等統制令第十五條

價格等統制令中改正ノ件

(昭和十五年十月十九日)
勅令第六百七十七號

第二條第三項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ閣令ノ定ムルモノガ判定困難ナル場合ニ於テ價格等ノ受領者ノ申請アルトキハ行政官廳ニ於テ其ノ額ヲ指示シ其ノ指示額ヲ以テ指定期日ニ於ケル額トス

第六條ノ二 前條ニ規定スル場合ヲ除クノ外主務大臣ノ指定スル特殊ノ物ノ價格等ニ付テハ其ノ受領者ニ於テ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ニ付行政官廳ノ認可ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テハ其ノ物ノ價格等ハ第二條乃至第四條ノ規定ニ拘ラズ其ノ認可額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ前項ノ指定實施ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際第二條第一項但書各號ノ一ニ該當スルモノニハ之ヲ適用セズ

第一項ノ主務大臣ノ指定ニ關シテハ閣令ノ定ムル所ニ依ル

第七條第一項中「前條」ヲ「前二條」ニ改ム

第九條中「、第六條又ハ第七條」ヲ「又ハ第六條乃至第七條」ニ改ム

第十二條第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 蒔、生絲、棉花又ハ綿布ノ取引所ニ於ケル賣買取引ノ價格第十八條中「昭和十五年十月十九日」ヲ「昭和十六年十月十九日」

ニ改ム
附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十八條ノ改正規定及附則第二項ノ規定ヲ除クノ外朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

價格等統制令第二條第一項但書又ハ第七條第一項但書ノ規定ニ依リ行政官廳ノ許可ニシテ昭和十五年十月十九日ヲ以テ其ノ有効期間ノ滿了スルモノハ昭和十六年四月十八日迄仍其ノ效力ヲ有ス但シ當該行政官廳ガ別段ノ處分ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

(參照) 昭和十四年十月十八日公布勅令第七百三號價格等統制令第二條、三條、四條、六條、七條、九條、十二條、十八條、

價格等統制令施行規則

(昭和十四年十月十九日)
勅令第十三號

第一條 價格等統制令(以下統制令ト稱ス)

第二條第一項但書又ハ同令第七條第一項但書ノ許可ノ申請ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

一 關東州、滿洲及支那以外ノ地ニ輸出セラルルコト明カナル物ヲ賣買スルトキ

二 輸入價格ノ昂騰特ニ著シキ輸入品ヲ賣買スルトキ

第三條 統制令第二條第三項ノ規定ニ依リ指定期日ニ於ケル價格ノ額ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 季節品ニ付テハ最近ノ季節ノ市場價格ノ變動ヲ參酌シタルモノ

二 新製品ニ付テハ之ニ類似スル物ノ指定期日ニ於ケル市場價格又ハ之ニ準ズルモノニ付原價ノ差異ヲ參酌シタルモノ

三 前各號ニ掲グル物以外ノ物ニ付テハ指定期日ニ於ケル市場價格又ハ之ニ準ズルモノ

前項各號ニ掲グル價格ノ判定困難ナル場合ニ於テ受領者ノ申請アリタルトキハ地方長官(主務大臣特ニ定メタルトキハ主務大臣)又ハ主務大臣ノ指定スル法人若ハ團體其ノ額ノ指示ヲ爲スコトヲ得前二項ノ規定ハ物以外ノモノノ價格、運送費、保管料、損害保險料、賃貸料及加工費ノ額ニ付之ヲ準用ス

第四條 統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ認可ノ申請ハ左ニ掲グル區別ニ依リ主務大臣又ハ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

一 數府縣又ハ全國ヲ地區トスル組合其ノ他之ニ準ズルモノニ在リテハ主務大臣

二 道府縣又ハ其ノ一部ヲ地區トスル組合其ノ他之ニ準ズルモノニ在リテハ地方長官

前項ニ掲グル組合其ノ他之ニ準ズルモノニシテ主務大臣ノ指定シタルモノニ付テハ前項各號ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ定ムル行政官廳ニ申請スベシ

三 其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキ

前項ノ許可ハ價格等ノ支拂者又ハ受領者ノ何レカ一方ニ於テ之ヲ受クルヲ以テ足ル

第二條 前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ氏名又ハ名稱、住所又ハ主たる事務所ノ所在地及業務ノ種類並ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ主務大臣(主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官)ニ提出スベシ

一 前條第一項第一號ノ場合ニ於テハ其ノ物ノ名稱、品種、數量及輸出セラルルコトヲ明カナラシムル事項並ニ價格等ノ支拂者ガ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ買受先、豫定買受價格其ノ他ノ豫定買受條件、豫定販賣先及豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件、價格等ノ受領者ガ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ販賣先及豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件

二 前條第一項第二號ノ場合ニ於テハ其ノ輸入品ノ名稱、品種及數量並ニ價格等ノ支拂者ガ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ買受先及豫定買受價格其ノ他ノ豫定買受條件、價格等ノ受領者ガ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ買受先、豫定買受價格其ノ他ノ豫定買受條件、販賣先及豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件

三 前條第一項第三號ノ場合ニ於テハ前二號ニ準ズル事項及已ムヲ得ザル事由ノ詳細

前項ノ申請書ニシテ主務大臣ニ提出スベキモノハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外地方長官ヲ經由スベシ

價格關係

第五條 前條ノ申請ヲ爲スニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スベシ

- 一 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ名稱及地區
- 二 構成員(統制令第三條第一項ノ構成員ヲ謂フ以下同ジ)タル資格及構成員ノ概數
- 三 統制令第三條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スベシ

- 一 定款又ハ規約ノ寫
- 二 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額ヲ定ムルヲ必要トスル事由及其ノ額ノ算定基礎ヲ明カニスル書面
- 三 前條ノ申請ヲ爲スベキ旨ノ決議書又ハ同意書ノ寫

第六條 統制令第二條第一項但書若ハ第七條第一項但書ノ許可又ハ同令第三條第一項ノ認可ニハ制限又ハ條件ヲ附スルコトアルベシ

第七條 主務大臣又ハ地方長官統制令第三條第一項ノ認可ヲ爲シタルトキハ左ノ事項ヲ公示ス

- 一 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ名稱及地區
- 二 構成員タル資格
- 三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日
- 四 認可ニ附シタル制限又ハ條件

第八條 統制令第三條第二項ノ處分ハ同條第一項ノ認可ヲ爲シタル

主務大臣又ハ地方長官處分ノ旨及前條各號ニ掲グル事項ヲ公示スルコトニ依リ之ヲ爲ス

第九條 統制令第四條ノ規定ニ依ル處分ハ主務大臣又ハ地方長官價格等ノ受領者ニ對シ左ノ事項ヲ通知スルニ依リ之ヲ爲ス

- 一 價格等ノ引下後ノ額
- 二 引下實施ノ日

第十條 統制令第二條乃至第四條ノ規定ハ左ニ掲グル價格等ニハ之ヲ適用セズ

- 一 財團、營業及無體財產權ノ價格及貨貸料
- 二 書畫骨董ノ價格
- 三 鮮魚介類(冷凍魚介類及鱈ヲ除ク)、生蔬菜及生果實ノ價格
- 四 家畜ノ價格及貨貸料並ニ家禽及立木竹ノ價格
- 五 輸出品タル綿絲及輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フル綿絲(關東州、滿洲及支那向ノモノヲ除ク)ノ價格
- 六 生絲(玉絲及野蠶絲ヲ除ク)及繭(玉繭及屑繭ヲ除ク)ノ價格

第十一條 統制令第六條第二項ノ規定ニ依リ法令ヲ定ムルコト左ノ如シ

- アルコール專賣法
- 阿片法
- 遠洋航路補助法
- 家畜保險法

瓦斯專賣法

漁船保險法

軌道法

輕金屬製造專賣法

工作機械製造專賣法

航路統制法

航空法

航空機製造專賣法

小運送業法

索道專賣規則(昭和二年逓信省令第三十六號)

鹽專賣法

鹽賣捌規則

飼料配給統制法

重要肥料統制法

森林火災國營保險法

人造石油製造專賣法

自動車製造專賣法

自動車交通專賣法

石油業法

製鐵專賣法

粗製樟腦樟腦油專賣法

倉庫業法

價格關係

煙草專賣法

煙草賣捌規則

中央卸賣市場法

地方鐵道法

電力管理法

電氣事業法

電力調整令

鐵道營業法

鐵道運輸規程

農業保險法

農業倉庫業法

米穀統制法

米穀配給統制法

酪農業調整法

臨時肥料配給統制法

硫酸アンモニア増産及配給統制法

臨時船舶管理法

昭和十二年法律第九十二號(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律)

第十二條 統制令第七條ノ規定ニ依ル額ノ指定ハ主務大臣之ヲ爲スモノトス但シ主務大臣ニ於テ地方長官ガ額ノ指定ヲ爲スベキ旨ヲ定メタルモノニ付テ地方長官額ノ指定ヲ爲スモノトス

價格關係

第十三條 統制令第七條ノ規定ニ依ル額ノ指定ハ告示ニ依リテ之ヲ爲ス但シ軍機保護上告示ヲ不適當トスルモノニ付テハ價格等ノ受領者ニ對スル通知ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第十四條 統制令第十一條第一項ノ行政官廳ハ主務大臣又ハ地方長官トス

同條第二項ノ證券ハ別記様式ニ依ル

第十五條 統制令第十二條第三號ニ掲グル價格等ハ左ニ掲グルモノトス

一 私設保稅工場設置ノ特許ヲ受ケタル者ニシテ明治三十七年勅令第九號第一條第三項ノ規定ノ適用ヲ受ケタルモノガ同項ニ規定スル事由ニ因リ當該保稅工場ノ作業ニ使用スル物品ノ買入價格

二 金地金、金ノ合金、金ヲ主タル材料トスル物及産金法ノ合金鑛產物ノ價格並ニ金資金特別會計法ニ依リ金資金ヲ運用スル場合ノ物ノ價格

三 國營ノ鐵道、軌道及自動車並ニ其ノ附帶ノ業務ニ關スル運送賃、賃貨料及保管料

四 統制令施行地以外ノ地相互間（關東州、滿洲及支那ノ各地相互間ヲ除ク）ニ於ケル運送ノ運送賃

五 統制令施行地以外ノ地へ支拂ヒ又ハ統制令施行地以外ノ地ヨリ受領スル保稅料（統制令施行地ト關東州、滿洲又ハ支那トノ間ノ運送ニ對スル貨物ノ保稅又ハ航海ニ對スル船舶ノ保稅ノ保

一四

險料ヲ除ク）及統制令施行地以外ノ地（關東州、滿洲及支那ヲ除ク）相互間ノ運送ニ對スル貨物ノ保稅又ハ航海ニ對スル船舶ノ保稅ノ保稅料

六 再保險料

七 日本船舶ニ非ザル船舶ノ賃貨料

第十六條 第二條第一項又ハ第五條ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書及之ニ添付スベキ書類ハ各二通ヲ提出スベシ

第十七條 主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ價格等ノ支拂者若ハ受領者又ハ組合其ノ他之ニ準ズルモノヲ指定シ其ノ第一條第一項又ハ第五條ノ規定ニ依リ添付スベキ申請書及之ニ添付スベキ書類ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ價格等ノ支拂者若ハ受領者又ハ組合其ノ他之ニ準ズルモノヲ指定シ本令ニ定ムルモノノ外必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 統制令第十五條第五號ノ加工賃ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 米穀其ノ他ノ穀物ノ糶摺賃及乾燥賃

二 炭 燒賃

三 生絲挽賃

四 肥料ノ加工賃

第十九條 本令ニ於テ主務大臣、主務大臣又ハ地方長官、地方長官トアルハ陸上運送賃並ニ陸上運送ニ直接關聯スル保管料及賃貨料ニ關スル事項ニ付テハ第四條第一項第一號ノ場合ヲ除クノ外地方

附 則

本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス
別記様式（用紙ノ大サハ日本標準規格A7トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス）

鐵道事業、軌道事業（人力又ハ馬力ヲ動力トスルモノヲ除ク）及自動車運轉事業ニ在リテハ鐵道大臣、人力又ハ馬力ヲ動力トスル軌道事業ニ在リテハ起點所在地ヲ管轄スル地方長官、小運送業ニ在リテハ所管鐵道局長、其ノ他ノ陸上運送事業ニ在リテハ主たる事業地ヲ管轄スル地方長官（東京府ニ於テハ警視總監但シ索道事業ニ在リテハ東京府知事及警視總監）トス但シ第十四條ノ場合ニ在リテハ地方鐵道事業、軌道事業（人力又ハ馬力ヲ動力トスルモノヲ除ク）及自動車運轉事業ヲ除クノ外鐵道大臣及小運送業ニ在リテハ當該鐵道局長、其ノ他ノ陸上運送事業ニ在リテハ當該地方長官（東京府ニ於テハ人力又ハ馬力ヲ動力トスル軌道事業ヲ除クノ外警視總監但シ索道事業ニ在リテハ東京府知事及警視總監）トス

本令ニ於テ主務大臣、主務大臣又ハ地方長官、地方長官トアルハ船舶ノ價格、賃貨料及水上運送賃ニ關スル事項ニ付テハ總噸數百噸以上ノ汽船以外ノ船舶ノ買價價格賃貨料及運送賃並ニ長サ五十五米未滿ノ船舶ノ製造價格ニ在リテハ所轄通信局長、其ノ他ニ在リテハ通信大臣トス但シ事ヲ湖川ヲ航行スル船舶及總噸數二十噸未滿ノ船舶（浮船、曳船及總噸數五噸以上ノ運送船ヲ除ク）ノ買價價格、賃貨料及運送賃並ニ總噸數五噸未滿ノ船舶ノ製造價格ニ在リテハ地方長官（東京府ニ於テハ運送賃ニ在リテハ東京府知事及警視總監）トス

價格關係

本令ニ於テ地方長官トアルハ醫藥品ノ價格ニ關スル事項ニ付テハ東京府ニ於テハ東京府知事及警視總監トス

價格關係

別記様式(用紙ノ大テハ日本標準規格A7トシ中央縮減ノ所ヨリニ折ト爲ス)
(表裏)

Blank form area for price relationship details.

價格等統制令第十一條ノ規定ニ依ル體面

價格等統制令施行規則中改正

(昭和十五年六月五日)
附 則 第七號

第十一條中(自動車交通事業法)ノ次ニ「石炭配給統制法」ヲ、「倉庫業法」ノ次ニ「造船事業法第十四條(同法施行令第二十八條及損害保險國營再保險法第二十九條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」ヲ加フ

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照) 昭和十四年十月十九日閣令第十三號價格等統制令施行規則第十一條

價格等統制令施行規則中改正

(昭和十五年七月八日)
附 則 第八號

第十一條中「製鐵事業法」ノ次ニ「製鐵用輸入原料配給等統制令」ヲ、「鐵道運輸規程」ノ次ニ「日本輸出農產物株式會社法」ヲ加フ

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照) 昭和十四年十月十九日閣令第十三號價格等統制令施行規則第十一條

價格關係

(裏面)

Form area for price relationship details, including a stamp box and text.

官 署 氏 名
官 署 氏 名
官 署 氏 名

昭和 年 月 日交付

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ職務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得
國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨グ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
價格等統制令第十一條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ生産、販賣、運送、保管、買貨、損害保險若ハ加工ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、販賣所、倉庫、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ職務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス體面ヲ持テセシムベシ

價格等統制令施行規則中改正

(昭和十五年七月二十日)
附 則 第九號

第十一條中「硫酸アンモニア増産及配給統制法」ヲ削リ「鐵道運輸規程」ノ次ニ「日本肥料株式會社法」ヲ加フ

附 則

本令ハ昭和十五年七月二十二日ヨリ之ヲ施行ス

(參照) 昭和十四年十月十九日閣令第十三號價格等統制令施行規則第十一條

價格等統制令施行規則中改正

(昭和十五年十月二日)
附 則 第十號

第十一條中「米穀配給統制法」ノ次ニ「保稅工場法」ヲ加フ
第十五條第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 特殊保稅工場ノ工場主ガ關東州、滿洲及支那以外ノ地ニ貨物ヲ輸出スル爲當該保稅工場ノ作業ニ使用スル物品ヲ買入ルル場合ノ價格

一ノ二 前號ニ掲グル作業ニ依リ生ジタル貨物ヲ關東州、滿洲及支那以外ノ地ニ輸出スル爲販賣スル場合ノ價格

價格關係

一ノ三 關稅法第六十三條第一項ノ規定ニ依リ稅關長ガ貨物ヲ買上グル場合ノ價格

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照) 昭和十四年十月十九日閣令第十三號價格等統制令施行規則第十一條、第十五條

價格等統制令施行規則中改正

(昭和十五年十月十六日) 閣令第十一號

第十五條ニ左ノ一號ヲ加フ

八 昭和十五年商工省令第六十六號(關東州、滿洲及支那ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件)第一條ノ規定ニ依ル調整機關ノ指定輸出品ノ買取價格及輸出價格、調整機關ガ輸出ノ委託ヲ爲ス場合ニ於ケル調整機關ノ受領價格及受託者ノ輸出價格、調整機關ノ同令第六條ノ規定ニ依ル指定輸入品ノ輸入價格並ニ調整機關ガ輸入ノ委託ヲ爲ス場合ニ於ケル受託者ノ輸入價格及調整機關ヨリノ受領價格

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照) 昭和十四年十月十九日閣令第十三號價格等統制令施行規則

則第十五條

價格等統制令施行規則中改正

(昭和十五年十月十九日) 閣令第十二號

第三條第二項ヲ削リ同條第三項中「前二項」ヲ「前項」ニ改ム
第三條ノ二 統制令第一條第三項但書ノ指示ハ主務大臣(主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官)之ヲ爲ス
第六條中「又ハ同令第三條第一項」ノ次ニ「若ハ第六條ノ二」ヲ加フ
第十一條ノ二 統制令第六條ノ二ノ物ノ指定ハ物ノ性質、機能、構造等ニ鑑ミ其ノ價格等ニ付同令第七條又ハ海運統制令第八條若ハ第九條ノ規定ニ依リ一般ノ額ノ指定ヲ爲スヲ著シク不適當又ハ困難ト認メラルモノニ限リ之ヲ爲スモノトス
前項ノ物ノ指定ハ告示ニ依リテ之ヲ爲ス
第十一條ノ三 統制令第六條ノ二ノ認可ハ主務大臣之ヲ爲ス
第十一條ノ四 前條ノ認可ノ申請ヲ爲サントスル者ハ氏名、住所又ハ主たる事務所所在地及業務ノ種類並ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ
一 其ノ物ノ名稱、品種、構造、機能其ノ他其ノ物ノ特質ヲ明カニスル事項
二 販賣先、販賣數量、豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件

三 豫定販賣價格見積ノ根據

第十六條中「又ハ第五條」ヲ「第五條又ハ第十一條ノ四」ニ改ム
第十七條中「又ハ第五條」ヲ「第五條又ハ第十一條ノ四」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照) 昭和十四年十月十九日閣令第十三號價格等統制令施行規則第三條、第六條、第十六條、第十七條第一項

價格等統制令施行規則中改正

(昭和十六年一月二十日) 閣令第一號

第十五條ニ左ノ一號ヲ加フ

九 輸出品及輸出品用原材料配給統制規則(昭和十五年商工省令第六十六號)第一條ノ規定ニ依ル統制機關ノ指定輸出品ノ買受價格、販賣價格及統制機關ガ指定輸出品ノ輸出ノ委託ヲ爲ス場合ニ於ケル統制機關ノ受領價格並ニ同令第六條ノ規定ニ依ル配給機關ノ指定輸出品用原材料ノ買受價格、販賣價格及配給機關ガ指定輸出品用原材料ノ輸入ノ委託ヲ爲ス場合ニ於ケル受託者ノ配給機關ヨリノ受領價格

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

價格關係

(參照) 昭和十四年十月十九日閣令第十三號價格等統制令施行規則第十五條

價格等統制令施行規則中改正

(昭和十六年一月二十五日) 閣令第二號

第二條第二項ヲ左ノ如ク改ム
前項ノ申請書ニシテ主務大臣ニ提出スベキモノハ主務大臣特ニ定ムルモノヲ除クノ外地方長官ヲ經由スベシ第十五條ニ左ノ一號ヲ加フ
十 昭和十五年商工省令第一百五號(南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件)第一條ノ規定ニ依ル輸出調整機關ノ指定輸出品ノ買受價格、販賣價格及輸出調整機關ガ指定輸出品ノ輸出ノ委託ヲ爲ス場合ニ於ケル輸出調整機關ガ受領價格並ニ同令第八條ノ規定ニ依ル輸入調整機關ガ指定輸入品ノ輸入ノ委託ヲ爲ス場合ニ於ケル受託者ノ輸入調整機關ヨリノ受領價格

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照) 昭和十四年十月十九日閣令第十三號價格等統制令施行規則第二條、第十五條

價格關係

價格等統制令施行規則ノ規定ニ依ル認可申請ノ件

(昭和十四年十一月二十九日
商工 厚生省告示第二號)

左ニ掲グル團體ハ價格等統制令施行規則第四條第二項ノ規定ニ依リ
商工大臣及厚生大臣ニ價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依ル認可
ノ申請ヲ爲スベシ
一 東京府若ハ大阪府又ハ其ノ一部ヲ地區トスル醫藥品(賣藥ヲ除
ク)ノ卸賣業者ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ

價格統制令第二條第三項但書ノ規定ニ依ル額ノ指示ヲ申請スベキ場合ノ様式

(昭和十五年十一月二十二日
商工省告示第七百四十五號)

様式

價格等統制令第二條第三項但書ノ規定ニ依ル指示申請書
額ノ判定困難ナル(季節品又ハ新製品)何々ニ付價格等統制令第二
條第三項但書ノ規定ニ依ル額ノ指示相受度別紙説明書添附此段及
申請候也

年 月 日

住所又ハ主タル事務所ノ所在地

業務ノ種類

氏 名

又ハ名稱

商工大臣 何

某殿

別紙

- 一 指示ヲ受ケントスル物品ノ名稱、品種、構造、效用及用途
- 二 豫定販賣價格其ノ他ノ豫定販賣條件、豫定販賣先及豫定販賣數量
- 三 豫定販賣價格算出ノ基礎及其ノ説明

四 額ノ判定困難ナル事由ノ詳細

(備考)

- (一) 申請書ノ本文ノ記載方ニ付テハ指示ヲ受ケントスル物品ガ價格等統制令施行規則第三條第一項第一號ニ該當スル場合ニハ「季節品何々」、同第二號ニ該當スル場合ニハ「新製品何々」、同第三號ニ該當スル場合ハ「何々」ト記載スルコト
- (二) 豫定販賣先又ハ豫定販賣數量未定ノ場合ハ記載ノ要ナシ
- (三) 三ノ説明ノ中ニハ豫定販賣價格算出ノ基礎ノ説明ノ外左ノ事項ニ付申請者ニ於テ知リ得ル限リ詳細記載スルコト
 - (イ) 指示ヲ受ケントスル物品ガ季節品ナル場合ニ於テハ指定期日最近ノ季節ノ市場價格又ハ之ニ準ズルモノ
 - (ロ) 指示ヲ受ケントスル物品ガ新製品ナル場合ニ於テハ之ニ類似スル物ノ指定期日ニ於ケル市場價格又ハ之ニ準ズルモノ
 - (ハ) 指示ヲ受ケントスル物品ガ(イ)及(ロ)ニ掲グル物品以外ノモノナル場合ニ於テハ指示期日ニ於ケル市場價格又ハ之ニ準ズルモノ

宅地建物等價格統制令

(昭和十五年十一月二十二日
勅令第七百八十一號)

- 第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十九條ノ規定ニ基ク宅地、宅地ニ供セララルル爲ニ讓渡セララルル宅地以外ノ土地及建物ノ價格並ニ建物ノ所有ヲ目的トスル地上權及土地賃借權ノ價格ニ關スル統制ハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 宅地又ハ建物ノ價格ハ左ノ各號ニ掲グル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 - 一 昭和十四年九月十八日以後有償行爲ニ依リ取得シタル宅地又ハ建物ニ付テハ其ノ對價ニ命令ヲ以テ定ムル額ヲ加算シタル額
 - 二 前號ノ場合ヲ除クノ外昭和十四年九月十八日以後建築竣成シタル建物ニシテ建築竣成後使用又ハ收益ヲ爲シタルモノニ付テハ其ノ建築費ニ命令ヲ以テ定ムル額ヲ加算シタル額、建築竣成後使用及收益ヲ爲サザルモノニ付テハ前段ノ額ニ命令ヲ以テ定ムル利潤ヲ加算シタル額
- 第三條 前條ノ有償行爲、對價及建築費ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

價格關係

價格關係

第四條 第二條第一號ノ宅地若ハ建物又ハ同條第二號ノ建物ヲ讓渡スル場合ニ於テ其ノ宅地若ハ建物ノ價格ニ付取得若ハ建築ノ後減額スベキ事由生ジタルトキ又ハ其ノ價格ノ判定ヲ困難ナラシムル事由アルトキハ第五條ノ場合ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ讓渡人ニ於テ其ノ價格ニ付行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ場合ニ於テハ宅地又ハ建物ノ價格ハ第二條ノ規定ニ拘ラズ前項ノ規定ニ依リ認可アリタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ

第一項ノ事由ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 宅地ノ分讓ヲ爲ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ分讓ヲ爲ス宅地ノ價格ニ付行政官廳ノ認可ヲ受クベシ宅地以外ノ土地ヲ宅地ト爲ス目的ヲ以テ分讓ヲ爲ス場合亦同ジ

前項ノ場合ニ於テハ土地ノ價格ハ第二條ノ規定ニ拘ラズ前項ノ規定ニ依リ認可アリタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ

第一項ノ認可ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ認可ヲ受ケタル價格其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項ヲ公示スベシ

第六條 宅地以外ノ土地ガ宅地ニ供セラルル爲メ讓渡セラルル場合ニ於テハ前條第一項ノ場合ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ其ノ土地ノ價格ニ付行政官廳ノ認可ヲ受クベシ讓渡ノ目的ヲ以テ宅地以外ノ土地ヲ宅地ニ變更シテ之ヲ讓渡スル場合亦同ジ

前項ノ場合ニ於テハ土地ノ價格ハ前項ノ規定ニ依リ認可アリタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ

第七條 行政官廳ハ第二條但書ノ規定ニ依リ許可又ハ前三條ノ規定ニ依リ認可ニ關スル處分ニシテ重要ナルモノハ宅地建物評價委員會ノ意見ヲ聽キ之ヲ爲スコトヲ要ス

宅地建物評價委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第八條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第二條乃至第六條ノ規定ニ依リ禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第九條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ宅地、建物等ノ價格ニ關シ報告ヲ徵シ又當該官吏ヲシテ宅地建物其ノ他ノ場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十條 前八條ノ規定ハ建物ノ所有ヲ目的トスル地上權又ハ土地賃借權ノ價格及土地又ハ建物ノ讓渡契約ニ附隨シテ定メラルル營業權、造作、附屬設備、附屬築造物其ノ他財産上ノ利益ノ價格ニ之ヲ準用ス

第十一條 本令ニ於テ宅地トハ建物所有ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

本令ニ於テ分讓トハ讓渡セントスル自己又ハ他人ノ土地ヲ分割シテ讓渡スベキ旨ヲ廣告シ之ヲ讓渡スルコトヲ謂フ

第十二條 宅地建物評價委員會ニ關スル規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ之ヲ適用セズ

附則

第十三條 本令ハ昭和十五年十一月二十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十二月二十六日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條 第十五條ノ場合ヲ除クノ外本令施行ノ際現ニ土地又ハ建物ニ付存スル讓渡契約ニシテ其ノ目的物ニ付讓受人ノ權利ニ關スル登記アリタルモノ又ハ其ノ目的物ノ引渡ヲ完了シタルモノニ付テハ第二條、第四條及第六條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

前項ノ規定中土地ノ登記ニ關スル部分ハ南洋群島ニ在リテハ之ヲ適用セズ

第十五條 本令施行ノ際現ニ行ハルル土地ノ分讓ニ關シテハ昭和十五年十二月三十一日（朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年一月三十一日）迄ニ爲シタル土地分讓ノ契約ニシテ同日迄ニ其ノ目的物ニ付讓受人ノ權利ニ關スル登記アリタルモノ又ハ其ノ目的物ノ引渡ヲ完了シタルモノニ付テハ同日後ト雖モ第二條及第四條乃至第六條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十六條 前二條ノ規定ハ建物ノ所有ヲ目的トスル地上權又ハ土地賃借權ノ價格及土地又ハ建物ノ讓渡契約ニ附隨シテ定メラルル營業權、造作、附屬設備、附屬築造物其ノ他財産上ノ利益ノ價格ニ之ヲ準用ス

（參照）昭和十三年四月一日公布法律第五十五號國家總動員法第十九條、第三十一條

宅地建物等價格統制令施行規則

（昭和十五年十一月二十一日）
農工省令第九十五號

第一條 宅地建物等價格統制令（以下令ト稱ス）第二條但書ノ許可ノ申請ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

一 讓渡人が當該宅地ニ付著シキ改良工事ヲ爲シタルトキ

二 讓渡人が當該建物ニ付増築又ハ改築ヲ爲シタルトキ

三 其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキ

第二條 前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 申請人及讓渡人又ハ讓受人ノ相手方ノ氏名及住所（法人ニ在リテハ其ノ名稱、主たる事務所ノ所在地並ニ代表者ノ氏名及住所）

二 宅地又ハ建物所在地ノ地番

價格關係

價格關係

三 宅地ニ在リテハ其ノ坪數、建物ニ在リテハ其ノ用途、構造、建坪及延坪

四 對價又ハ建築費

五 第三條第一項ニ規定スル額

六 讓渡又ハ讓受ノ價格

七 價格ノ支拂又ハ受領ノ方法其ノ他讓渡又ハ讓受ニ關スル條件

八 許可ヲ受ケントスル事由ノ詳細

第三條 令第二條第一號及第二號前段ノ規定ニ依リ對價又ハ建築費

ニ加算スル額ハ左ノ各號ニ該當スルモノニシテ讓渡人ニ於テ支出

シタルモノノ額トス

一 登記ニ要シタル費用

二 不動産取得稅及同附加稅

三 建築稅

四 受益者負擔金

令第二條第一號後段ノ規定ニ依リ加算スル利潤ハ建築費ノ百分ノ

七ニ相當スル額トス

第四條 令第三條ノ規定ニ依リ對價ノ範圍ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 賣買ニ依リ取得シタル宅地又ハ建物ニ在リテハ其ノ買入價格

二 交換ニ依リ取得シタル宅地又ハ建物ニ在リテハ當該交換ニ供

セラレタルモノノ價額

三 代物辨濟ニ因リ取得シタル宅地又ハ建物ニ在リテハ當該辨濟

ニ由リ消滅セシメラレタル債權ノ價額

ハ建物ヲ獨立シテ讓渡スル場合

六 交換ニ依リ取得シタル令第二條第一號ノ宅地又ハ建物ヲ讓渡

スル場合ニ於テ當該交換ニ供セラレタルモノガ有價證券以外ノ

モノナル場合

七 代物辨濟ニ依リ取得シタル令第二條第一號ノ宅地又ハ建物ヲ

讓渡スル場合ニ於テ當該辨濟ニ依リ消滅セシメラレタル債權ガ

金錢ヲ目的トスル債權以外ノモノナル場合

第七條 令第四條第一項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項

ヲ記載シタル申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 申請人及讓受人ノ氏名及住所(法人ニ在リテハ其ノ名稱、主

タル事務所ノ所在地並ニ代表者ノ氏名及住所)

二 讓渡スル宅地又ハ建物ニ關シ第二條第二號乃至第五號ニ掲ゲ

タル事項

三 讓渡價格

四 價格ノ受領ノ方法其ノ他讓渡ニ關スル條件

五 認可ヲ受ケントスル事由ノ詳細

第八條 令第五條第一項ノ認可ヲ受ケントスルモノハ左ニ掲グル事

項ヲ記載シタル申請書ヲ分讓廣告前豫メ分讓地所在地ヲ管轄スル

地方長官ニ提出スベシ

一 申請人ノ氏名、職業及住所(法人ニ在リテハ其ノ名稱、業務

ノ種類、主タル事務所ノ所在地並ニ代表者ノ氏名及住所)

二 分讓地所有者ノ氏名及住所(法人ニ在リテハ其ノ名稱、主

價格關係

四 其ノ他ノ有價行爲ニ依リ取得シタル宅地又ハ建物ニ在リテハ

出損シタル費用但シ登記ニ要シタル費用、不動産取得稅及同附

加稅ヲ除ク

第五條 令第三條ノ規定ニ依リ建築費ノ範圍ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 建物ノ工事費(材料費ヲ含ム)

二 設計費及工事監督費

三 工事中ノ地代(自己ノ土地ニ建物ヲ建築シタル場合ニ在リテ

ハ地代相當額)

四 工事中ノ火災保險料

第六條 令第四條第三項ノ規定ニ依リ同條第一項ノ事由ヲ定ムルコ

ト左ノ如シ

一 令第二條第一項ノ宅地若ハ建物又ハ同條第二號ノ建物ニ付讓

渡人ニ於テ權利金其ノ他財産上ノ利益ヲ取得シタル場合

二 令第二條第一號ノ宅地若ハ建物又ハ同條第二號ノ建物ニ付讓

渡人ニ於テ擔保權ヲ設定シタル場合

三 令第二條第一號ノ宅地若ハ建物又ハ同條第二號ノ建物ガ改築

其ノ他ノ事由ニ依リ其ノ坪數ニ減少ヲ來シ又ハ其ノ構造ニ縮少

ヲ來シタル場合

四 令第二條第一號ノ宅地若ハ建物又ハ同條第二號ノ建物ヲ分割

讓渡スル場合

五 令第二條第一號ノ宅地又ハ建物ノ對價ガ其ノ宅地又ハ建物以

外ノモノノ對價ト結合シテ定メラレタル場合ニ於テ當該宅地又

ル事務所ノ所在地並ニ代表者ノ氏名及住所)

三 分讓地ニ關スル分讓地所有者ト分讓者トノ間ニ於ケル委託其

ノ他ノ關係

四 分讓地所在地ノ地番並ニ分讓地ノ地目及坪數

五 分讓地ト取得原因及取得ノ日

六 分讓地ノ取得價格及申請ノ際ノ評價價格

七 分讓地ニ加ヘタル諸施設及其ノ費用

八 分讓區劃別ノ分讓價格

九 價格ノ受領ノ方法其ノ他ノ賣却條件

十 分讓期間

十一 分讓廣告ノ方法

十二 其ノ他分讓價格ヲ算出スルニ參考ト爲ルベキ事項

前項ノ申請書ニハ分讓區劃ヲ明ナラシメ且分讓區劃別ノ分讓價格

ヲ記載シタル分讓計畫圖明ヲ添付スルコトヲ要ス

第九條 令第五條第一項ノ認可ヲ受ケタル者ハ分讓地ノ見易キ箇所

ニ左ニ掲グル事項ヲ表示スベシ

一 前條第一項第一號、第二號、第四號、第九號及第十號ニ掲ゲ

タル事項

二 前條第二項ノ分讓計畫圖面

三 分讓地ニ加ヘタル諸施行

新聞紙、雜誌其ノ他ノ方法ニ依リ廣告スル場合亦前項ニ同ジ但シ

前項第二號ニ掲グル圖面ニ付テハ之ニ代ヘ認可ヲ受ケタル分讓價

價格關係

- 格ノ大要ヲ記載スルヲ以テ足ル
- 第十條 令第六條第一項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ
- 一 申請人及讓渡又ハ讓受ノ相手方ノ氏名、職業及住所（法人ニ在リテハ其ノ名稱、業務ノ種類、主タル事務所ノ所在地並ニ代表者ノ氏名及住所）
 - 二 讓渡セラルル土地所在地ノ地番並ニ讓渡セラルル土地ノ地目及坪數
 - 三 讓渡セラルル土地ノ取得原因及取得ノ日
 - 四 讓渡セラルル土地ノ取得價格及申請ノ際ノ評價價格
 - 五 讓渡又ハ讓受ノ價格
 - 六 價格ノ支拂又ハ受領ノ方法其ノ他讓渡又ハ讓受ニ關スル條件
 - 七 讓渡セラルル土地ノ使用目的
 - 八 其ノ他讓渡價格ヲ算出スルニ參考ト爲ルベキ事項
- 第十一條 令第二條但書ノ許可又ハ令第六條第一項ノ認可ハ讓渡人又ハ讓受人ノ何レカ一方ニ於テ之ヲ受クルヲ以テ足ル
- 第十二條 第二條、第七條、第八條及第十條ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書及之ニ添附スベキ書類ハ各二通ヲ提出スベシ
- 第十三條 地方長官必要アリト認ムルトキハ土地若ハ建物ノ讓渡人若ハ讓受人又ハ土地ノ分讓ヲ爲ス者ヲ指定シ其ノ第二條、第七條第八條又ハ第十條ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書及之ニ添附スベキ書類ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得

宅地建物評價委員會官制

（昭和十五年十二月二十八日 勅令第九百二十六號）

- 第一條 宅地建物評價委員會ハ地方長官ノ監督ニ屬シ宅地建物等價格統制令第七條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス
 - 第二條 委員會ハ道府縣毎ニ之ヲ置キ道府縣ノ名ヲ冠ス
 - 第三條 委員會ハ會長一人及委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス 特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得
 - 第四條 會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ 委員及臨時委員ハ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ地方長官之ヲ命ズ
 - 第五條 會長ハ會務ヲ總理ス 會長事故アルトキハ地方長官ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス
 - 第六條 委員會ハ必要アルトキハ當事者其ノ他適當ト認ムル者ノ意見ヲ聽キ又ハ實地ニ就キ調査スルコトヲ得
 - 第七條 委員會ニ幹事ヲ置ク地方長官之ヲ命ズ 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
 - 第八條 委員會ニ書記ヲ置ク地方長官之ヲ命ズ 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 附 則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

價格關係

地方長官必要アリト認ムルトキハ土地若ハ建物ノ讓渡人若ハ讓受人又ハ土地ノ分讓ヲ爲ス者ヲ指定シ本則ニ定ムルモノノ外必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

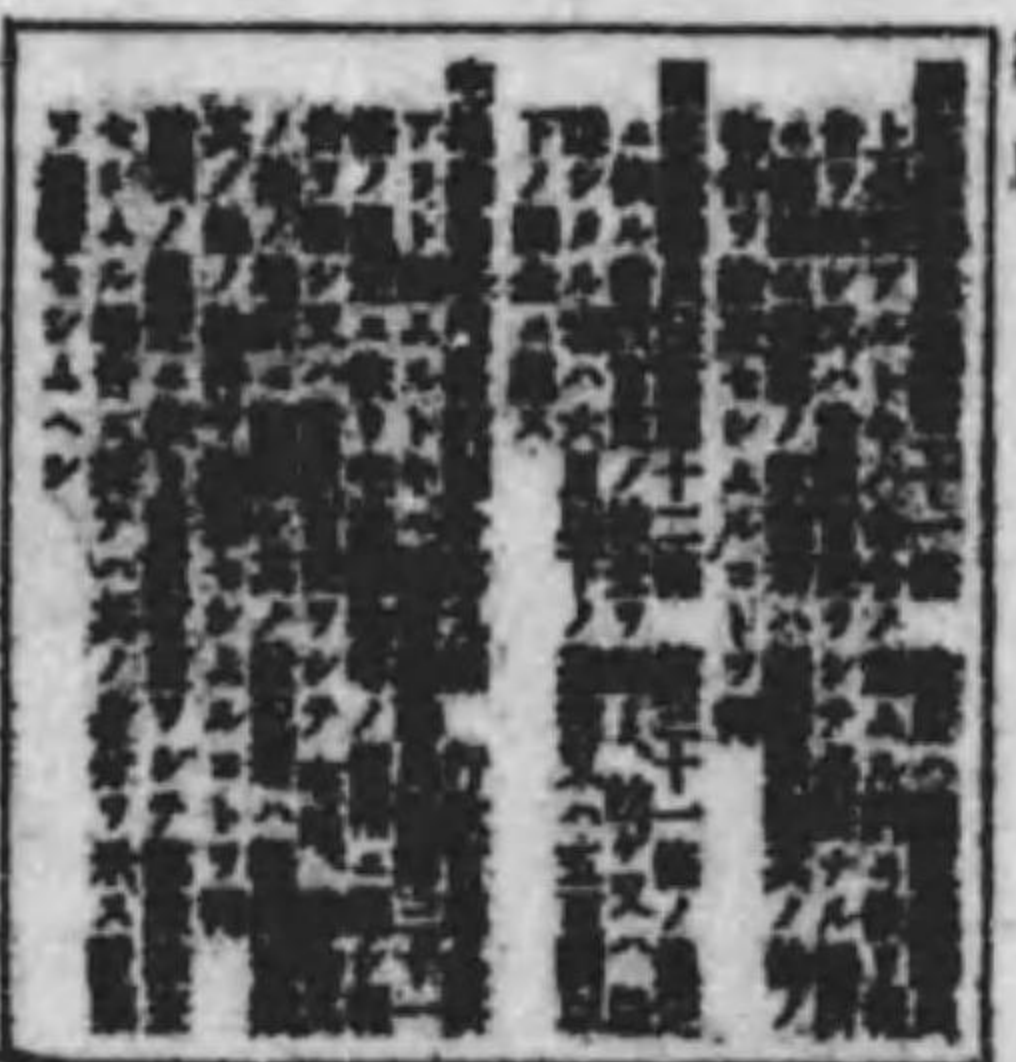
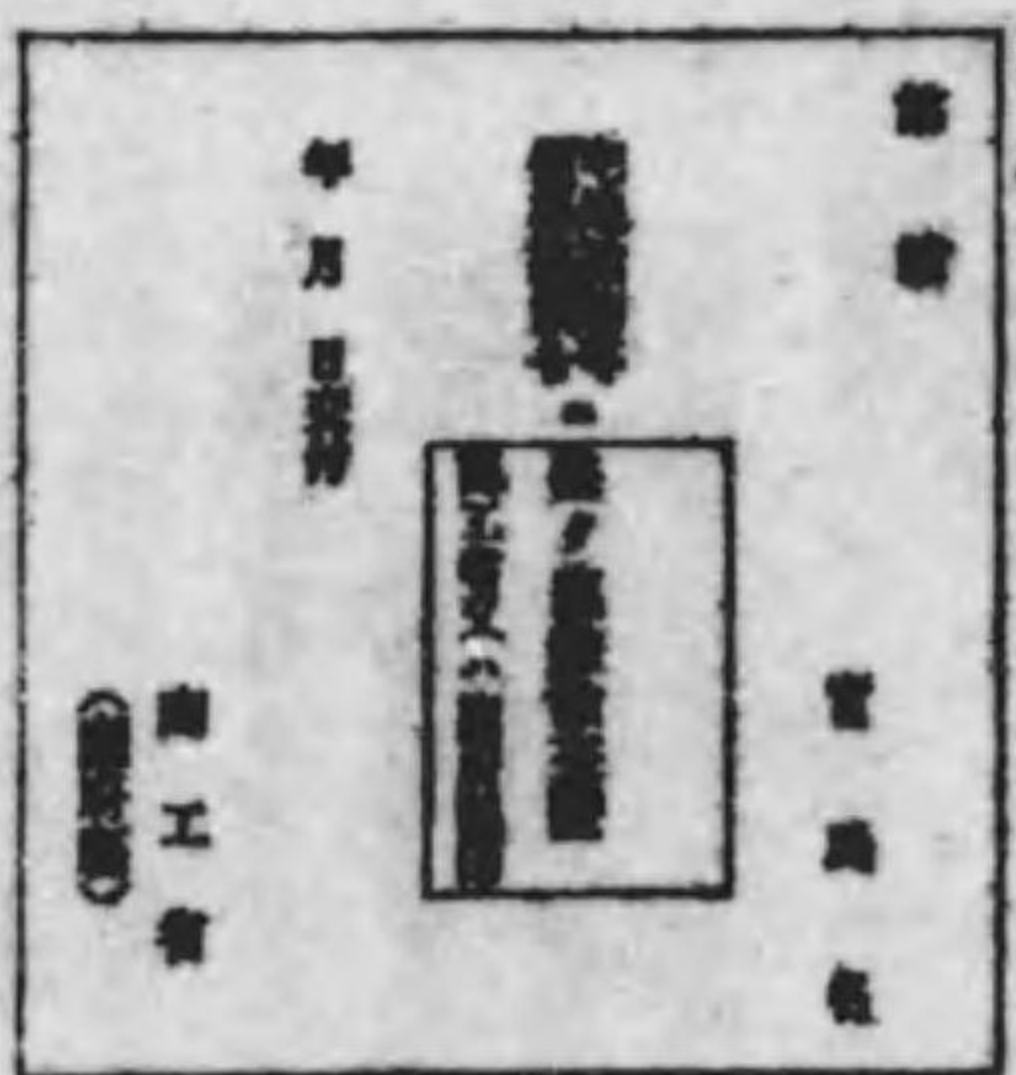
第十四條 令第九條第一項ノ行政官廳ハ商工大臣又ハ地方長官トス

第十五條 前十四條ノ規定ハ建物ノ所有ヲ目的トスル地上權又ハ土地賃借權ノ價格及土地又ハ建物ノ讓渡契約ニ附隨シテ定メラルル營業權、造作、附屬設備、附屬築造物其ノ他財産上ノ利益ノ價格ニ之ヲ準用ス

附 則

本則ハ昭和十五年十一月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

別記様式（用紙ノ大サハ日本標準規格B列八番ニ依ルモノトス）



地代家賃統制令

（昭和十五年十月十九日 勅令第六百七十八號）

- 第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號）ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第十九條ノ規定ニ基ク地代及家賃ニ關スル統制ハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 本令ニ於テ借地トハ建物所有ノ目的ヲ以テ賃借セラレ又ハ地上權ヲ設定セラレタル土地ヲ謂ヒ借家トハ賃借セラレタル建物（建物ノ一部タル室ヲ含ム）ヲ謂フ
- 第三條 借地又ハ借家ノ貸主（以下單ニ貸主ト稱ス）ハ借地又ハ借家ニ付左ノ各號ニ規定スル地代又ハ家賃ヲ超エテ地代又ハ家賃ヲ定ムルコトヲ得ズ
 - 一 昭和十三年八月四日以後本令施行前ニ地代又ハ家賃アリタルモノニ付テハ本令施行前ニ於ケル最後ノ地代又ハ家賃
 - 二 前號ニ該當セザル場合ニ於テ本令施行後ニ地代又ハ家賃アルニ至リタルモノニ付テハ本令施行後ニ於ケル最初ノ地代又ハ家賃
- 第四條 前項第二號ニ規定スル地代又ハ家賃アルニ至リタルトキハ貸主ハ之ヲ地方長官ニ届出ツベシ
- 第五條 厚生大臣ノ定ムル事由アル場合ニ於テ地方長官ノ許可アリタルトキハ貸主ハ前條第一項各號ニ規定スル地代又ハ家賃ヲ超エ

テ地代又ハ家賃ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ定メタル地代又ハ家賃ハ前條第一項及前項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ前條第一項各號ニ規定スル地代又ハ家賃ト看做ス

第五條 第三條第一項第二號ニ規定スル地代又ハ家賃ニ付テハ厚生大臣其ノ適正標準ヲ定ム

第六條 地方長官第三條第一項第一號ニ規定スル地代若ハ家賃ガ著シク不當ナリト認ムルトキ又ハ同項第二號ニ規定スル地代若ハ家賃ガ前條ノ適正標準ニ照シ不當ナリト認ムルトキハ貸主ニ對シ地代又ハ家賃ノ減額ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ニ依リ減額シタル地代又ハ家賃ハ第三條第一項及第四條第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ第三條第一項各號ニ規定スル地代又ハ家賃ト看做ス

第七條 貸主地代又ハ家賃ノ定ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スル變更ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

一 金納ヲ物納ニ改メ其ノ他確定金額ヲ以テ定ムルモノヲ確定金額以外ノ方法ヲ以テ定メントスルトキ
二 物納ヲ金納ニ改メ其ノ他確定金額以外ノ方法ヲ以テ定ムルモノヲ確定金額其ノ他別途ノ方法ヲ以テ定メントスルトキ
前項ノ許可ヲ受ケテ變更シタル地代又ハ家賃ハ第三條第一項及第四條第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ第三條第一項各號ニ規定スル地代又ハ家賃ト看做ス

第八條 下宿屋、共同住宅其ノ他之ニ類スル借家ニ付貸主ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ家賃ノ基準及其ノ借家ノ條件ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ第三條第一項及第四條第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ基準及條件ニ依リ定ムル家賃ヲ以テ第三條第一項各號ニ規定スル家賃ト看做ス

第九條 地方長官必要アリト認ムルトキハ第四條第一項若ハ第七條第一項ノ許可又ハ前條ノ認可ニ制限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得

第十條 地方長官第四條第一項、第六條第一項、第七條第一項又ハ第八條ノ規定ニ依リ許可、認可又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ地代家賃審査會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

地代家賃審査會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
第十一條 地方長官必要アリト認ムルトキハ貸主ニ對シ地代若ハ家賃ニ關スル帳簿ノ作成ヲ命ジ又ハ下宿屋、共同住宅其ノ他之ニ類スル借家ニ付家賃其ノ他ノ條件ヲ借家ノ見易キ箇所ニ揭示スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十二條 地方長官必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ借地又ハ借家ニ關シ貸主、貸主ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノ若ハ借主ヨリ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ日出ヨリ日没迄ノ間借地、借家其ノ他ノ場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ借地、借家ノ契約書、帳簿其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帯セシムベシ

第十三條 第三條、第四條、第六條、第九條及第十條ノ規定ハ敷金、修繕費ノ負擔其ノ他地代又ハ家賃以外ノ借地又ハ借家ノ條件ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノニ付之ヲ準用ス

第十四條 貸主ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第三條第一項（前條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第十五條 本令ハ國又ハ道府縣ガ貸主タル借地又ハ借家ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十六條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トシ昭和十三年八月四日トアルハ朝鮮ニ在リテハ昭和十三年十二月三十一日、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年九月十八日トス

朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ地代家賃審査會ニ關スル規定ハ之ヲ適用セズ

附 則

第十七條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施

行 示

第十八條 朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年勅令第七百四號地代家賃統制令（以下舊令ト稱ス）ハ昭和十六年六月三十日迄其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第十九條 舊令ニ基キテ爲シタル許可、命令又ハ許可申請ハ之ヲ本令ニ基キテ爲シタル許可、命令又ハ許可申請ト看做ス
第二十條 舊令第十三條、十四條第一項及第十五條ノ規定ハ昭和十五年十月十九日（朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年六月三十日）後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第二十一條 舊令第十三條ニ規定スル借地又ハ借家ニ付本令施行後地代又ハ家賃ノ回復セラレタル場合ニ於テハ其ノ回復セラレタル地代又ハ家賃ヲ以テ第三條第一項第一號ニ規定スル地代又ハ家賃ト看做ス

第二十二條 本令施行後舊令第十四條第一項ノ裁判、和解又ハ調停ニ依リ増額セラレタル地代又ハ家賃ハ之ヲ第三條第一項第一號ニ規定スル地代又ハ家賃ト看做ス

第二十三條 第六條ノ規定ハ舊令第十四條第一項ノ裁判、和解又ハ調停ニ依リ増額セラレタル地代又ハ家賃ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二十四條 前三條ノ規定ハ舊令第十五條ニ規定スル場合ニ付之ヲ準用ス

地代家賃統制令施行規則

(昭和十五年十月十九日
厚生省令第四十七號)

- 第一條 地代家賃統制令(以下令稱ス)第三條第二項ノ規定ニ依ル
届出ハ地代又ハ家賃アルニ至リタルトキヨリ十四日以内ニ左ニ掲
グル書類及圖面ヲ以テ之ヲ爲スベシ
- 一 地代届又ハ家賃届(様式第一號)
 - 二 借地ニ在リテハ位置及敷地、借家ニ在リテハ位置、敷地及間
取ヲ示ス平面略圖
 - 三 其ノ他參考トナルベキ書類又ハ圖面アルトキ其ノ書類又ハ圖
面
- 第二條 令第四條第一項ノ事由アル場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當ス
ルニ因リ令第三條第一項各號ニ規定スル地代又ハ家賃ガ著シク低
額ナリト認メラルル場合トス
- 一 貸主ニ於テ借地ニ付改良工事ヲ施行シ又ハ借家ニ付増築若ハ
改造ヲ爲シタルトキ
 - 二 借地又ハ借家ニ對スル租稅其ノ他ノ公課ノ増課アリタルトキ
 - 三 下宿屋、共同住宅其ノ他之ニ類スル借家ニ付光熱費、消耗品
費等ノ供益費ノ増高スルニ至リタルトキ
 - 四 裸貸ヲ附質ニ改ムル等借主ノ利益ニ借地又ハ借家ノ條件ヲ改
メタルトキ

- 五 前各號ニ準ズル事情其ノ他特別ノ事由アルトキ
- 第三條 令第四條第一項ノ許可ノ申請ヲ爲スニハ左ニ掲グル事項ヲ
記載シタル許可申請書ヲ提出スベシ
- 一 申請者ノ氏名及住所又ハ名稱、代表者ノ氏名及主たる事務所
ノ所在地(管理人アルトキハ其ノ氏名及住所ヲ併記スルコト)
 - 二 令第三條第一項各號ニ規定スル地代又ハ家賃ヲ超エテ定メ
トスル地代又ハ家賃
 - 三 増額ノ實施期日
- 増額ヲ爲サントスル事由(第一條第何號ニ該當スル旨ヲ併記ス
ルコト)
- 一 借地調査又ハ借家調査(様式第二號)
 - 二 借地ニ在リテハ位置及敷地、借家ニ在リテハ位置、敷地及間
取ヲ示ス平面略圖
 - 三 其ノ他參考トナルベキ書類又ハ圖面アルトキ其ノ書類又ハ圖面
- 第四條 令第五條ノ地代適正標準(年分)ハ土地價格ニ地方長官ノ定
ムル率ヲ乘ジテ得ベキ金額ニ相當スル額ニ依ルモノトス
- 第五條 土地價格ハ昭和十三年八月四日以前ニ於ケル當該土地ノ最
後ノ取得價格トス但シ當該土地ニ付取得價格ナキトキ又ハ其ノ不
明若ハ不相當ナルトキハ昭和十三年八月四日現在ニ於ケル地方長
官ノ評價額トス
- 第六條 昭和十三年八月五日以後土地ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スル

- 事情アルトキハ地方長官ハ前條ノ土地價格ヲ修正シタルモノヲ以
テ第四條ノ土地價格ト爲スコトヲ得
- 一 貸主ニ於テ改良工事ヲ施行シタルトキ
 - 二 貸主ニ於テ受益者負擔金ヲ支拂ヒタルトキ
 - 三 貸主ニ於テ借地權利金ヲ徵收シタルトキ
 - 四 地方長官ニ於テ土地價格修正ノ必要アリト認ムル事情アリタルトキ
- 第七條 令第五條ノ家賃適正標準(月分)ハ左ノ各號ノ金額ニ相當ス
ル額ヲ合算シタルモノニ依ルモノトス
- 一 建物價格ニ地方長官ノ定ムル率ヲ乘ジテ得ベキ金額
 - 二 地代又ハ其ノ相當額(月割額)
 - 三 適正ナル火災保險料ニ相當スル額(月割額)
- 下宿屋、共同住宅其ノ他之ニ類スル借家ニ在リテハ前項ニ規定ス
ル額ニ供益費(月割額)ヲ加算スルモノトス
- 供益費トハ前項ニ規定スル借家ニ於テ貸主ノ負擔スル電氣、瓦斯
水道ノ料金其ノ他ノ供益施設ニ要スル費用ヲ謂フ
- 第八條 建物價格ハ左ニ掲グル費額ノ合計額トス
- 一 主體建築費
 - 二 附屬設備費(電氣、瓦斯、水道、下水溝、門、塀、物置其ノ
他建物ノ使用上必要ナル設備ノ費用)
 - 三 造作費(畳、建具等ノ普通ノ造作ノ備付ニ要スル費用)
- 第九條 貸主ガ借家ニ付權利金(暖簾代ノ性質ヲ有スルモノヲ除ク)
ヲ取得セルトキハ前條ノ建物價格ヨリ其ノ額ヲ控除シタルモノヲ

- 以テ第七條第一項第一號ノ建物價格トス
- 第十條 地方長官第四條及第七條第一項第一號ノ率ヲ定メントスル
トキハ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
- 第十一條 地方長官第四條又ハ第七條第一項第一號ノ率ヲ定メタル
トキハ左ニ掲グル事項ヲ告示スベシ
- 一 第四條又ハ第七條第一項第一號ノ率及其ノ適用地域
 - 二 前號ノ率ノ決定ニ付前提トシタル借地又ハ借家ノ條件
 - 三 其ノ他參考トナルベキ事項
- 第十二條 建物ノ一部タル居室ノ家賃適正標準ハ當該建物ノ家賃適
正標準額ニ付全部ノ居室ノ面積ト其ノ一部タル居室ノ面積トノ比
率ニ依リ定マル額ヲ基準トス
- 前項ノ規定ハ建物ノ一部タル室ニシテ居室ニ非ザルモノノ家賃適
正標準ニ付之ヲ準用ス
- 第十三條 令第六條ノ規定ニ依ル減額ノ命令ハ地方長官貸主ニ對シ
左ノ事項ヲ通知スルニ依リ之ヲ爲ス
- 一 減額後ノ地代又ハ家賃
 - 二 減額ノ實施期日
- 第十四條 第三條ノ規定ハ令第七條ノ許可ノ申請ニ付之ヲ準用ス
- 第十五條 令第八條ノ認可ノ申請ヲ爲スニハ左ニ掲グル事項ヲ記載
シタル認可申請書ヲ提出スベシ
- 一 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ名稱及地區
 - 二 組合其ノ他之ニ準ズルモノノ構成員タル資格及構成員ノ數

價格關係

- 三 家賃ノ基準及其ノ借家ノ條件並ニ其ノ實施期日
- 四 家賃ノ基準及其ノ借家ノ條件ヲ定ムル事由並ニ其ノ基準及條件ノ根據
- 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類及圖面ヲ添附スベシ
 - 一 借家調査(様式第三號)
 - 二 借家ノ位置、敷地及間取ヲ示ス平面略圖
 - 三 定款又ハ規約ノ寫
 - 四 令第八條ノ認可ノ申請ヲ爲スベキ旨ノ決議書又ハ同意書ノ寫
- 第十六條 令第十二條第二項ノ證票ハ様式第四號ニ依ル
- 第十七條 令第十三條ノ規定ニ依リ令第十三條、第十四條、第十六條、第十九條及第十條ノ規定ヲ準用スル借地又ハ借家ノ條件ハ敷金、修繕費ノ負擔、疊、建具其ノ他ノ造作ニ要スル費用ノ負擔、下宿屋、共同住宅其ノ他之三類スル借家ニ於ケル供養費ノ負擔、地代又ハ家賃ノ支拂條件及借主ノ貸主ニ給付スル權利金其ノ他ノ財産上ノ利益ニ關スル條件トス
- 第十八條 第三條及第十三條ノ規定ハ令第十三條ニ掲グル地代又ハ家賃以外ノ借地又ハ借家ノ條件ニ關スルモノニ付之ヲ準用ス

附 則

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十四年十月厚生省令第三十三號地代家賃統制令施行規則第四條ノ規定ハ昭和十五年十月十九日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス
(參照) 昭和十四年十月十九日厚生省令第三十三號地代家賃統制令施行規則第四條

借主氏名	所在地	建物年月日	用途	主種別	主種別	面積	面積	計	備註
					種別		種別	種別	
					種別		種別	種別	
					種別		種別	種別	

價格關係

借主氏名	所在地	建物年月日	用途	主種別	主種別	面積	面積	計	備註
					種別		種別	種別	
					種別		種別	種別	
					種別		種別	種別	

様式第一號

(イ) 地代届

借主氏名	所在地	所在地及面積	用途	主種別	面積	面積	計	備註
種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	
種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	
種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	種別	

地方長官宛
年 月 日
届出人(借主) 氏 名 届

價格關係

様式第一號

(イ) 借地調査書

Table with columns for lender name, land location, land use, and loan terms. Includes fields for '借主氏名', '所在地', '用途', '借付金', and '返済方法'.

記載注意 (山) 地代ノ沿革... (由) 借主ノ土地... (其) 他ノ事項...

(ロ) 借家調査書(ハ)及(ニ)揚ダル借家ニ對シテハ本様式ニ依ルモノトス

借家調査書

Table for tenant investigation with columns for tenant name, address, and financial details. Includes fields for '借主氏名', '所在地', '家賃', and '借付金'.

記載注意 (一) 家賃ノ沿革... (由) 借主ノ土地... (其) 他ノ事項...

價格關係

Table for tenant investigation with columns for lender name, land location, and loan terms. Includes fields for '借主氏名', '所在地', '用途', and '借付金'.

記載注意 (由) 借主ノ土地... (其) 他ノ事項... (ハ) 借家調査書...

Table with columns for financial items like '家賃', '借付金', and '返済方法'.

記載注意 (一) 家賃ノ沿革... (由) 借主ノ土地... (其) 他ノ事項...

Table with columns for financial items like '家賃', '借付金', and '返済方法'.

記載注意 (由) 借主ノ土地... (其) 他ノ事項... (ハ) 借家調査書...

價格關係

(1) 借入金の用途がアルトキハ、借入金の用途が借入金に供する(月間)に於ては、
 料ノ別引アルトキハ、其ノ別引額(月間)ヲ「其ノ他考トナルベキ事項」ノ欄ニ記載スルコト
 其ノ他考第一欄(1)ノ記載事項(1)乃至(4)ノ(1)乃至(11)ニ同シ
 (2) 借入金(1)乃至(4)ノ用途が借入金に供する(月間)に於ては、

其ノ他考 ベキ事項	ノ間代	所在地	戸別別	代
		所在地	戸別別	
其ノ他考 ベキ事項	ノ間代	借入者	借入人員	代
		借入者	借入人員	

記載注意

- (1) 借入金ノ用途が借入金に供する(月間)に於ては、其ノ他考第一欄(1)ノ記載事項(1)乃至(4)ノ(1)乃至(11)ニ同シ
- (2) 借入金(1)乃至(4)ノ用途が借入金に供する(月間)に於ては、
- (3) 借入金(1)乃至(4)ノ用途が借入金に供する(月間)に於ては、
- (4) 借入金(1)乃至(4)ノ用途が借入金に供する(月間)に於ては、

借入金調査	所在地	借主ノ住所及氏名	借入ノ住所及氏名	借入年月
-------	-----	----------	----------	------

二	一	計
電	電	電
水	水	水
地	地	地
計	計	計

(注意) 前記ハ別ニ添付セル開帳ヲ示ス平議圖ト符合スルコト
 (1) 借入金ノ用途が借入金に供する(月間)に於ては、其ノ他考第一欄(1)ノ記載事項(1)乃至(4)ノ(1)乃至(11)ニ同シ

電	電	電
水	水	水
地	地	地
計	計	計

(2) 借入金ノ用途が借入金に供する(月間)に於ては、其ノ他考第一欄(1)ノ記載事項(1)乃至(4)ノ(1)乃至(11)ニ同シ
 (3) 借入金(1)乃至(4)ノ用途が借入金に供する(月間)に於ては、

價格關係

其ノ他考 ベキ事項	ノ間代	所在地	戸別別	代
		所在地	戸別別	
其ノ他考 ベキ事項	ノ間代	借入者	借入人員	代
		借入者	借入人員	

(1) 借入金ノ用途が借入金に供する(月間)に於ては、其ノ他考第一欄(1)ノ記載事項(1)乃至(4)ノ(1)乃至(11)ニ同シ

借入金調査	所在地	借主ノ住所及氏名	借入ノ住所及氏名	借入年月
-------	-----	----------	----------	------

様式第四號(用紙ノ大サハ日本標準規格A4トシ中央部留ノ所ヨリニ折トス)

地代家賃統制ニ關スル開帳票

昭和十四年十月二十一日

官職
氏名

第一條 地代家賃審査會ハ地方長官ノ監督ニ屬シ地代家賃統制令第五條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス

第二條 地代家賃審査會ハ道府縣毎ニ之ヲ置キ各道府縣ノ名ヲ冠ス

第三條 地代家賃審査會ハ會長及委員五人以上九人以内ヲ以テ組織ス

第四條 會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 委員ハ左ニ掲グル者ニ就キ豫メ地方長官ノ選任シタル者ノ中ヨリ

一 關係官廳ノ官吏

二 市町村吏員

三 特別ノ知識經驗アル者

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

第五條 地代家賃審査會ノ會議ハ委員ノ半数以上出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ

第六條 地代家賃審査會ノ議決ハ出席シタル過半数ノ意見ニ依ル可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第七條 地代家賃審査會ハ必要アルトキハ當事者其ノ他適當ト認ム

地代家賃審査會官制

(昭和十四年十月二十一日 勅令第七百十八號)

- 第一條 地代家賃審査會ハ地方長官ノ監督ニ屬シ地代家賃統制令第五條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス
- 第二條 地代家賃審査會ハ道府縣毎ニ之ヲ置キ各道府縣ノ名ヲ冠ス
- 第三條 地代家賃審査會ハ會長及委員五人以上九人以内ヲ以テ組織ス
- 第四條 會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ
- 第五條 委員ハ左ニ掲グル者ニ就キ豫メ地方長官ノ選任シタル者ノ中ヨリ
 - 一 關係官廳ノ官吏
 - 二 市町村吏員
 - 三 特別ノ知識經驗アル者
- 第四條 會長ハ會務ヲ總理ス
- 第五條 地代家賃審査會ノ會議ハ委員ノ半数以上出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ
- 第六條 地代家賃審査會ノ議決ハ出席シタル過半数ノ意見ニ依ル可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル
- 第七條 地代家賃審査會ハ必要アルトキハ當事者其ノ他適當ト認ム

地代家賃審査會職員旅費支給規定

(昭和十五年一月十日 勅令第一號)

- 第一條 會長及委員其ノ資格ヲ以テ旅行スルトキハ在職官吏ニハ其ノ本官相當ノ旅費ヲ其ノ他ノ者ニハ別表ニ依ル旅費ヲ支給ス
- 第二條 幹事及書記其ノ資格ヲ以テ旅行スルトキハ在職官吏ニハ其ノ本官相當ノ旅費ヲ其ノ他ノ者ニハ別表ニ依ル旅費ヲ支給ス
- 第三條 本令ニ依ル旅費ハ會議ノ爲召集セラレタル場合ニ在リテハ會議地又ハ會議地ヲ距ル三里以内ノ地ニ居住スル者ニハ之ヲ支給セズ
- 第四條 本令ニ定ムルモノノ外旅費ノ支給ニ關シテハ内國旅費規則ヲ準用ス

本令ハ昭和十四年十月二十一日以後ノ旅行ヨリ之ヲ適用ス

地代家賃審査會官制中改正ノ件

(昭和十五年十月十九日 勅令第六百七十九號)

第一條中「第五條」ヲ「第十條」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

(參照) 昭和十四年十月二十一日公布勅令第七百十八號地代家賃審査會官制第一條

ル者ノ意見ヲ聽キ又ハ實地ニ就キ調査スルコトヲ得

第七條 地代家賃審査會ニ幹事及書記若干名ヲ置キ地方長官之ヲ任命又ハ委嘱ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時農地價格統制令

(昭和十六年一月三十日)
勅令第三百九號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場
合ヲ含ム以下同ジ)第十九條ノ規定ニ基ク農地ノ價格ニ關スル統
制ハ宅地建物等價格統制令第五條第一項後段及第六條ノ場合ヲ除
クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ農地トハ耕作ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

第三條 農地ノ價格ハ當該農地ノ地租法ニ依ル賃貸價格ニ農林大臣
ノ定ムル率ヲ乘ジテ得タル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受
領スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ農地ノ讓渡人又ハ讓
受人ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

農林大臣前項ノ率ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第一項ノ規定ニ依ル處分ハ前項ノ規定ニ依ル告示アリタル際現ニ
農地ニ付存スル讓渡契約ニシテ當該農地ニ付既ニ讓受人ノ權利ニ
關スル登記アリタルモノ又ハ當該農地ノ引渡ヲ完了シタルモノニ
對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

第四條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケ區
域ヲ指定シ前條ノ率ニ代ルベキ率ヲ定ムルコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ前條ノ率ニ代ルベキ率ヲ定メタルトキ
ハ之ヲ告示ス

前項ノ規定ニ依リ告示アリタルトキハ告示セラレタル率ヲ以テ前
條ノ率ト看做ス

第一項ノ規定ニ依ル處分ハ第二項ノ規定ニ依ル告示アリタル際現
ニ農地ニ付存スル讓渡契約ニシテ當該農地ニ付既ニ讓受人ノ權利
ニ關スル登記アリタルモノ又ハ當該農地ノ引渡ヲ完了シタルモノ
ニ對シテハ影響ヲ及ボスコトナシ

第五條 地租法ニ依ル賃貸價格ナキ農地ヲ讓渡ス場合ニハ其ノ價格
ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ地方長官ノ認
可ヲ受クベシ

前項ノ場合ニ於テハ農地ノ價格ハ同項ノ規定ニ依ル認可アリタル
額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ

第六條 地方長官ハ第三條第一項但書ノ規定ニ依ル許可又ハ前條第
一項ノ規定ニ依ル認可ニ關スル處分ニシテ重要ナルモノニ
付テハ道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽キ之ヲ爲スコトヲ要ス地方長
官第四條第一項ノ規定ニ依リ第三條ノ率ニ代ルベキ率ヲ定メント
スルトキ亦同ジ

第七條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第三條又ハ第五條ノ規定ニ
依ル禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第八條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條
ノ規定ニ依リ農地ノ價格ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ農
地其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物
件ヲ檢査セシムルコトヲ得

臨時農地價格統制令施行規則

(昭和十六年一月三十日)
農林省令第十號

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ
其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帶セシムベシ

第九條 第三條及第四條ノ規定ハ樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

第六條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

本令中地租法ニ依ル賃貸價格トアルハ朝鮮ニ在リテハ地稅令ニ依
ル地價、臺灣ニ在リテハ臺灣地租規則ニ依ル租率トス

本令中農林大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテ
ハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南
洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在
リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ
在リテハ南洋廳長官トス

附 則

本令ハ昭和十六年二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及
南洋群島ニ在リテハ昭和十六年二月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第五條ノ規定ハ本令施行ノ際現ニ農地ニ付存スル讓渡契約ニシテ當
該農地ニ付既ニ讓受人ノ權利ニ關スル登記アリタルモノ又ハ當該農
地ノ引渡ヲ完了シタルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

(參照) 昭和十三年四月一日公布法律第五十五號國家總動員法第
十九條、第三十一條

第一條 臨時農地價格統制令(以下令ト稱ス)第三條第一項但書ノ許
可ノ申請ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

一 地租法又ハ耕地整理法ニ規定スル減租年期ヲ有スル農地ニシ
テ其ノ現況ニ比シ地租法ニ依ル賃貸價格ガ著シク低額ナルトキ

二 地租法ニ依ル賃貸價格決定後當該農地ニ付著シキ改良ヲ爲シ
タルトキ

三 當該農地ガ耕作以外ノ目的ニ供セラルル爲(建物所有ノ目的
ニ供セラルル場合ヲ除ク)讓渡セラレタルトキ

四 當該農地ニ果樹、桑樹、茶樹其ノ他毛上アルトキ

五 其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキ

第二條 前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタ
ル申請書ヲ當該農地ノ在ル道府縣ノ地方長官ニ提出スベシ

一 申請人及讓渡又ハ讓受人ノ相手方ノ氏名、住所及職業(法人ニ
在リテハ其ノ名稱、主たる事務所ノ所在地、業務ノ種類並ニ代
表者ノ氏名及住所)

二 當該農地ノ所在地番、地目(土地臺帳ノ地目ガ土地ノ現況ト
異ルトキハ土地臺帳ノ地目及現況ニ依ル地目)及面積

三 許可ヲ受ケントスル事由ノ詳細

價格關係

- 四 當該農地ノ賃賃價格並ニ減租年期アル場合ニ於テハ其ノ年期ノ始期及終期
 - 五 當該農地ノ地味、水利及交通ノ良否並ニ利用狀況
 - 六 當該農地ノ普通收穫高並ニ小作地ナル場合ニ於テハ小作料ノ種別及額又ハ半
 - 七 當該農地ガ永小作地ナル場合ニ於テハ永小作權ノ價格
 - 八 當該農地ニ付小作權賣買ノ慣習アル場合ニ於テハ其ノ價格
 - 九 當該農地ノ讓渡後ニ於ケル使用目的
 - 十 當該農地ノ讓渡又ハ讓受ノ原因及價格
 - 十一 價格ノ支拂又ハ受領ノ方法其ノ他讓渡又ハ讓受ニ關スル條件
 - 十二 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 第三條 地方長官ガ令第四條第一項ノ規定ニ依リ令第三條ノ率ニ代ル率ヲ定ムルコトヲ得ル場合左ノ如シ
- 一 區域内ノ農地ガ地租法又ハ耕地整理法ニ規定スル減租年期ヲ有スル農地ナルトキ
 - 二 前號ノ外令第三條ノ率ニ依ルコトガ不適當ト認メラルルトキ
- 第四條 令第五條第一項ノ認可ヲ受ケントスル者ハ第二條第一號乃至第三號及第五號乃至第十二號ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ當該農地ノ在ル道府縣ノ地方長官ニ提出スベシ
- 第五條 令第三條第一項但書ノ許可又ハ令第五條第一項ノ認可ハ讓渡人又ハ讓受人ノ何レカ一方ニ於テ之ヲ受クルヲ以テ足ル
- 第六條 令第八條第二項ノ規定ニ依ル證券ハ別記様式ニ依ル

附則

本令ハ臨時農地價格統制令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時農地價格統制令第三條第一項ノ規定ニ依ル率ノ件

(昭和十六年一月三十日農林省令第五十二號)

農地ノ在ル地	率
北海道	
石狩支廳管内	三八
空知支廳管内	五〇
上川支廳管内	二七
後志支廳管内	二八
檜山支廳管内	二三
渡島支廳管内	二八
釧路支廳管内	三〇
日高支廳管内	三〇
十勝支廳管内	三五
土地面積ノ地目田及土地面積ノ地目田及以外ノモノニシテ現況田ナルモノ	三八
土地面積ノ地目田及土地面積ノ地目田及以外ノモノニシテ現況田ナルモノ	五一
	四一
	四〇
	四〇
	五〇
	四三
	四三
	五〇
	四三
	三八

釧路國支廳管内	三六
根室支廳管内	二五
網走支廳管内	三五
宗谷支廳管内	三一
留萌支廳管内	三四
札幌市	五〇
旭川市	四〇
小樽市	四〇
函館市	四〇
室蘭市	三〇
釧路市	五五
帯廣市	三五
青森縣	
東津輕郡	四〇
西津輕郡	四〇
中津輕郡	四三
南津輕郡	四三
北津輕郡	四〇
上北郡	四五
下北郡	六五
三戸郡	六五
弘前市	四三
價格關係	

青森市	四〇
八戸市	六五
岩手縣	
岩手郡	四〇
紫波郡	四〇
稗貫郡	三五
和賀郡	三五
膽澤郡	四〇
江刺郡	四〇
西磐井郡	二七
東磐井郡	二七
氣仙郡	四二
上閉伊郡	四二
下閉伊郡	四二
九戸郡	四五
二戸郡	四五
盛岡市	四〇
釜石市	六〇
宮城縣	
刈田郡	二九
柴田郡	三〇
伊具郡	二九
價格關係	
	四五
	四〇
	四〇
	四〇
	八五
	五〇
	五〇
	五〇
	四五
	三五
	三五
	四八
	四八
	三八
	四二
	四八
	五五
	三八
	四二
	四八
	四三
	四三
	五〇
	四〇
	四三
	三八

茨城縣
價格關係

信夫郡 伊達郡 安達郡 安積郡 岩瀬郡 南會津郡 北會津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 東白川郡 西白河郡 石川郡 田村郡 石城郡 雙葉郡 相馬郡 福島郡 若松市 平山郡 茨城縣

三七 三五 三七 三七 三七 三七 三七 三七 三七 三八 三七 三五 三五 四〇 三七 三四 三七 三五 三七

五〇 四五 五〇 五〇 五〇 五〇 四三 四三 四三 四三 四五 四五 四五 四五 四三 四三 四三 四三 五〇 五〇 五〇 五〇

東茨城郡 西茨城郡 那珂郡 久慈郡 多賀郡 鹿島郡 行方郡 稻敷郡 新治郡 筑波郡 眞壁郡 結城郡 猿島郡 北相馬郡 水戸市 日立市 栃木縣 土浦市 河内郡 上都賀郡 芳賀郡 下都賀郡

二五 二七 二六 二三 二一 三〇 三〇 三五 三五 二九 二九 二九 二四 二四 二四 二四 二四 二四 二四 二四 二四

四二 四五 四五 四二 三五 四二 四二 四四 四四 四四 四四 四四 四四 四二 四二 四二 四二 四二 四二 四二 四二

價格關係

互運郡 名取郡 宮城郡 黒川郡 加美郡 志田郡 玉造郡 遠田郡 栗原郡 登米郡 桃生郡 牡鹿郡 本吉郡 仙臺市 石巻市 秋田縣 鹿角郡 北秋田郡 山本郡 南秋田郡 河邊郡 由利郡

三一 三一 三五 三五 三〇 三六 三三 三三 三七 三七 四〇 三六 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三四 三四 三四 三四

四〇 四六 五〇 四〇 五〇 四一 四〇 四〇 四〇 四〇 五〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇

仙北郡 平鹿郡 雄勝郡 秋田市 能代市 山形縣 南村山郡 東村山郡 西村山郡 北村山郡 最上郡 南置賜郡 東置賜郡 西置賜郡 東田川郡 西田川郡 飽海郡 山形市 米澤市 鶴岡市 酒田市 福島縣

三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇

三二 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一

價格關係

桐生市	高崎市	前橋市	邑樂郡	山田郡	新田郡	佐波郡	利根郡	吾妻郡	碓氷郡	北甘樂郡	多野郡	群馬郡	勢多郡	群馬縣	栃木市	足利市	宇都宮市	足利郡	安蘇郡	那須郡	鹽谷郡
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----

三二	二八	二八	四二	三〇	三二	二九	二四	二五	二三	二七	二七	二七	二七	二七	二七	三三	三三	三〇	二八	二九	二六
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

五三	五〇	五〇	四五	四〇	四九	五三	三一	三六	三六	三三	三〇	四三	四五	四〇	四〇	四〇	三六	三〇	三〇	三〇	三〇
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

山武郡	長生郡	君津郡	夷隅郡	安房郡	千葉縣	大宮市	浦和市	川口市	熊谷市	川越市	北葛飾郡	南埼玉郡	北埼玉郡	大里郡	兒玉郡	秩父郡	比企郡	入間郡	北足立郡	埼玉縣	伊勢崎市
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	------

二五	二五	二五	二五	三〇	三〇	三一	三一	三一	三一	二八	三一	二八	三〇	三〇	二八	二七	二七	二七	三〇	二九	二九
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

四八

三五	三〇	三五	三五	四五	四五	四五	四五	四〇	四〇	四二	四〇	四〇	四三	四三	三二	三一	三一	四〇	四五	三五	三五
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

價格關係

鎌倉郡	三浦郡	神奈川縣	立川市	八王子市	東京市	北多摩郡	南多摩郡	西多摩郡	東京府	館山市	船橋市	市川市	銚子市	千葉市	匝瑳郡	海上郡	香取郡	印旛郡	東葛飾郡	千葉郡	市原郡
-----	-----	------	-----	------	-----	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----

三九	四三	三五	五〇	六〇	三五	三一	三一	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二五	三〇	三〇	二五	三〇	三〇	二五	二五
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

五五	六〇	六〇	九〇	八〇	六〇	五〇	四五	四五	四五	四五	五五	五五	四〇	五〇	三五	四〇	三五	三五	五五	五〇	三〇
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

北魚沼郡	古志郡	三島郡	東蒲原郡	南蒲原郡	西蒲原郡	中蒲原郡	北蒲原郡	新潟縣	小田原市	藤澤市	鎌倉市	平塚市	川崎市	横須賀市	横濱市	津久井郡	愛甲郡	足柄下郡	足柄上郡	中郡	高座郡
------	-----	-----	------	------	------	------	------	-----	------	-----	-----	-----	-----	------	-----	------	-----	------	------	----	-----

二八	二七	二四	二三	二三	二四	二三	二〇	三五	三四	三四	三四	三四	四〇	三四	三四	三二	三〇	三五	三五	三四	三二
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

四九

四三	二九	二八	三九	二五	三三	二七	二八	四五	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	四〇	四〇	四五	四五	五三	五〇
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

海部郡 知多郡 碧海郡 幡豆郡 額田郡 西加茂郡 東加茂郡 北設樂郡 南設樂郡 寶飯郡 瀨美郡 八名郡 名古屋市 豐橋市 岡崎市 一宮市 瀬戸市 半田市 三重縣

四〇 四〇 四二 四三 三八 三二 三〇 三〇 三三 三三 四八 四五 四三 四〇 四〇 三〇

三八 五〇 四〇 四〇 四〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三五 五〇 五〇 三〇 三〇 三〇 四六

鈴鹿郡 河藝郡 安濃郡 一志郡 飯南郡 多氣郡 度會郡 阿山郡 名賀郡 志摩郡 北牟婁郡 南牟婁郡 津市 四日市 宇治山田市 松坂市 桑名市 滋賀縣

三〇 三三 三三 二八 二八 二六 二六 二八 二七 二八 二五 三四 五〇 五〇 五〇 一七 二九

三六 三七 三〇 三〇 二七 三〇 三〇 二六 二六 二〇 四〇 四四 五〇 五〇 二〇 二九

不破郡 安八郡 揖斐郡 本巢郡 山縣郡 武儀郡 郡上郡 加茂郡 可兒郡 土岐郡 惠那郡 益田郡 大野郡 吉城郡 岐阜市 大垣市 高山市 多治見市 靜岡市 賀茂郡 駿田郡 東方郡

三五 四〇 三六 三二 二七 二九 二六 三〇 三一 二八 四〇 三八 三八 三五 四〇 三八 三〇 二九

四〇 三五 四〇 三三 三三 四〇 四〇 三九 四〇 四〇 四〇 四〇 三五 四〇 四二 四八

富士郡 庵原郡 安倍郡 志太郡 榛原郡 小笠原郡 周知郡 磐田郡 濱名郡 引佐郡 靜岡市 濱松市 沼津市 清水市 熱海市 愛知縣 愛知郡 東春日井郡 西春日井郡 丹羽郡 栗原郡 中島郡

三五 三三 三一 三一 二四 二九 三〇 三五 三五 三五 三五 四八 四〇 三八 四〇 三〇

四四 四四 四〇 四四 三五 三五 三八 四〇 三三 二五 三五 三五 五〇 五〇 四五 四〇

價格關係

出城 赤佐 赤掛 神飾 印南 加古 加西 多加 加東 美石 明石 有馬 川邊 兵庫 吹田 池田 布施

三九 三四 二八 二八 二七 三八 二五 三〇 二九 三一 二八 三〇 二四 二九 四〇 三九 四二 四〇 四〇 四〇

三七 三五 四〇 三四 二二 三〇 二九 二九 三七 五七 二六 二四 二六 四〇 五〇 二四 三七 五〇 六四 六四 六四

宇陀 磯城 山邊 生駒 奈良 伊丹 芦屋 洲本 飾磨 西宮 明石 尼崎 姫路 神戶 三原 津名 多紀 水上 美方 朝來 養父

三四 三一 三三 三一 三〇 三九 四二 三九 三〇 四二 四二 四一 三〇 四二 三九 四九 二九 三三 三四 三五 三五

二六 二五 二五 二五 二七 三七 五〇 四八 三五 五〇 四三 三五 五〇 四八 三五 二七 三七 三四 三〇 三九

五五

價格關係

天船 北南 相繼 久宇 乙萬 愛京 彦大 高伊 東坂 大愛 神蒲 京都 彦大 高伊 東坂 大愛 神蒲 京都 彦大 高伊 東坂 大愛 神蒲 京都

二七 二七 二五 二七 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 二五 三〇 三八 三七 二七 二六 二六 二八 二九 二九 二九

三〇 二七 二五 二七 三二 三五 四〇 四〇 四〇 四〇 三六 三五 二七 二五 二三 二三 三〇 二九 二九 二九

豐中 岸和 堺 大阪 北河 中河 南河 泉南 泉北 豐能 三島 大阪 東舞 舞鶴 福知 京都 熊野 竹野 中野 與謝 加佐 何鹿

四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 三一 三一 三〇 三五 二七 二七 二七 二七 二七

六四 六四 六四 六四 六四 六四 六四 六四 六四 六四 三五 三五 三五 四五 二七 二七 二七 三〇 三〇

五四

價格關係

高松市 丸龜市 愛媛縣 溫泉郡 越智郡 周桑郡 新居郡 宇摩郡 上浮穴郡 伊豫郡 喜多郡 西宇和郡 東宇和郡 北宇和郡 南宇和郡 松山市 今治市 宇和島市 八幡濱市 新居濱市 高知縣 安藝郡

四五 四三 二七 二七 三七 四〇 三三 三一 二七 三四 三四 三四 三四 三四 三四 三四 三〇 三〇 三〇 三〇 三五

四〇 四〇 四四 四二 四二 四二 四二 四二 四二 四二 四二 四二 四二 四二 四二 四二 四二 四二 四二 四二 三八

香美郡 長岡郡 土佐郡 吾川郡 高岡郡 高知郡 幡豆郡 高知郡 高知郡 高知郡 高知郡 高知郡 高知郡 高知郡 高知郡 高知郡 高知郡 高知郡 高知郡 高知郡 高知郡 山門郡

三〇 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三六

五九

三〇 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五 四五

價格關係

尾道市 福山市 三原市 山口縣 大島郡 玖珂郡 熊毛郡 都波郡 佐波郡 吉敷郡 厚狹郡 豊浦郡 美禰郡 大津郡 阿武郡 下關市 宇部市 山口市 萩市 德島市 防府市 下松市

四〇 四二 三七 四〇 二五 三五 三〇 二四 三〇 三〇 三五 二五 二八 二四 三〇 三五 二五 二五 二五 三五

四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 三八

岩國市 小野田市 德島縣 名東郡 勝浦郡 那賀郡 海部郡 西部郡 名野郡 板野郡 阿波郡 麻植郡 美馬郡 三好郡 德島市 香川縣 大川郡 木田郡 小豆郡 香川郡 綾歌郡 仲多度郡 三島郡

三〇 二五 四〇 四〇 二八 二八 二八 二八 二八 二八 二八 二八 二八 二八 二八 二八 二八 二八 二八 三八

五八

三五 二〇 四八 三五 二七 三五 二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五 二五 四〇

價格關係

鹿本郡 三〇
 菊池郡 三五
 阿蘇郡 三四
 上益城郡 三四
 下益城郡 三〇
 八代郡 三三
 葦北郡 三五
 球磨郡 二八
 天草郡 三〇
 熊本郡 四〇
 八代市 三六
 大分縣 三六
 西國東郡 二八
 東國東郡 二八
 速見郡 三〇
 大分郡 三一
 北海郡 三一
 南海郡 三一
 大野郡 二七
 直入郡 二六
 玖珠郡 三五
 日田郡 三一

三〇 三五 二八 二八 三〇 三三 三五 二八 三〇 四〇 三六 二八 二八 三一 三五 二八 三〇 三一 四〇 三五 二七 二六 三一

三〇 二八 三五 三一 二八 三〇 三三 三二 四〇 三五 二八 二八 二八 三一 三五 二八 三〇 三一 四〇 三五 二五 二八 三〇

下毛郡 三〇
 宇佐郡 三一
 大分市 三五
 別府市 四〇
 中津市 三五
 日田市 三二
 宮崎縣 三二
 宮崎郡 二六
 南那珂郡 二九
 北諸縣郡 三一
 西諸縣郡 三四
 東諸縣郡 二五
 兒湯郡 三〇
 東白杵郡 二八
 西白杵郡 二五
 宮崎市 三五
 都城市 三五
 延岡市 四〇
 鹿兒島縣 四〇
 鹿兒島郡 四〇
 掛宿郡 四〇
 川邊郡 三〇

三〇 三一 三五 四〇 三五 三二 二六 二九 三一 三四 二五 三〇 二八 二五 三五 三五 四〇 四〇 四〇 三〇 三〇

三〇 三二 三五 三五 四〇 三五 四〇 三六 三〇 三三 二九 三〇 三三 三五 三五 四五 四五 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇

價格關係

三池郡 三一
 企救郡 四〇
 田川郡 二五
 京都郡 二九
 築上郡 二九
 藤岡市 三五
 若松市 五〇
 八幡市 五〇
 戶畑市 五〇
 直方市 三〇
 飯塚市 三〇
 久留米市 四五
 大牟田市 三五
 小倉市 五〇
 門司市 五〇
 佐賀縣 四二
 佐賀郡 四二
 神埼郡 四〇
 三養基郡 三九
 小城郡 三六
 東松浦郡 三七
 西松浦郡 三〇

三一 四〇 二五 二九 二九 三五 五〇 五〇 五〇 三〇 三五 四五 三五 五〇 五〇 五〇 四二 四二 四〇 三九 三六 三七 三〇

四五 五〇 三〇 三五 三五 五〇 五〇 三五 四五 四〇 五〇 五〇 五〇 六〇 四二 三五 四八 三五

杵島郡 四〇
 藤津郡 三一
 佐賀市 四五
 唐津市 四〇
 長崎縣 四〇
 西彼杵郡 三〇
 東彼杵郡 三〇
 北高來郡 三五
 南高來郡 四〇
 北松浦郡 三一
 南松浦郡 三三
 壹岐郡 三六
 上縣郡 三三
 下縣郡 三三
 長崎市 四〇
 佐世保市 四〇
 島原市 三七
 諫早市 三三
 熊本縣 三三
 熊本郡 二八
 宇土郡 二九
 玉名郡 三二

四〇 三一 四五 四〇 三〇 三〇 三五 四〇 三三 三三 三六 三一 三三 四〇 四〇 三七 三三 二八 二九 三二

四三 三六 四七 四三 四〇 三七 三六 六〇 三六 三〇 三〇 三三 三三 四四 四五 三五 三五 三一 三五

價格關係

日置郡	三〇	三〇
薩摩郡	三〇	三〇
出水郡	三〇	四八
伊佐郡	二七	四五
始良郡	三〇	三〇
肝屬郡	三五	四四
熊毛郡	二五	四〇
大島郡	二五	四〇
鹿兒島市	四五	四〇
川内市	三〇	三〇
沖繩縣		
島尻郡	八〇	八〇
中頭郡	七〇	七〇
國頭郡	四〇	四〇
宮古郡	四〇	四〇
八重山郡	二五	二五
那覇市	八〇	七五
首里市	八〇	七〇

臨時農地價格統制令第三條第一項ノ規定ニ依ル率ノ件中改正

(昭和十六年二月十日)
農林省告示第七十七號

岩手縣ノ部中「釜石市」ノ行ノ次ニ左ノ一行ヲ加フ
宮古市 四二

五〇

小作料統制令

(昭和十四年十二月六日)
勅令第八百二十三號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ南洋群島ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十九條ノ規定ニ基キ小作料ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ小作料トハ耕作ノ目的ヲ以テ農地(農地以外ノ土地ガ農地ニ附隨シテ賃借セララルル場合又ハ建物其ノ他ノ工作物ガ農地ニ附隨シテ賃借セラレ其ノ借賃ガ農地ノ借賃ト分別シ得ザル場合ニ於テハ其ノ土地又ハ建物其ノ他ノ工作物ヲ含ム以下同ジ)ガ賃借セララルル場合ニ於ケル借賃又ハ耕作ノ目的ヲ以テ水小作權若ハ賭地權ガ設定セララルル場合ニ於ケル小作料ヲ謂フ

第三條 農地ノ賃貸人又ハ水小作權若ハ賭地權ノ目的タル農地ノ所有者(以下貸主ト稱ス)ハ左ノ各號ノ小作料ノ額若ハ率ヲ超エテ小作料ノ額若ハ率ヲ定メ又ハ左ノ各號ノ小作料ノ種別若ハ減免條件ニ付農地ノ賃借人又ハ水小作權者若ハ賭地權者(以下借主ト稱ス)ノ負擔ノ増加ト爲ルベキ變更ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ地方長官ノ許可アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 昭和十四年九月十八日ニ於テ小作料ノ定アリタル農地ニ付テハ同日ニ於ケル小作料ノ種別、額又ハ率及減免條件(其ノ不明ナルトキハ同日以後ノ判明セル最初ノ小作料ノ種別、額又ハ率及減免條件)

二 前號ニ該當セザル農地ニシテ昭和十四年九月十九日以後本令施行前ニ小作料ノ定アルニ至リタルモノニ付テハ同日以後ニ於ケル最初ノ小作料ノ種別、額又ハ率及減免條件(其ノ不明ナルトキハ判明セル最初ノ小作料ノ種別、額又ハ率及減免條件)

三 前二號ニ該當セザル農地ニシテ本令施行後ニ小作料ノ定アルニ至リタルモノニ付テハ本令施行後ニ於ケル最初ノ小作料ノ種別、額又ハ率及減免條件

第四條 市町村農地委員會必要アリト認ムルトキハ當該市町村ニ在ル農地ニ付小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ヲ定ムルコトヲ得

市町村農地委員會ハ前項ノ規定ニ依リ定ムル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ニ付地方長官ノ認可ヲ受クベシ

價格關係

地方長官前項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シタルトキハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨公示スベシ

前三項ノ規定ハ公示シタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ヲ變更スル場合ニ之ヲ準用ス

第五條 地方長官ガ前條第三項又ハ第四項ノ規定ニ依リ公示シタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ハ貸主及借主ニ於テ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ之ニ依ルベキ旨ノ合意ヲ爲シタルトキハ其ノ農地ニ關シテハ之ヲ第三條ノ規定ノ適用ニ付テハ同條各號ニ掲グル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ト看做ス

第六條 地方長官小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件著シク不當ナリト認ムルトキハ貸主ニ對シ小作料ノ種別ノ變更、額若ハ率ノ減少若ハ減免條件ノ變更ヲ命ジ又ハ減免條件ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ地方長官ノ命令ニ依リ變更シタル種別、減少シタル額若ハ率又ハ變更シ若ハ定メタル減免條件ハ第三條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同條各號ニ掲グル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ト看做ス

第一項ノ規定ハ裁判、裁判上ノ和解、小作調停法、朝鮮小作調停令若ハ明治三十七年律令第三號ニ依ル調停又ハ朝鮮小作調停令ニ依リ認可ノ決定アリタル勸解ニ依リ定マリタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ニ付テハ之ヲ適用セズ

第七條 價格等統制令施行後裁判、裁判上ノ和解、小作調停法、朝鮮

小作調停令若ハ明治三十七年律令第三號ニ依ル調停又ハ朝鮮小作調停令ニ依ル認可ノ決定アリタル勸解ニ依リ借主ニ有利ニ變更セラレタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ハ第三條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同條各號ニ掲グル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ト看做ス。

第八條 地方長官第三條但書ノ規定ニ依ル許可、第四條第二項若ハ第四項ノ規定ニ依ル認可又ハ第六條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスルトキハ道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第九條 貸主ハ本令ノ適用ヲ免ルル爲農地ノ耕作ヲ目的トスル請負其ノ他ノ契約ヲ爲シ又ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ借主ニ對シ農地ノ賃貸借契約又ハ永小作權若ハ賭地權ノ設定契約ニ定メザル財產上ノ利益ヲ求ムルコトヲ得ズ

第十條 地方長官必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ農地ノ賃貸借、永小作又ハ賭地權ニ依ル小作ニ關シ其ノ當事者ヨリ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ日出ヨリ日没迄ノ間農地其ノ他ノ場所ニ臨檢シ收穫ノ狀況若ハ契約書其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十一條 第三條乃至第八條ノ規定ハ、敷金、補償金、修繕費及用排水費ノ負擔並ニ小作料ノ種別、額又ハ率及減免條件以外ノ農地ノ賃貸借、永小作若ハ賭地權ニ依ル小作又ハ之ニ附隨スル契約

種別、額若ハ率又ハ減免條件ニ回復スベシ

第十六條 前條ノ規定ハ價格等統制令施行前ニ於テ裁判、裁判上ノ和解、小作調停法、朝鮮小作調停令若ハ明治三十七年律令第三號ニ依ル調停又ハ朝鮮小作調停令ニ依ル認可ノ決定アリタル勸解ニ依リ借主ノ不利益ニ變更セラレタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ニ付テハ之ヲ適用セズ價格等統制令施行ノ際現ニ繫屬シタル訴訟、裁判上ノ和解事件又ハ調停事件ニ於テ借主ノ不利益ニ變更セラレタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ニ付亦同ジ前項ノ裁判、和解、調停又ハ勸解ニ依リ借主ノ不利益ニ變更セラレタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ハ第三條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同條第一號又ハ第二號ノ小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ト看做ス

第十七條 前條ノ規定ハ敷金、補償金、修繕費及用排水費ノ負擔並ニ小作料ノ種別、額又ハ率及減免條件以外ノ農地ノ賃貸借、永小作若ハ賭地權ニ依ル小作又ハ之ニ附隨スル契約ノ條件ニシテ農林大臣ノ指定スルモノニ付之ヲ準用ス

ノ條件ニシテ農林大臣ノ指定スルモノニ付之ヲ準用ス

第十三條 第四條及第五條ノ規定ハ南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

第十四條 本令ハ内地ニ在リテハ昭和十四年十二月十一日より、朝鮮、臺灣及南洋群島ニ在リテハ同月十八日より之ヲ施行ス

附 則

第十五條 價格等統制令施行前ニ第三條第一號又ハ第二號ノ小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ヲ借主ノ不利益ニ變更シタル農地ニ付テハ貸主ハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ本令施行後最初ニ小作料ノ納期ノ到來スル分ヨリ之ヲ同條第一號又ハ第二號ノ小作料ノ

小作料統制令施行規則

(昭和十四年十二月六日 農林省令第六十六號)

第一條 市町村農地委員會小作料統制令(以下令ト稱ス) 第四條第二項ノ規定(同條第四項ノ規定ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル認可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ニ委員會ノ決議録ノ謄本ヲ添附シ當該市町村長ヲ經由シテ之ヲ地方長官ニ提出スベシ

一 決定ノ理由及經過

二 決定ノ方法

三 農地(農地以外ノ土地ガ農地ニ附隨シテ賃借セララルル場合又ハ建物其ノ他ノ工作物ガ農地ニ附隨シテ賃借セラレ其ノ賃借ガ農地ノ賃借ト分別シ得ザル場合ニ於テハ其ノ土地又ハ建物其ノ他ノ工作物ヲ含ム以下同ジ)ノ所在地番、地目又ハ種類及面積又ハ建坪

四 決定セントスル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件及現在ノ小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件

五 農地ノ賃貸人又ハ永小作權ノ目的タル農地ノ所有者(以下貸主ト稱ス)及農地ノ賃借人又ハ永小作權者(以下借主ト稱ス)ノ氏名又ハ名稱及住所

六 貸主及借主ノ意圖

價格關係

七 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第二條 地方長官令第四條第二項ノ規定(同條第四項ノ規定ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ依ル認可ヲ爲シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ告示シ當該市町村長ヲシテ其ノ旨市町村役場ニ揭示セシムベシ

一 認可ノ年月日

二 申請ヲ爲シタル市町村農地委員會

三 農地ノ所在地番、地目又ハ種類及面積又ハ建坪

四 認可ヲ爲シタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件

第三條 前條ノ規定ニ依ル告示アリタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ニ付貸主及借主ガ之ニ依ラントスルトキハ當該農地ノ在ル市町村ノ市町村農地委員會ニ其ノ旨届出ツベシ

貸主及借主ガ連署シテ前項ノ届出ヲ爲シタルトキハ其ノ届出アリタル日ニ於テ令第五條ノ合意ヲ爲シタルモノトス

貸主及借主ガ各別ニ第一項ノ届出ヲ爲シタルトキハ後ニ届出アリタル日ニ於テ令第五條ノ合意アリタルモノトス此ノ場合ニ於テハ當該市町村農地委員會ハ遲滞ナク其ノ旨貸主及借主ニ通知スベシ

第四條 市町村農地委員會ハ前條第一項ノ届出ヲ爲サザル貸主又ハ借主ニ對シ第二條ノ規定ニ依ル告示アリタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件ニ依ルヤ否ヤニ付意見ヲ徵スルコトヲ得

第五條 第三條ノ規定ニ依ル令第五條ノ合意アリタルトキハ市町村農地委員會ハ遲滞ナク其ノ旨地方長官ニ報告シ且當該市町村長ニ

通知スベシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ公示スベシ

一 第二條ノ規定ニ依ル告示ノ年月日及番號

二 農地ノ所在地番、地目又ハ種類及面積又ハ建坪

三 合意アリタル小作料ノ種別、額若ハ率又ハ減免條件

四 合意アリタル年月日

第六條 令第十條第二項ノ規定ニ依ル證券ハ別記様式ニ依ル

第七條 令第十一條ノ規定ニ依リ令第三條乃至第八條ノ規定ヲ準用スル農地ノ賃貸借又ハ水小作ノ條件ハ敷金、補償金穀粒ニ修繕費及用排水費ノ負擔ノ外改良費ノ負擔、公租公課ノ負擔、小作料ノ支拂條件、借主ノ貸主ニ提供スル勞務ニ關スル條件及借主ノ貸主ニ給付スル權利金其ノ他ノ財産上ノ利益ニ關スル條件トス令第十七條ノ規定ニ依リ令第十五條及第十六條ノ規定ヲ準用スル農地ノ賃貸借又ハ水小作ノ條件ニ付亦同ジ

第八條 第一條乃至第五條ノ規定ハ令第十一條ニ掲グル農地ノ賃貸借又ハ水小作ノ條件ニ付之ヲ準用ス

第九條 令第十五條ノ規定ニ依ル回復ハ令施行後最初ニ到來スル小作料ノ納期迄ニ之ヲ爲スベシ

附 則
本令ハ小作料統制令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別記様式(用紙ノ大テハ日本標準規格A7トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス)

(裏面)

小作料統制令第十條ノ規定ニ依ル證券

價格關係

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日交付

官 廳 府 縣 印
職 氏 名

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ報告ノ狀況ハ概略書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

小作料統制令第十條 地方長官必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ農地ノ賃貸借、水小作又ハ賭地權ニ依ル小作ニ關シ其ノ當事者ヨリ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ日出ヨリ日没迄ノ間農地其ノ他ノ場所ニ臨檢シ收穫ノ狀況若ハ契約書其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帯セシムベシ

小作料統制令施行規則第六條 令第十條第二項ノ規定ニ依ル證券ハ別記様式ニ依ル

賃金統制令

(昭和十五年十月十九日
勅令第六百七十五號)

- 第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第六條ノ規定ニ基ク賃金ノ統制ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 本令ニ於テ勞務者ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ雇傭セラレ勞働ニ從事スル者又ハ他人ニ雇傭セラレ厚生大臣ノ指定スル勞働ニ從事スル者ヲ謂フ但シ命令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク
- 一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取ノ事業
 - 二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業
(電氣、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム)
 - 三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、破壞又ハ其ノ準備ノ事業
 - 四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又ハ航空機ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業
 - 五 船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業
 - 六 土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農業又ハ林業

賃金關係

七 動物ノ飼育又ハ水産動植物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産業、養蠶業又ハ水産業

八 物品ノ販賣又ハ保管ノ事業

第三條 本令ニ於テ賃金ト稱スルハ賃金、給料、手當、賞與其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ勞務者ヲ雇傭スル者(以下雇傭主ト稱ス)ガ勞働ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナルトキハ其ノ評價ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第四條 命令ヲ以テ定ムル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金規則ヲ作成シ勞務者ニ周知セシムベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第五條 前條ノ雇傭主ハ賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スコトヲ要ス 命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 第四條ノ雇傭主ハ同條ノ規定ニ依リ賃金規則ヲ作成シタルトキハ十四日以内ニ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ之ヲ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ニ報告スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第七條 地方長官ハ賃金規則ニ記載シタル事項ガ本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ著シク不適當ト認ムルトキハ雇傭主ニ對シ之ガ變更ヲ命ズルコトヲ得

第八條 厚生大臣ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ賃金算定方法及ハ賃金支拂方法ニ關シ賃金統制上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

賃金關係

第九條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ一定ノ勞務者ニ付最低賃金を定ムルコトヲ得

雇傭主ハ前項ノ最低賃金を定アル勞務者ニ付其ノ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金を以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ一定ノ勞務者ニ付最高初給賃金を定ムルコトヲ得

雇傭主ハ前項ノ最高初給賃金を定アル勞務者ニ付其ノ者ノ雇入ノ日ヨリ命令ヲ以テ定ムル期間其ノ最高初給賃金ノ額ヲ超ユル賃金を以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ一定ノ勞務者ニ付最高賃金を定ムルコトヲ得

雇傭主ハ前項ノ最高賃金を定アル勞務者ニ付其ノ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金を以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 第九條第二項、第十條第二項及前條第二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十三條 厚生大臣又ハ地方長官賃金ニシテ高額ニ失スト認メラルルモノアルトキハ其ノ額ノ引下ニ付雇傭主ニ對シ命令ヲ爲スコトヲ得但シ最高初給賃金又ハ最高賃金を定アル勞務者ノ賃金を付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 雇傭主ハ左ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ニ對シ命令ヲ以テ定ムル期間ニ支拂フ賃金ノ總額ガ厚生大臣又ハ地方長官ノ定ムル平均時間割賃金ニ其ノ就業時間ノ總數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超ユルトキハ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ豫メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

一 其ノ者ニ支拂フ賃金を付第十五條ノ認可アリタルモノ

二 請負單價又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付第十六條ノ規定ニ依リ認可アリタル請負賃金制ニ依ル賃金を以テ雇傭スルモノ

三 第十七條ノ規定ニ依リ認可アリタル初給賃金及昇給ノ規程ニ依リ雇入レ又ハ其ノ賃金を増スベキモノ

四 前各號ニ掲グルモノノ外命令ヲ以テ定ムルモノ

前項ノ賃金ノ範圍、平均時間割賃金及就業時間ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 雇傭主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ一定ノ勞務者ニ支拂フ賃金を付單位生産量ニ對スル額ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ一定ノ勞務者ニ對シ支拂フ賃金ノ總額ハ其ノ單位生産量ニ對スル額ニ生産量ヲ乘ジテ得タル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十六條 雇傭主ハ請負單價又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ請負賃金制ニ依ル賃金を以テ勞務者ヲ雇傭スルコトヲ得但シ第九條第二項、第十條第二項又ハ第十一條第二項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第十七條 雇傭主ハ一定ノ勞務者ノ初給賃金及昇給ノ規程ニ付地方

長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ規程ノ適用アル勞務者ニ付其ノ規程ニ依リ之ヲ雇入レ又ハ其ノ賃金を増スコトヲ得

第十八條 地方長官ハ左ノ場合ニ於テハ前四條ノ規定ニ依ル認可ヲ取消スコトヲ得

一 詐偽又ハ不正ノ手段ニ依リ認可ヲ受ケタルモノナルトキ

二 認可ノ條件ニ違反シタルトキ

三 認可後ノ事情ニ著シキ變更アリタルトキ

第十九條 厚生大臣ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ手當、實物給與、賞與又ハ臨時ノ給與ノ種類又ハ額ニ關シ賃金統制上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第二十條 厚生大臣ハ勞務者ニ對スル物品ノ販賣又ハ其ノ委託ノ方法ニ依リ事實上賃金ノ額ガ増減セラルル處アル場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ雇傭主ニ對シ勞務者ニ對スル物品ノ販賣又ハ其ノ委託ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 雇傭主相互間ニ於テ又ハ厚生大臣若ハ地方長官ノ指定スル組合若ハ團體ニ於テ賃金ノ協定ヲ爲シ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ雇傭主又ハ其ノ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員（組合又ハ團體ヲ組織スル組合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム以下同ジ）タル雇傭主ノ爲ス雇傭主ニ於テハ其ノ協定ニ依ルベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 賃金ノ協定ハ左ノ事項ニ付之ヲ爲スコトヲ得

一 最低賃金

二 最高初給賃金

三 最高賃金

四 定額賃金制ニ於ケル定額給

五 請負賃金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給

六 請負賃金制ニ於ケル請負單價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法

七 手當

八 實物給與

九 昇給規程

十 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

第二十三條 賃金ノ協定ニシテ最低賃金ノ額ヲ下リ又ハ最高初給賃金若ハ最高賃金ノ額ヲ超ユルモノニ付認可アリタルトキハ其ノ協定シタル事項ニ付テハ各第九條第二項、第十條第二項又ハ第十一條第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

賃金ノ協定ニシテ第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ事項ニ關スルモノニ付認可アリタルトキハ其ノ協定シタル事項ニ付テハ各第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十四條 賃金ノ協定ヲ爲シタル雇傭主又ハ組合若ハ團體ニ於テ其ノ協定ヲ廢止シ又ハ其ノ内容ヲ變更セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第二十五條 地方長官賃金ノ協定存スル場合ニ於テ賃金統制上必要

賃金關係

アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ協定ニ加ハラザル雇傭主又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員ニ非ザル雇傭主ニ對シ協定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 地方長官ハ賃金統制上必要アリト認ムルトキハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ賃金ノ協定ニ付第二十一條ノ規定ニ依リ爲シタル認可ヲ取消スコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ賃金ノ協定ニ付爲シタル認可ヲ取消シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ賃金ノ協定ニ代ルベキ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲シタル第二十一條ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第二十七條 地方長官ハ雇傭主又ハ第二十一條ノ規定ニ依リ指定セラレタル組合若ハ團體ニ對シ期限ヲ指定シテ第二十二條各號ニ掲グル事項ニ關シ賃金ノ協定ヲ爲スコトヲ促スコトヲ得

雇傭主又ハ組合若ハ團體ニ於テ前項ノ期限内ニ賃金ノ協定ヲ爲サズ又ハ期限内ニ協定ヲ爲スモ協定ニ付認可ヲ得ザリシトキハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ協定ニ代ルベキ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲シタル第二十一條ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第二十八條 厚生大臣ハ勞務供給業者ノ供給スル勞務者ノ賃金ニ關シ本令ニ定ムルモノノ外賃金統制上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十四條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方

費トス

第三十五條 本令中賃金委員會ニ關スル規定ハ南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

第三十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十七條 本令施行前從前ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第三十八條 本令施行ノ際現ニ存スル從前ノ規定ニ依リ定ムル未經勞働者ノ初給賃金ノ最低額ハ第九條ノ規定ニ依リ定ムル最低賃金ト看做シ其ノ最高額ハ第十條ノ規定ニ依リ定ムル最高初給賃金ト看做ス

第三十九條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依ル組合又ハ團體ノ指定ハ第二十一條ノ規定ニ依ル組合又ハ

賃金關係

第二十九條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シ其ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ備置クベシ

第三十條 賃金ノ統制ニ關スル重要事項ヲ調査審議セシムル爲賃金委員會ヲ置ク

第三十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ賃金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帯セシムベシ

第三十二條 本令ハ國又ハ道府縣ニハ之ヲ適用セズ

第三十三條 本令中地方長官トアルハ内地ニ於テ鑛夫（砂鑛業ニ於ケル鑛夫ニ準ズベキ者ヲ含ム以下同ジ）ニ關スルモノニ付テハ鑛山監督局長トス

第二十一條及第二十四條乃至第二十七條中地方長官トアルハ賃金ノ協定ノ效力ガ二以上ノ道府縣（内地ニ於テ鑛夫ニ關スルモノニ付テハ二以上ノ鑛山監督局ノ管轄區域）ニ及ブ場合ハ厚生大臣ト

團體ノ指定ト看做ス

第四十條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル勞務者ノ基本給、賃金基準又ハ昇給内規ノ定ハ第二十一條ノ規定ニ依リ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第四十一條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十六條第一項ノ規定ニ依リ定ニシテ勞務者ノ基本給又ハ賃金基準ノ最高額ニ關スルモノハ第十一條ノ規定ニ依リ定ムル最高賃金ト看做ス

第四十二條 賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ船員ニ關スルモノヲ除クノ外當分ノ内仍其ノ效力ヲ有ス但シ賃金ノ總額ニ付第十四條ノ規定ニ依リ制限ヲ受クベキ勞務者ノ賃金ニ付テハ同條ノ平均時間割賃金定マリタルトキハ其ノ效力ヲ失フ

前項ノ規定ハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

第十條ノ最高初給賃金若ハ第十一條ノ最高賃金定マリタルトキ又ハ賃金ノ協定ニ付認可アリタルトキハ各其ノ限度ニ於テ第一項本文ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ其ノ效力ヲ失フ

第一項但書及前項ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ第十四條ノ平均時間割賃金、第十條ノ最高初給賃金若ハ第十一條ノ最高賃金定マリタル時又ハ賃金ノ協定ニ付認可ア

賃金關係

リタル時迄ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

第四十三條 賃金臨時措置令ハ船員ニ關スルモノヲ除クノ外朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年六月三十日迄其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第四十四條 本令施行ノ際第十九條ノ規定ニ依リ發スル命令ニ關シテハ同條中賃金委員會ニ關スル規定ハ之ヲ適用セズ

(參照) 昭和十三年四月一日公布法律第五十五號國家總動員法第六條、第三十一條

賃金統制令第二條第一號ノ事業指定

(昭和十五年七月八日 厚生省告示第二百十五號)

賃金統制令第二條第一號ノ事業ヲ左ノ通指定シ昭和十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年四月厚生省告示第六十二號ハ本告示施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

- 一 金屬工業
- 二 機械器具工業
- 三 化學工業
- 四 ガス業及電氣業

七四

- 五 窯業及土石工業
 - 六 紡績工業
 - 七 製材及木製品工業
 - 八 食料品工業
 - 九 印刷業及製本業
 - 十 其ノ他ノ工業
- (參照) 昭和十四年四月十日厚生省告示第六十二號ハ本號ト同伴ナリ

賃金統制令施行規則

(昭和十五年十月十九日 厚生省令第四十六號)

第一條 賃金統制令(以下令ト稱ス)第二條ノ規定ニ依リ令第二條各號ニ掲グル事業以外ノ事業ニ於ケル左ノ労働ヲ指定ス

- 一 場屋又ハ物品ノ監守其ノ他之ニ類スル労働
- 二 場屋又ハ道路ノ清掃其ノ他之ニ類スル労働
- 三 小使、給仕其ノ他之ニ類スル労働
- 四 寫字、印字、電話交換其ノ他之ニ類スル労働
- 五 機械又ハ器具ノ操作、検査、修繕其ノ他之ニ類スル労働
- 六 物ノ運搬又ハ配達ノ労働

第二條 左ニ掲グル者ハ令第二條但書ノ規定ニ依リ労働者タラザルモノトス

- 一 料理店業又ハ飲食店業ニ従事スル者
- 二 主トシテ家事ニ従事スル者

給與條件

七 白米、精麥、食事又ハ住居ノ給與ヲ爲ストキハ其ノ數量、評價額及給與條件

八 遅刻又ハ早退ノ場合ニ於ケル賃金ノ計算方法

九 賃金ノ一部ヲ貯蓄又ハ公債購入ノ爲テ控除スルトキハ其ノ定ノ要旨

前項各號ニ掲グル事項ノ外賃金ニ關シ必要ナル事項ハ之ヲ賃金規則ニ記載スルコトヲ得

第六條 前條第一項第三號又ハ第四號ノ事項ニ付男女別、職種別、年齢別、勤続年數別其ノ他ノ區分ニ依リ異ル定アルトキハ各別ニ之ヲ記載スベシ

作業又ハ製品ノ種類多數ナルトキハ請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依リ記載ハ主要ナル作業又ハ製品ニ付爲スヲ以テ足ル

同種ノ製品ノ製造又ハ同種ノ作業ガ三月以上繼續セザルトキハ其ノ製品又ハ作業ニ付定ムル請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依リ記載ハ之ヲ省略スルコトヲ得

前二項ノ場合ノ外雇傭主請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依リ記載ノ全部又ハ一部ヲ省略セン

七五

賃金關係

三 雇傭主ニ於テ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ノ承認ヲ受ケ令ノ適用ヲ除外シタル者

前項第三號ノ承認ノ申請書ハ様式第一號ニ依ルベシ

第三條 令第四條ノ命令ヲ以テ定ムル雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル労働者ガ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ賃金規則ヲ作成シ揭示其ノ他適宜ノ方法ニ依リ之ヲ労働者ニ周知セシムベシ但シ賃金規則中労働者ノ一部ニ關係アル事項ノ周知方法ハ關係労働者ニ對シテノミ之ヲ爲スヲ以テ足ル

第四條 前條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル労働者ガ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ賃金規則ヲ作成シ揭示其ノ他適宜ノ方法ニ依リ之ヲ労働者ニ周知セシムベシ但シ賃金規則中労働者ノ一部ニ關係アル事項ノ周知方法ハ關係労働者ニ對シテノミ之ヲ爲スヲ以テ足ル

前項ノ雇傭主賃金規則ヲ變更シタルトキハ前項ニ準ジ之ヲ周知セシムベシ

第五條 賃金規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 所定就業時間數
- 二 賃金ノ締切ノ期間及支拂ノ期日
- 三 定額給ノ定アルトキハ其ノ初給額及最低額
- 四 請負賃金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給ノ定アルトキハ其ノ保證給又ハ單位時間給ノ初給額及最低額
- 五 單價請負、時間請負又ハ歩合請負ノ制アルトキハ其ノ請負單價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法
- 六 手當ヲ支給セントスルトキハ其ノ手當ノ名稱及額又ハ率並ニ

賃金關係

十四條第一項ノ規定ニ依リ又ハ第十四條第一項第三號、第十五條第一項、第二十六條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項若ハ第三十條第一項ノ規定ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スル事項アル場合ニ於テ其ノ認可若ハ許可ヲ受ケザルトキ又ハ賃金ノ協定存スル場合ニ於テ賃金規則ノ記載ガ其ノ協定ノ内容タル事項ト異ルトキハ令第五條本文ノ規定ニ拘ラズ各其ノ事項ニ付テハ賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スベキ限ニ在ラズ

第八條 令第六條ノ規定ニ依リ賃金規則ノ報告ニハ事業ノ種類、従業員場所ノ名稱及所在地並ニ常時雇傭スル男女別勞務者數ヲ具スベシ

第九條 令第九條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

- 一 早出、残業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル歩増
- 二 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
- 三 賞與
- 四 臨時ノ給與

第十條 令第十條第二項ノ命令ヲ以テ定ムル期間ハ未経験勞務者ニ付テハ三月トシ其ノ他ノ勞務者ニ付テハ一年トス

第十一條 前條ノ未経験勞務者トハ工場又ハ鑛山ニ於ケル左ノ各號ノ一ニ該當セザル勞務者ヲ謂フ

- 一 從事シツツアル勞働又ハ之ト同種ノ勞働ニ三月以上從事シタル經驗アル者

用セズ

- 一 勞務者ガ精神又ハ身體ノ障礙ニ因リ著シク作業能力劣レルモノナルトキ
 - 二 勞務者ノ都合ニ依リ所定就業時間ニ滿タザル就業ヲ爲ストキ
 - 三 天災事變其ノ他特別ノ事由ニ因リ雇傭主ガ地方長官ノ許可ヲ受ケ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルトキ
- 雇傭主前項第一號ノ規定ニ依リ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭シタルトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇入ノ日ノ翌月十五日迄ニ様式第三號ニ依リ報告書ヲ地方長官ニ提出スベシ
- 第一項第三號ノ許可ノ申請書ハ様式第四號ニ依リ其ノ申請ニハ第五條第一項第三號及第四號ノ最低額ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添付スベシ

第十五條 令第十條第二項及第十一條第二項ノ規定ハ雇傭主ガ天災事變ニ際シ必要アルニ因リ又ハ左ニ掲グル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルトキハ之ヲ適用セズ

- 一 作業ノ性質上必要アルトキ
 - 二 勞務者ガ技能特ニ優秀ナルトキ又ハ特技アルトキ
 - 三 其ノ他特別ノ事由アルトキ
- 雇傭主天災事變ニ際シ必要アルニ因リ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭シタルトキハ令第三十一條賃金關係

- 二 工場又ハ鑛山ニ於テ六月以上勞働ニ從事シタル經驗アル者
- 三 工場又ハ鑛業ニ關スル國立若ハ公立ノ養成施設ニシテ三月以上ノ修業期間ヲ有スルモノ又ハ私立ノ養成施設ニシテ地方長官ニ於テ之ト同等以上ノモノト認定シタルモノノ課程ヲ修了シタル者
- 四 工業又ハ鑛業ニ關スル學校ニ於テ二年以上學習シタル者
- 五 前號ニ掲グルモノノ外尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ四年以上トスル學校若ハ高等小學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ二年以上トフル學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ課程ヲ修了シタル者

第十二條 最高賃金ハ日日雇入ルル勞務者又ハ厚生大臣ノ指定スル勞務者ニ付定ムルモノトス

第十三條 令第十條第二項及第十一條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

- 一 一月ニ付當該勞務者ノ健康保險法施行令第三條ノ規定ニ依リ定ムル標準報酬日額ノ二分ヲ超エザル精動手當
- 二 就業十時間ヲ超ユル早出若ハ残業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル歩増
- 三 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
- 四 賞與
- 五 臨時ノ給與

第十四條 令第九條第二項ノ規定ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

- 第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇入ノ日ヨリ十四日以内ニ其ノ要領ヲ具シ地方長官ニ報告スベシ
 - 第一項第一號及第三號ノ事由ニ因リ許可ノ申請書ハ様式第五號、第一項第二號ノ事由ニ因リ許可ノ申請書ハ様式第六號ニ依ルベシ
- 第十六條 令第十四條第一項ノ命令ノ定ムル期間(以下賃金總額計算期間ト稱ス)ハ左ノ如シ

- 第一期 一月一日ヨリ三月三十一日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ三月ノ最終賃金締切日前三月間)
- 第二期 四月一日ヨリ六月三十日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ六月ノ最終賃金締切日前三月間)
- 第三期 七月一日ヨリ九月三十日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ九月ノ最終賃金締切日前三月間)
- 第四期 十月一日ヨリ十二月三十一日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ十二月ノ最終賃金締切日前三月間)

第十七條 同一ノ工場、事業場ニ於テ令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ヲ常時三十人以上雇傭スル雇傭主ハ令第十四條第一項ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ認可ノ申請書ハ様式第七號ニ依ルベシ

當該工場、事業場ニ於ケル男女及年齢別一時間平均賃金ノ實績ガ時期ニ依リ著シク異ルトキハ前項ノ申請ニハ申請前一年(一年ノ實績ナキトキハ其ノ實績アル期間)ノ賃金總額計算期間若ハ毎月ノ賃金彙帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添付スベシ

賃金關係

第十八條 前條ノ認可ハ左ニ掲グル場合ニ之ヲ爲スモノトス

- 一 工場、事業場ニ於ケル勞務者ノ職種、年齢、経験年數等ニ因リ必要アルトキ
- 二 工場、事業場ニ於ケル作業ノ性質又ハ環境ニ因リ特ニ必要アルトキ
- 三 工場、事業場ニ於ケル作業能率特ニ優秀ナルトキ
- 四 天災事變ニ際シ其ノ他特ニ必要アルトキ

第十九條 令第十四條第一項ノ認可ハ男女及年齢別一時間平均賃金ニ依リ之ヲ爲シ且其ノ認可ノ日ヨリ一年以内ニ於テ失効ノ期限ヲ

附スルモノトス

雇主前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ニ對シ賃金總額計算期間ニ支拂フ賃金ノ總額ハ前項ノ男女及年齢別一時間平均賃金ニ就業時間ノ總數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス

前二項ノ男女及年齢別一時間平均賃金ノ適用ニ關スル勞務者ノ年齢ノ計算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現在ニ依ルモノトス

第二十條 令第十四條第一項第四號ノ規定ニ依リ左ノ勞務者ヲ定ム

- 一 専ラ工場外又ハ事業場外ノ事務所ニ於テ使用スルモノ
- 二 日日雇入ルモノ

第二十一條 令第十四條第一項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

一 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク

スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第二十七條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇備スル雇主ハ令第六條ノ規定ニ依リ地方長官ニ報告シタル賃金規則ニ依ルノ外其ノ雇備スル勞務者ニ實物ヲ給與セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十二號ニ依リ其ノ申請ニハ實物給與ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第二十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時

十人以上ノ勞務者ヲ雇備スル雇主ハ其ノ雇備スル勞務者ニ賞與ヲ支給セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ賞與ノ各支給期ニ於ケル其ノ支給ヲ受クル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ六十圓ヲ超エズ又ハ當該工場、事業場ニ於ケル勞務者ノ健康保險法施行令第三條ノ標準報酬日額ノ平均金額ノ四十日分ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十三號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十九條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時

十人以上ノ勞務者ヲ雇備スル雇主ハ其ノ雇備スル勞務者ノ全部又ハ大部分ニ時ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ臨時ノ給與ノ其ノ給與ヲ受クル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ二十圓ヲ超エザルトキハ此

賃金關係

二 賞與

三 臨時ノ給與

第二十二條 令第十四條第一項ノ平均時間割賃金ハ地域、業種、男女及年齢ノ別ニ之ヲ定ム

前項ノ平均時間割賃金ノ適用ニ關スル勞務者ノ年齢ノ計算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現在ニ依ルモノトス

第二十三條 令第十四條第一項ノ就業時間ハ休憩時間ヲ含ムモノトス

第二十四條 令第十五條又ハ第十六條ノ認可ノ申請書ハ様式第八號

又ハ様式第九號ニ依リ其ノ申請ニハ第五條第一項第五號ニ掲グル事項ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫及最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十五條 令第十七條ノ認可ノ申請書ハ様式第十號ニ依リ其ノ申請ニハ初給賃金及昇給ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫並ニ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十六條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇備スル雇主ハ其ノ雇備スル勞務者ニ就業ノ日又ハ時間ニ對シ支給セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十一號ニ依リ其ノ申請ニハ手當ニ關

ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十四號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第三十條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇備スル雇主ハ勞務者ニ對シ厚生大臣ノ定ムル價格以下ノ代價ヲ以テ白米、精麥又ハ食事ノ販賣ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ其ノ販賣ノ委託ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十五號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面及手當並ニ實物給與ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ

第三十一條 令第二十二條ノ規定ニ依ル賃金ノ協定ノ認可ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 協定ヲ爲シタル雇主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ名稱及所在地
- 二 協定ノ内容
- 三 協定ノ行ハルル區域
- 四 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第三十二條 雇主ハ天災事變ニ際シ必要アルトキハ令第二十一條但書ノ規定ニ依リ同條ノ協定ニ依ラザルコトヲ得

賃金關係

雇傭主前項ノ規定ニ依リ令第二十二條ノ協定ニ依ラザリシトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ要領ヲ具シ十四日以内ニ地方長官ニ報告スベシ

第三十三條 令第二十四條ノ規定ニ依ル賃金ノ協定ノ變更又ハ廢止ノ認可ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 協定ヲ爲シタル雇傭主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ名稱及所在地
- 二 廢止又ハ變更スベキ事項及其ノ内容
- 三 廢止又ハ變更セントスル協定ノ行ハルル區域
- 四 廢止又ハ變更ヲ要スル理由
- 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第三十四條 協定ノ行ハルル區域内ニ於テ協定ニ加ハリタル雇傭主ト同種若ハ類似ノ事業ヲ營ミ若ハ協定アリタル勞務者ト同種ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ地區内ニ於テ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員(組合又ハ團體ヲ組織スル場合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム以下同ジ)タル資格ヲ有スルモ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員ニ非ザルモノニ對シテハ令第二十五條ノ規定ニ依リ協定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十五條 令第二十九條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ノ數ガ十人ニ達シタルトキハ其ノ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ賃金臺帳ヲ作成シ勞

務者ノ賃金ヲ記載スベシ但シ日日雇入ルル勞務者ノ賃金ハ記載ノ限ニ在ラズ

第三十六條 賃金臺帳ハ個人票及總括票トシ其ノ様式ハ常時三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル工場、鑛山ニ在リテハ様式第十六號及第十七號、其ノ他ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ在リテハ様式第十八號及第十九號ニ依ルベシ

雇傭主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ個人票ニ付前項ノ様式ト異ル様式ヲ用フルコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニハ雇傭主ノ用ヒントスル様式及申請ノ理由ヲ具スベシ

第三十七條 賃金支拂ニ關スル賃金臺帳ノ記入ハ個人票ニ在リテハ毎月ノ賃金ニ付翌月末日迄ニ之ヲ爲シ總括票ニ在リテハ毎月ノ賃金ニ付翌月末日迄ニ每賃金總額計算期間ノ賃金ニ付其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ之ヲ爲スベシ

第三十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫ヲ翌月末日迄ニ每賃金總額計算期間ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫ヲ其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ地方長官ニ報告スベシ

第三十九條 賃金臺帳ハ其ノ最後ノ記入ヲ爲シタル後三年間之ヲ保存スベシ

第四十條 令第三十一條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ様式第二十號ニ

依ル

第四十一條 地方長官第二條第三號ノ承認又ハ第六條第四項、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十九

條第一項若ハ第三十六條第二項ノ許可ノ申請書ヲ受理シタル後三十日以内ニ其ノ申請事項ニ關シ雇傭主ニ對シ文書ニ依ル指令又ハ照會若ハ通知ヲ發セザルトキハ其ノ期間滿了ノ日ニ於テ申請事項ニ付承認又ハ許可アリタルモノトス申請事項ニ關スル照會ニ對スル回答書ヲ受領シ又ハ申請事項ニ關シ雇傭主ニ通知ヲ發シタル後三十日以内ニ申請事項ニ關シ文書ニ依ル指令又ハ照會若ハ通知ヲ發セザルトキ亦同ジ

第四十二條 本令ノ規定ニ基キ地方長官ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告ハ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所毎ニ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ
工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ヲ管轄スル地方長官ナキ場合ニハ雇傭契約ヲ締結シタル場所ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ

第四十三條 令第三十三條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ提出スル申請書ハ賃金ノ協定ヲ爲シタル雇傭主又ハ組合若ハ團體ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ

第四十四條 本令ノ規定ニ依ル申請又ハ報告ニ關シ雇傭主ニ於テ代理人ヲ定メタルトキハ地方長官ニ届出ツベシ其ノ代理權ヲ解除シタルトキ亦同ジ

賃金關係

第四十五條 本令中地方長官トアルハ鑛夫(砂鑛業ニ於ケル鑛夫ニ準ズベキ者ヲ含ム)ニ付テハ鑛山監督局長トス

附 則

第四十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

第四十七條 令施行ノ際同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ニ付テハ第四條ノ期限ハ令施行ノ日ヨリ六十日トス

第四十八條 令施行ノ際現ニ從前ノ賃金統制令施行規則第六條第三號ノ規定ニ依リ受ケタル許可ハ第十四條第一項第三號又ハ第十五條第一項ノ規定ニ依リ受ケタルモノト看做ス

第四十九條 令施行ノ際現ニ賃金臨時措置令施行規則第四條ノ規定ニ依リ賃金臨時措置令第十六條第一項ノ規定ニ依ル定ニ依ラザルコトニ付許可ヲ受ケタル雇傭主ハ第十五條第一項ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第五十條 第二十六條ノ規定ニ依リ其ノ支給ニ付地方長官ノ許可ヲ受クベキ手當ヲ令施行ノ際現ニ支給シアル雇傭主ハ令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限り其ノ支給ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

第五十一條 第二十七條ノ規定ニ依リ其ノ給與ニ付地方長官ノ許可ヲ受クベキ實物給與ヲ令施行ノ際現ニ給與シアル雇傭主ハ令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限り其ノ給與ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

第五十二條 令施行ノ際現ニ勞務者ニ對シ白米、精麥又ハ食事ノ販

賃金關係

賣ヲ爲シ又ハ其ノ販賣ノ委託ヲ爲シアル雇傭主ニシテ第三十條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキモノハ令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限リ其ノ販賣又ハ委託ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

第五十三條 令施行ノ際同一ノ工場、事業場、事務所、其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ニ付テハ第三十五條ノ期限ハ令施行ノ日ヨリ九十日トス

第五十四條 従前ノ賃金統制令施行規則第七條ノ規定又ハ賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ規定ニ依リ作成シタル賃金臺帳ハ其ノ最後ノ記入ヲ爲シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ

第五十五條 従前ノ賃金統制令施行規則第八條及第九條ノ規定ハ令施行ノ日ヨリ九十日間仍其ノ效力ヲ有ス但シ雇傭主ガ本令ノ規定ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シ第三十八條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲ストキハ其ノ雇傭主ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五十六條 賃金臨時措置令施行規則第一條乃至第十一條、第二十二條及第二十一條ノ規定ハ船員ニ關スルモノヲ除クノ外當分ノ内仍其ノ效力ヲ有スルモノトス但シ賃金ノ總額ニ付令第十四條ノ規定ニ依ル制限ヲ受クベキ勞務者ノ賃金ニ付テハ同條ノ平均時間割賃金定マリタルトキハ其ノ效力ヲ失フ

前項但書ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令施行規則第一條乃至第十一條、第二十條及第二十一條ノ規定ハ令第十四條ノ平均時間割賃金定マリタル時迄ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

第五十七條 賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ規定ハ前條ノ期間仍其ノ效力ヲ有スルモノトス但シ常時雇傭スル勞務者ガ十人ニ滿タザル雇傭主ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

雇傭主ガ本令ノ規定ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シタルトキハ賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ作成ノ日ヨリ其ノ雇傭主ニ付テハ其ノ效力ヲ失フ但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第五十八條 令第十四條第一項ノ平均時間割賃金ノ定マリタル事業ヲ營ム雇傭主ノ其ノ雇傭スル令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ガ常時三十人ニ滿タザル場合ニ於テ雇傭主ノ之ニ對シ賃金總額計算期間ニ支拂フ賃金ノ總額ガ平均時間割賃金ニ其ノ就業時間ノ總數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超エザルトキハ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ其ノ雇傭主ノ雇傭スル令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ノ賃金ニ關シテハ之ヲ適用セズ

様式第一號(用紙ノ大サハ日本標準用紙ヨリ二三六四トス)

客員ノ種類	客員ノ姓名	所在地	客員ノ職業	賃金		
				日額	月額	年額
常時雇傭	男	計	賃金	日額	月額	年額
				賃金	日額	月額
臨時雇傭	男	計	賃金	日額	月額	年額
				賃金	日額	月額
臨時雇傭	女	計	賃金	日額	月額	年額
				賃金	日額	月額
臨時雇傭	計	賃金	賃金	日額	月額	年額
				賃金	日額	月額
其ノ他ノ事項			賃金	日額	月額	年額
其ノ他ノ事項			賃金	日額	月額	年額

昭和 年 月 日

住所 () 氏 名

(地方長官) 殿

記帳注意

一 客員ノ種類(工種)ニ依リテ()ニ記入スルコトニ注意スルコト

二 賃金ノ種類(日額、月額、年額)ニ依リテ()ニ記入スルコト

三 客員ノ姓名()ニ記入スルコト

四 客員ノ職業()ニ記入スルコト

五 客員ノ所在地()ニ記入スルコト

六 客員ノ賃金()ニ記入スルコト

七 客員ノ就業時間()ニ記入スルコト

八 客員ノ就業場所()ニ記入スルコト

九 客員ノ就業日数()ニ記入スルコト

十 客員ノ就業時間()ニ記入スルコト

十一 客員ノ就業場所()ニ記入スルコト

十二 客員ノ就業日数()ニ記入スルコト

十三 客員ノ就業時間()ニ記入スルコト

十四 客員ノ就業場所()ニ記入スルコト

十五 客員ノ就業日数()ニ記入スルコト

賃金關係

様式第二號(用紙ノ大サハ日本標準用紙ヨリ二三六四トス)

客員ノ種類	客員ノ姓名	所在地	客員ノ職業	賃金		
				日額	月額	年額
常時雇傭	男	計	賃金	日額	月額	年額
				賃金	日額	月額
臨時雇傭	男	計	賃金	日額	月額	年額
				賃金	日額	月額
臨時雇傭	女	計	賃金	日額	月額	年額
				賃金	日額	月額
臨時雇傭	計	賃金	賃金	日額	月額	年額
				賃金	日額	月額
其ノ他ノ事項			賃金	日額	月額	年額
其ノ他ノ事項			賃金	日額	月額	年額

昭和 年 月 日

住所 () 氏 名

(地方長官) 殿

記帳注意

一 客員ノ種類(工種)ニ依リテ()ニ記入スルコトニ注意スルコト

二 賃金ノ種類(日額、月額、年額)ニ依リテ()ニ記入スルコト

三 客員ノ姓名()ニ記入スルコト

四 客員ノ職業()ニ記入スルコト

五 客員ノ所在地()ニ記入スルコト

六 客員ノ賃金()ニ記入スルコト

七 客員ノ就業時間()ニ記入スルコト

八 客員ノ就業場所()ニ記入スルコト

九 客員ノ就業日数()ニ記入スルコト

十 客員ノ就業時間()ニ記入スルコト

十一 客員ノ就業場所()ニ記入スルコト

十二 客員ノ就業日数()ニ記入スルコト

十三 客員ノ就業時間()ニ記入スルコト

十四 客員ノ就業場所()ニ記入スルコト

十五 客員ノ就業日数()ニ記入スルコト

賃金關係

様式第三號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4(縦三六センチ横二五センチ))
精神身體障礙ニ因ル最低賃金除外報告書

事業ノ種類	従業場所ノ名稱	所在地	事務者ノ氏名	男女別	年齢	最低賃金額	支給賃金額	最低賃金ヲ下リタル理由	事務者ノ数			
									計	女	男	
其ノ他参考ト 爲ルベキ事項												

昭和 年 月 日

(地方長官) 殿

住所

(預備主) 氏 名

様式第五號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4(縦三六センチ横二五センチ))
最高賃金(最高初給賃金)除外許可申請書(不特定事務者)

事業ノ種類	従業場所ノ名稱	所在地	事務者ノ氏名	男女別	年齢	職	最高賃金 (最高初給賃金)	又ハ過 半額	職務者数	最高賃金(最高初給賃金)ヲ 定ムル理由	事務者ノ数		
											計	女	男
其ノ他参考ト 爲ルベキ事項													

昭和 年 月 日

(地方長官) 殿

住所

(預備主) 氏 名

賃金關係

様式第四號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4(縦三六センチ横二五センチ))
最低賃金除外許可申請書

事業ノ種類	従業場所ノ名稱	所在地	事務者ノ氏名	男女別	年齢	職	最低賃金額	支給賃金額	最低賃金ヲ下リタル理由	事務者ノ数		
										計	女	男
其ノ他参考ト 爲ルベキ事項												

昭和 年 月 日

(地方長官) 殿

住所

(預備主) 氏 名

様式第六號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4(縦三六センチ横二五センチ))
最高賃金(最高初給賃金)除外許可申請書(特定事務者)

事業ノ種類	従業場所ノ名稱	所在地	事務者ノ氏名	男女別	年齢	職	最高賃金 (最高初給賃金)	又ハ過 半額	職務者数	最高賃金(最高初給賃金)ヲ 定ムル理由	其ノ他参考ト 爲ルベキ事項	事務者ノ数		
												計	女	男

昭和 年 月 日

(地方長官) 殿

住所

(預備主) 氏 名

賃金關係

様式第七號(用紙ノ大サハ日本標準用紙ヨリ三六センチメートル)
賃金關係調査票(可申附書)

事業ノ種類	所在地	調査ノ時期	男女別			計
			男	女	計	
年齢区分	所在地 <td rowspan="4">調査ノ時期</td> <td>二十歳未満</td> <td>平均賃金</td> <td>平均賃金</td> <td>平均賃金</td>	調査ノ時期	二十歳未満	平均賃金	平均賃金	平均賃金
			二十歳以上三十歳未満	平均賃金	平均賃金	平均賃金
			三十歳以上四十歳未満	平均賃金	平均賃金	平均賃金
			四十歳以上	平均賃金	平均賃金	平均賃金
計			平均賃金	平均賃金	平均賃金	

昭和 年 月 日
住所 () 氏 名 ●

様式第九號(用紙ノ大サハ日本標準用紙ヨリ三六センチメートル)
賃金關係調査票(可申附書)

事業ノ種類	所在地	調査ノ時期	賃金		計
			男	女	
年齢区分	所在地	調査ノ時期	二十歳未満	平均賃金	平均賃金
			二十歳以上三十歳未満	平均賃金	平均賃金
			三十歳以上四十歳未満	平均賃金	平均賃金
			四十歳以上	平均賃金	平均賃金
計			平均賃金	平均賃金	

昭和 年 月 日
住所 () 氏 名 ●

賃金關係

様式第八號(用紙ノ大サハ日本標準用紙ヨリ三六センチメートル)
單位生産量ニ對スル賃金關係調査票(可申附書)

事業ノ種類	所在地	調査ノ時期	單位生産量ニ對スル賃金			計
			男	女	計	
年齢区分	所在地	調査ノ時期	二十歳未満	單位生産量ニ對スル賃金	單位生産量ニ對スル賃金	單位生産量ニ對スル賃金
			二十歳以上三十歳未満	單位生産量ニ對スル賃金	單位生産量ニ對スル賃金	單位生産量ニ對スル賃金
			三十歳以上四十歳未満	單位生産量ニ對スル賃金	單位生産量ニ對スル賃金	單位生産量ニ對スル賃金
			四十歳以上	單位生産量ニ對スル賃金	單位生産量ニ對スル賃金	單位生産量ニ對スル賃金
計			單位生産量ニ對スル賃金	單位生産量ニ對スル賃金	單位生産量ニ對スル賃金	

昭和 年 月 日
住所 () 氏 名 ●

様式第十號(用紙ノ大サハ日本標準用紙ヨリ三六センチメートル)
初給賃金及昇給率調査票(可申附書)

事業ノ種類	所在地	調査ノ時期	初給賃金		計
			男	女	
年齢区分	所在地	調査ノ時期	二十歳未満	初給賃金	初給賃金
			二十歳以上三十歳未満	初給賃金	初給賃金
			三十歳以上四十歳未満	初給賃金	初給賃金
			四十歳以上	初給賃金	初給賃金
計			初給賃金	初給賃金	

昭和 年 月 日
住所 () 氏 名 ●

賃金關係

様式第十一號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 第三六四号トス)
不労賃手當支給許可申請書

事業ノ種類	従事場所ノ名稱	所在地	支給ノ種類	支給ノ理由	常時雇入人員			其ノ他備考ト爲ルベキ事項
					計	女	男	

昭和 年 月 日
住所
(副地主) 氏 名

様式第十三號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 第三六四号トス)
賞與許可申請書

事業ノ種類	従事場所ノ名稱	所在地	支給ノ時期	賞與ノ種類	支給ノ理由	常時雇入人員			其ノ他備考ト爲ルベキ事項
						計	女	男	

昭和 年 月 日
住所
(副地主) 氏 名

賃金關係

賃金關係

様式第十二號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 第三六四号トス)
賞與支給許可申請書

事業ノ種類	従事場所ノ名稱	所在地	賞與ノ種類	賞與ノ理由	賞與ノ時期	賞與ノ条件	一年間ノ支給人員			其ノ他備考ト爲ルベキ事項
							計	女	男	

昭和 年 月 日
住所
(副地主) 氏 名

様式第十四號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 第三六四号トス)
臨時給與許可申請書

事業ノ種類	従事場所ノ名稱	所在地	支給ノ時期	臨時給與ノ種類	支給ノ理由	支給ノ条件	一年間ノ給與人員			其ノ他備考ト爲ルベキ事項
							計	女	男	

昭和 年 月 日
住所
(副地主) 氏 名

八九

様式第十六號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4(三六四トス))

賃金臺帳(個人用)

時給、日給 又ハ月給	男 生年月日 入年月日	職 種 職 名	請 願 年 月 日	氏 名
	女 年 月 日 生 年 月 日 入	番 號	年 月	番 號

額	間					
就 業 日 数						
就 業 時 間 数						
賃 券 額 時 間 数						
早 出 遅 業、夜 業 就 業 時 間 数						
支 出	時 給、日 給 又 ハ 月 給					
	請 願 利 益 金 又 ハ 加 給 金					
給 付	早 出 遅 業 歩 増					
	夜 業 歩 増					
賃 手	休 日 就 業 歩 増					
	特 殊 手 當					
金 當						
	支 拂 賃 金 計(1)					
控 除 金 總 額						
控 引 支 拂 額						
支 拂 額 内 容	白 米 精 米 給 與					
	食 事 給 與					
	住 居 給 與					
支 拂 賃 金 計(1) 及 支 拂 額 内 容 換 算 額 合 計						
賃 與 及 給 付 ノ 給 與(2)						
支 拂 賃 金 總 計(1)(2)ノ 合 計						

備考
 (1) 賃 / 額 主ハ 雇 主ニ 於テ 適 宜 定 ム ル コト
 (2) 外ニ 収 入 印 帳 或ハ 他 必 要 事 項 ノ 記 帳 簿 ヲ 設 ケ ル コト ヲ 得 ル コト
 (3) 賃 券 額 時 間 数、早 出 遅 業、夜 業 就 業 時 間 数 及 該 當 ナキ 事 項ニ 關 スル 欄ハ 何レモ 解 除 スル コト ヲ 得 ル コト
 記 帳 注 意
 (1) 期 間 / 區 分ハ 一 月 又 ハ 一 賃 金 納 付 期 間 ト スル コト
 (2) 時 項 / 期 間ニ 付テ 記 帳 / 外 毎 日 ノ 賃 金ニ 關 スル 記 入 ヲ 當 スル 方 ヲ 得 ル コト
 (3) 就 業 日 数ニ ハ 賃 額ニ 就 業 セル 日 数 ヲ 記 入 スル コト
 (4) 就 業 時 間 数ニ ハ 休 暇 時 間 ヲ 合 計 就 業 時 間 数 ヲ 記 入 スル コト
 (5) 時 給、日 給 又 ハ 月 給 額 及 請 願 利 益 金 又 ハ 加 給 金 額ハ 之 ヲ 一 欄 ト シ 其ノ 合 計ノ 額 ヲ 記 入 スル コト ヲ 得 ル コト
 (6) 早 出 遅 業 歩 増、夜 業 歩 増 及 休 日 就 業 歩 増ニ ハ 早 出 遅 業、夜 業 就 業 又 ハ 休 日 就 業ニ 對 スル 時 間 別 賃 金 ヲ 除キ
 其ノ 増 額 ヲ 記 入 スル コト
 (7) 手 當 額ニ ハ 特 殊 手 當、特 殊 賃 與、物 價 手 當、夜 付 手 當、年 功 加 給、作 業 手 當 等 手 當ノ 額 毎ニ 欄 ヲ 設 ケ 其ノ 名 稱 及 額 ヲ
 記 入 スル コト
 (8) 控 除 金 總 額ニ ハ 支 拂 賃 金 ヲ 控 除 スベキ 金 額ノ 總 額 ヲ 記 入 スル コト 尚 内 庫 帳 簿 及 控 除 金 内 庫ニ 付 記 入 スル
 コト ヲ 得 ル コト
 (9) 控 引 支 拂 額ニ ハ 支 拂 賃 金 計(1) ヲ 控 除 金 總 額 ヲ 減 算 スル 額 ヲ 記 入 スル コト
 (10) 白 米 精 米 給 與、食 事 給 與 及 住 居 給 與ニ ハ 無 償ニ テ 支 給 セル 白 米 精 米、食 事 及 住 居ニ 付 單 生 大 豆ノ 定 ム ル 評 價 額ニ
 依リ 換 算 額 ヲ 記 入 スル コト

様式第十五號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4(三六四トス))

白米精米食事費算許可申請書

氏 名 姓 名 ハ 其ノ 姓 名 ト 同 様 ト 記 入 スル コト	職 種 職 名 ハ 其ノ 職 種 ト 同 様 ト 記 入 スル コト	品 目 單 位 單 價	所 在 地 住 居 地 所 ノ 名 稱	備 考 支 拂 受 ケル 賃 券 額	計	男	女	一 年 以 上 就 業 ノ 最 長
昭和 年 月 日								

(地方長官) 殿

住所 (雇主) 氏 名

様式第十八號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4(三十三センチメートル×四十五センチメートル))

賃金臺帳(個人票)

男	生年月日	雇入年月日	職 種	前歴年月数	氏 名
女	年月日生	年月日雇入	番 號	年 月	

期 間					
就 業 日 数					
支 拂 賃 金	時給、日給又ハ月給及福利 給金又ハ加給金				
	手當(歩増ヲ含ム)				
支 拂 賃 金 計(1)					
控 除 金 總 額					
控 引 支 拂 額					
實 物 給 與 換 算 額(2)	白米精麥給與				
	食 事 給 與				
	住 居 給 與				
支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計					
賞與及臨時ノ給與(3)					
支拂賃金總計(1)(2)(3)ノ合計					

備考
 (1)概ノ概ハ雇主ニ於テ適宜定ムル得ルコト
 (2)概外ニ領收者捺印其ノ他必要事項ノ記載ヲ要スルコトヲ得ルコト
 (3)該當ナキ事項ニ關スル欄ハ削除スルコトヲ得ルコト
 記載注意
 (1)期間ノ區分ハ一月又ハ一賃金締切期間トスルコト
 (2)前項ノ期間ニ付テノ記載ノ外毎日ノ賃金ニ關スル記入ヲ爲スヲ妨ゲザルコト
 (3)就業日数欄ニハ實際ニ就業セル日数ヲ記入スルコト
 (4)時給、日給又ハ月給及福利給金又ハ加給金欄ニハ内働ヲ設ケ内働利益金又ハ加給金ヲ記入スルコトヲ得ルコト
 (5)手當(歩増ヲ含ム)欄ニハ補助手當、普勞賞與、物價手當、作業手當等ノ外早出残業又ハ深夜就業等ニ對スル増額ヲ其ノ種類毎ニ欄ヲ設ケ其ノ名稱及額ヲ記入スルコト
 (6)控除金總額欄ニハ支拂賃金ヨリ控除スベキ金額ノ總額ヲ記入スルコト向内部欄ヲ設ケ控除金内訳ニ付記入スルコトヲ得ルコト
 (7)白米精麥給與、食事給與及住居給與欄ニハ無價ニテ支給セル白米精麥、食事及住居ノ付原生大區ノ定ムル評價額ニ依ル換算額ヲ記入スルコト

様式第十七號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4(三十三センチメートル×四十五センチメートル))

賃金臺帳(總括票)

事業ノ種類		事業場名	
-------	--	------	--

昭和	年	月	期分
----	---	---	----

	男				女				總 計
	二十歳未満	三十歳未満	三十歳以上	小計	二十歳未満	三十歳未満	三十歳以上	小計	
勞務者数									
總就業日数									
總就業時間数									
平均時間別賃金									
平均時間別賃金ニ總就業時間数ヲ乗ジタル額									
支拂賃金計(1)									
實物給與換算額(2)									
支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計(4)									
賞與及臨時ノ給與(3)									
支拂賃金總計(1)(2)(3)ノ合計									
一時間平均賃金(4)ヲ總就業時間数ヲ以テ除シタル商									

實物給與(白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク)

名 稱	數 量	支給勞務者數

備考
 (1)本臺帳ハ一月毎(賃金締切日ノ定ムル場合ハ其ノ月ノ最終ノ賃金締切日前一月毎)ノ票ニ作成スルコト
 (2)本臺帳ハ前號ノ外賃金總額計算期間毎ノ票ヲ作成スルコト
 記載注意
 (1)勞務者數欄ニハ記載スベキ期間内ニ於テ賃金ヲ受ケタル勞務者ノ數ヲ記入スルコト
 (2)總就業日数欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル就業日数ノ合計ヲ記入スルコト
 (3)總就業時間数欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル就業時間数ノ合計ヲ記入スルコト
 (4)平均時間別賃金額ニハ令第十四條ノ規定ニ依リ定ムル平均時間別賃金ヲ記入スルコト但シ令第十四條ノ規定ニ準ジ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ其ノ認可ヲ受ケタル平均時間別賃金ヲ記入スルコト
 (5)支拂賃金計(1)欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル支拂賃金計(1)ノ合計額ヲ記入スルコト
 (6)實物給與換算額(2)欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル實物給與換算額(2)ノ合計額ヲ記入スルコト
 (7)賞與及臨時ノ給與(3)欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル賞與及臨時ノ給與(3)ノ合計額ヲ記入スルコト

様式第十九號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4(三ノ五、七、四、トス) 第三、七、四、トス)

賃金臺帳(總括型)

事業ノ種類	事業場名
-------	------

昭和 年 月 分

	男	女	計
勞務者數			
總就業日數			
支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計(4)			
賞與及臨時ノ給與(3)			
支拂賃金總計(1)(2)(3)合計			
一日平均賃金 (4)ヲ總就業日數ヲ以テ除シテ ル商			

實物給與(白米精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク)

名	稱	數	量	支給勞務者數

備考

本臺帳ハ一月毎(賃金締切日ノ完アル場合ハ其ノ月ノ最終ノ賃金締切日前一月毎)ノ票ニ作成スルコト

記載注意

- (1)勞務者數欄ニハ記載スベキ期間内ニ於テ賃金ヲ受ケタル勞務者ノ數ヲ記入スルコト
- (2)總就業日數欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル就業日數ノ合計ヲ記入スルコト
- (3)支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計ノ合計額ヲ記入スルコト
- (4)賞與及臨時ノ給與(3)欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル賞與及臨時ノ給與(3)ノ合計額ヲ記入スルコト

様式第二十號(用紙ノ大サハ日本標準規格A7(トス) シ中央紙縁ノ所ヨリ二ツ折トシテ) (裏面)

賃金統制ニ關スル庶務票

--	--

(裏面)

官 職 氏 名

厚生省又ハ
府 縣 印

昭和 年 月 日 交付

國家總務員法第三十一條 政府ハ國家總務員上ニ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ
 徴シ又ハ常勤官吏ヲシテ必要ナル場所ニ職務シ職務ノ状況若ハ職務報告其ノ他ノ事件ヲ給
 与セシムルコトヲ得

國家總務員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル常勤官吏ノ検査ヲ經、妨グ又ハ忌避シタ
 ル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

賃金統制令第三十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國家總務員法第三十一條ノ規定ニ基キ賃金
 ノ状況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ常勤官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ職務シ職
 務ノ検査ヲ給与セシムルコトヲ得

賃金統制令施行規則第四十條 令第三十一條第二項ノ規定ニ依ル庶務票ハ様式第二十號ニ依ル
 帶セシムベシ

船員給與統制令

(昭和十五年十月十九日)
勅令第六百七十六號

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號）ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第六條ノ規定ニ基ク船員ノ給與ニ關スル命令及同法第十一條ノ規定ニ基ク會社ノ經理ニ關スル命令中船員ノ給與ニ關スルモノハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ給與ト稱スルハ給料、手當、賞與其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ船員ガ職務ノ對價トシテ船船所有者ヨリ受クル金錢物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

第三條 船船所有者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ本令施行ノ際現ニ存スル給與ノ準則ヲ通信大臣ニ報告スベシ

通信大臣前項ノ給與ノ準則ガ給與ノ統制上不適當ナリト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第四條 船船所有者若給與ノ準則ヲ定メ又ハ之ヲ變更若ハ廢止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ通信大臣ノ許可ヲ受クベシ

第五條 船船所有者若給與ノ準則ニ依ラズシテ給與ヲ支給セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ通信大臣ノ許可ヲ受クベシ

第六條 船船所有者若相互間ニ於テ又ハ船船所有者ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノニ於テ給與ニ關シ協定ヲ爲シ通信大臣ノ許可ヲ受ケタ

ルトキハ船船所有者又ハ其ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノノ構成員タル船船所有者ニ對シテハ前條ノ規定ノ適用ニ付テハ協定ニ定メタル事項ニ關スル限り其ノ協定ヲ以テ給與ノ準則ト看做ス

第七條 船船所有者又ハ其ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノノ前條ノ協定ヲ變更又ハ廢止セントスルトキハ通信大臣ノ許可ヲ受クベシ

第八條 通信大臣給與ノ協定ヲ許可シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ協定ニ加ハラザル船船所有者ニ對シ其ノ協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第五條ノ規定ノ適用ニ付テハ協定ニ定メタル事項ニ關スル限り其ノ協定ヲ以テ給與ノ準則ト看做ス

第九條 通信大臣必要アリト認ムルトキハ船船所有者又ハ其ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノニ對シ給與ノ協定ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ニ依リ協定ヲ爲シタルトキハ通信大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十條 通信大臣必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ初任給、昇給、手當、賞與其ノ他給與ニ關シ定メタルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ通信大臣ノ定メタル事項ニ付テハ船船所有者ハ給與ノ準則又ハ協定ニ依ラズ前項ノ定ニ依ルコトヲ要ス但シ通信大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 通信大臣必要アリト認ムルトキハ給與ノ支給方法ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 通信大臣必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ給與ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ船船、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帯セシムベシ

第十三條 本令ハ國又ハ道府縣ニハ之ヲ適用セズ

本令ハ國際條約又ハ之ニ基ク協定中給與ニ關スル定アルトキ其ノ制限ニ低減スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第十四條 本令及本令ニ基キテ發スル命令中船船所有者ニ關スル規定ハ船船共有ノ場合ニ在リテ船船管理人ヲ置キタルトキハ船船管理入ニ、船船賃借ノ場合ニ在リテハ船船借入人ニ之ヲ適用ス

第十五條 通信大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ通信局長又ハ地方長官（東京府ニ於テハ警視總監）ニ委任スルコトヲ得

第十六條 本令中通信大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ通信局長トアルハ朝鮮又ハ臺灣、樺太又ハ南洋群島地方長官トアルハ朝鮮又ハ臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各道知事又ハ州知事若ハ廳長トシ道府縣トアルハ朝鮮、臺灣又ハ南洋群島ニ在リテハ各道、州若ハ廳又ハ南洋群島地方費トス

及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年勅令第七百五號賞金臨時措置令ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ船員ニ關スルモノニ限リ昭和十五年十一月四日迄其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

（參照） 昭和十三年四月一日公布法律第五十五號國家總動員法第十一條

船員給與統制令第十條第一項ノ規定ニ依ル近海區域以上ノ區域ヲ航行スル船船ノ船員ノ給與ニ關スル件

(昭和十五年十一月三十日)
通信省告示第三千二百八十三號

一 賞 與

船員ニ支給スル賞與ノ限度ハ左ノ金額ノ範圍内トス

高給船員 每賞與規限（一年間ニ於ケル賞與支給回數ニテ）ニ付其ノ期間ニ於テ高給船員ニ支給シタル基本給料ノ合計金額ノ四分ノ三ニ相當スル金額

普通船員 每賞與期間ニ付其ノ期間ニ於テ普通船員ニ支給シタル基本給料ノ合計金額ノ五分ノ二ニ相當スル金額

附 則

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太

船員給與統制令第十二條第一項ノ規定ニ依ル近海區域以上ノ區域ヲ航行スル船舶ノ船員ノ給與支給ノ報告方ニ關スル件

(昭和十五年十一月三十日) 逓信省告示第三千二百八十四號

- 一 船舶所有者ハ船員ニ對シ賞與ヲ支給シタルトキハ支給ノ日ヨリ一月以内ニ第一號書式ニ依ル報告書ヲ逓信大臣及所轄逓信局長ニ提出スベシ
- 一 第一號書式(用紙ノ大サハ日本標準規格B4)

昭和 年 月 日	住所
逓信大臣 殿	報告者名 〇
逓信局長 殿	
賞與支給報告書	
資本金額	國庫公債本金額
	國今期利益金
	國配當率

船員給與統制令施行規則

(昭和十五年十月十九日) 逓信省令第五十四號

- 第一條 船舶所有者ノ所有船舶(借入船舶ヲ含ム)ノ合計總噸數ガ五十噸未満ニシテ且其ノ船舶(漁船ニ在リテハ總噸數五噸以上ノ船舶)ガ五隻未満ナル場合ニハ船員給與統制令(以下令ト稱ス)第三條乃至第五條ノ規定ハ之ヲ適用セズ
- 第二條 令第三條第一項ノ規定ニ依ル給與ノ準則ノ報告ハ本令施行後一月以内ニ逓信大臣ニ之ヲ爲スベシ
- 第三條 給與ノ準則ヲ定メ又ハ之ヲ變更若ハ廢止セントスル者ハ其内容(變更ノ場合ニ在リテハ新舊對照ヲ附スベシ)及事由ヲ記載シタル許可申請書ヲ逓信大臣ニ提出スベシ
- 第四條 船員ノ全部若ハ一部ニ對シ給與ノ準則ニ依ラズシテ給與ヲ支給セントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ逓信大臣ニ提出スベシ
 - 一 支給セントスル給與ノ種類、額及率
 - 二 支給ヲ受クル船員ノ職務別員數
 - 三 支給期
 - 四 支給セントスル事由
 - 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 第五條 船員ノ簡簡ニ對シ給與ノ準則ニ依ラズシテ給與ヲ支給セン

區別	賞與ノ種類	賞與ノ期間	賞與ノ支拂日	賞與ノ支拂額	賞與ノ支拂均額	基本給料ノ平均額	賞與率	一人當リノ賞與支拂額	備考
計									

記載心得

- 一 賞與ノ種類欄ニハ中元賞與年末賞與等ノ別ヲ記載スルコト
- 二 基本給料月平均額欄ニハ賞與期間内ニ於テ支給シタル基本給料總額ノ月平均額ヲ記載スルコト
- 三 賞與率欄ニハ基本給料月平均額ニ對スル賞與支給總額ノ割合ヲ記載スルコト
- 四 備考欄ニハ賞與ノ公債、債券等ニテ支給シタルトキ、貯蓄セシメタルトキ、公債、債券、通帳等ヲ保管シタルトキ其ノ他賞與ノ支給ニ付特別ノ措置ヲ講ジタルトキハ其ノ額、率、保管方法等ヲ詳細ニ記載スルコト

トスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ所轄逓信局長ニ提出スベシ

- 一 船員ノ氏名及年齢
- 二 履歴及海技免狀其ノ他ノ資格證明書ノ種類
- 三 職務及雇入期間
- 四 乗組船舶ノ種類、名稱及總噸數
- 五 航行區域及就航航路
- 六 支給セントスル給與ノ種類、額及率
- 七 支給期
- 八 支給セントスル事由
- 九 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 第六條 給與ニ關スル協定ヲ爲シ許可ヲ受ケントスル者ハ協定ヲ爲シタル者ノ代表者名ヲ以テ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ逓信大臣ニ提出スベシ
 - 一 協定ヲ爲シタル者ノ氏名又ハ名稱及其ノ住所又ハ主タル事務所所在地
 - 二 協定ノ内容
 - 三 其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 第七條 給與ニ關スル協定ヲ變更又ハ廢止セントスル者ハ其ノ内容(變更ノ場合ニ在リテハ新舊對照ヲ附スベシ)及事由ヲ記載シタル許可申請書ヲ逓信大臣ニ提出スベシ
- 第八條 令第十條ノ規定ニ依ル給與ノ額其ノ他ノ條件ニ關スル選信

賃金關係

大臣ノ指定ハ告示シテ之ヲ爲ス
 令第十條ノ規定ニ依ル特定ノ船舶所有者ニ對スル危險手當、遭難手當其ノ他ノ給與ノ支給ニ關スル命令ハ告知シテ之ヲ爲ス
 第九條 令第十條第二項但書ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニ付テハ第四條ノ規定ヲ準用ス
 第十條 常時百人以上ノ船員ヲ使用スル船舶所有者ハ三月、六月、九月及十二月ノ各月ニ支給シタル給與ノ報告書ヲ第一號書式ニ依リ各翌月末日迄ニ逓信大臣ニ提出スベシ
 第十一條 令第十二條第二項ノ證書ハ第二號書式ニ依ル
 第十二條 第二條乃至第四條(第九條ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル報告書及許可申請ニハ左ノ事項ヲ附記スベシ
 一 會社ニ在リテハ資本金額及拂込資本金額
 二 航行區域別船舶ノ隻數及合計總噸數
 三 船員ノ職務別員數
 第十三條 本令ニ依ル報告書及許可申請書ニシテ逓信大臣ニ提出スルモノハ各正副二通ヲ作成シ所轄逓信局長ヲ經由スベシ但シ第十條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 第十四條 令及本令中逓信大臣トアルハ沿海區域ヲ航行スル船舶ノ船員ノ給與ニ付テハ逓信局長トシ逓信大臣又ハ逓信局長トアルハ船員法第一條第一項各號ニ掲グル船舶ノ船員ノ給與ニ付テハ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監)トス但シ第十條及前條ノ場合並ニ二以上ノ逓信局長ノ管轄區域又ハ府縣ニ互ル事項ニ付テハ此ノ限ニ

在ラズ

附則

本令ハ船員給與統制令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行ノ際既ニ船員給料臨時措置規則ニ基キ給料手當ノ準則又ハ内規ヲ報告シ又ハ其ノ許可ヲ受ケタルモノハ第二條ノ規定ニ依リ給與ノ準則ヲ報告シタルモノト看做ス
 第一號書式(用紙ノ大サハ日本標準規格B5)

年 月 日	住所	報告者名	逓信大臣宛		備考
			給與支給報告書(年 月分)	拂込資本金額	
資本金額	給與ノ種類		給與支給額	合計額	
	給與ノ支給ヲ受ケタル船員數	普通船員			
	高級船員	普通船員			
總計					

記載心得

一 給與ノ種類欄ニハ給料、手當、賞與等ノ別ヲ記載スルコト
 二 現物給與ノ場合ニ於テハ金銭ニ換算シ其ノ金額ヲ備考欄ニ記載スルコト
 第二號書式(用紙ノ大サハ日本標準規格B8)

(表)

第 號	官 氏 名
國家總動員法(船員關係)ニ基ク	當該官廳印
官吏 臨 抄 證 票	逓 信 省
	(逓信局又ハ府縣)

(裏)

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

賃金關係

船員給料委員會官制

(昭和十五年六月二十日勅令四百十五號)

第一條 船員給料委員會ハ中央船員給料委員會及地方船員給料委員會トス
 中央船員給料委員會ハ逓信大臣、地方船員給料委員會ハ海事ニ關スル管轄權ヲ有スル逓信局長(以下單ニ逓信局長ト稱ス)ノ監督ニ屬ス
 中央船員給料委員會ハ會社職員給與臨時措置令第十三條及賃金臨時措置令第十六條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス
 委員會ハ前項ノ外逓信大臣又ハ逓信局長ノ諮問ニ應ジテ船員ノ給料ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス
 委員會ハ船員ノ給料ニ關スル重要事項ニ付逓信大臣又ハ逓信局長

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

賃金關係

- ニ建議スルコトヲ得
- 第二條 中央船員給料委員會ハ逓信省ニ之ヲ置ク
地方船員給料委員會ハ海事ニ關スル逓信局ノ管轄區域毎ニ之ヲ置キ逓信局所在地ノ名ヲ冠ス
- 第三條 委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第四條 中央船員給料委員會ノ會長ハ逓信大臣、地方船員給料委員會ノ會長ハ逓信局長ヲ以テ之ニ充ツ
- 第五條 中央船員給料委員會ノ委員ハ二十五人以内トシ地方船員給料委員會ノ委員ハ二十人以内トス
- 第六條 委員ハ關係各職高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ中央船員給料委員會ニ在リテハ逓信大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ地方船員給料委員會ニ在リテハ逓信大臣之ヲ命ズ
- 第七條 會長ハ會務ヲ總理ス
- 會長事故アルトキハ中央船員給料委員會ニ在リテハ逓信大臣ノ指名スル委員、地方船員給料委員會ニ在リテハ逓信局長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第八條 委員會ニ幹事ヲ置ク
幹事ハ中央船員給料委員會ニ在リテハ逓信大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ地方船員給料委員會ニ在リテハ逓信大臣之ヲ命ズ
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
- 第九條 委員會ニ書記ヲ置ク
書記ハ中央船員給料委員會ニ在リテハ逓信大臣、地方船員給料委員會ニ在リテハ逓信局長之ヲ命ズ

員會ニ在リテハ逓信局長之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

會社經理統制令

(昭和十五年十月十九日勅令第六百八十號)

第一章 總則

- 第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十一條ノ規定ニ依ル會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關スル命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 會社ハ國家目的達成ノ爲國民經濟ニ課セラレタル責任ヲ分擔スルコトヲ以テ經營ノ本義トシ其ノ經理ニ關シ左ノ各號ニ掲グル事項ノ遵守ヲ旨トスベシ
 - 一 資金ハ之ヲ最モ有益ニ活用シ苟モ人的及物的資源ノ濫費ニ陷ルガ如キコトハ嚴ニ之ヲ避クルコト
 - 二 經費ノ支出及資産ノ償却ヲ適正ナラシムルコト
 - 三 役員、社員其ノ他從業者ノ給與及其ノ支給方法ヲ適正ナラシムルコト
 - 四 利益ノ分配ヲ適正ナラシメ自己資金ノ蓄積ニ努ムルコト
- 第二章 利益配當及積立金
- 第三條 資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同ジ)二十萬圓以上ノ會社ハ每事業年度ニ付左ノ各號ノ率ノ中低キ率ヲ超ユル率ニ依リ利益配當(基金利息又ハ基金配當ヲ含ム以下同ジ)ヲ爲サントスルトキハ主務大

臣ノ許可ヲ受クベシ

- 一 配當金總額ガ自己資本ニ對シ年百分ノ八ニ相當スル金額ト爲ル配當率
- 二 直前ノ事業年度ノ配當率
- 左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル率ヲ前項第二號ノ率ト着做シテ前項ノ規定ヲ適用ス
 - 一 直前ノ事業年度ノ配當率ガ年百分ノ十二達セザルトキハ其ノ配當率ニ年百分ノ一(六月ニ非ザル期間ヲ事業年度トスルモノニ在リテハ當該事業年度ノ月數ノ六ニ對スル割合ヲ年百分ノ一ニ乘ジテ得タル率)ヲ加ヘタル率但シ其ノ率ガ年百分ノ六ニ達セザルトキハ年百分ノ六トシ年百分ノ十ヲ超ユルトキハ年百分ノ十トス
 - 二 直前ノ事業年度ニ付利益配當ヲ爲サザリシトキ又ハ設立後最初ノ事業年度ノ利益配當ナルトキハ年百分ノ六
 - 三 資本金二十萬圓未滿タリシ會社資本増加ニ因リ資本金二十萬圓以上ト爲リタル後最初ノ事業年度ニ付爲ス利益配當ナルトキハ第一號ノ規定ニ拘ラズ年百分ノ六
 - 四 配當金總額ガ自己資本ニ對シ年百分ノ五ノ割合ニ相當スル金額ト爲ル配當率ガ前三號ノ率ヨリ高キトキハ其ノ率但シ其ノ率ガ年百分ノ十ヲ超ユルトキハ年百分ノ十トス
- 前二項ノ自己資本ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ニ依ル
- 第四條 主務大臣ハ左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ會社ニ對シ期間

經理資金關係

經理資金關係

ヲ定メ將來ノ配當率ニ付適當ト認ムル率ヲ指定スルコトヲ得
一 當該會社ノ資金計畫ニ照シ自己資金ノ蓄積ガ必要ナリト認メ
ラルルトキ

二 當該會社ノ利益ノ實情ニ照シ配當金ガ過大ナリト認メラルル
トキ

會社ハ前項ノ規定ニ依リ配當率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケタルト
キハ前條ノ規定ニ拘ラズ當該配當率ヲ超ユル率ニ依リ利益配當ヲ
爲スコトヲ得ズ

第五條 合併ニ因リテ設立シタル資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ合
併後存續スル資本金二十萬圓以上ノ會社ハ合併後最初ノ事業年度
ニ付利益配當ヲ爲サントスルトキハ利益配當ノ率ガ年百分ノ六ヲ
超エザル場合ヲ除キ前二條ノ規定ニ拘ラズ閣令ノ定ムル所ニ依リ
會社ノ申請ニ基キ主務大臣ガ從前ノ利益配當其ノ他各會社ノ經理
ノ實情ヲ參酌シテ指定シタル率ヲ超エザル利益配當ノ率ニ依ルベ
シ

第六條 主務大臣ハ會社收益ノ狀況其ノ他經理ノ實情ニ照シ必要ア
リト認ムルトキハ當該會社ニ對シ法定準備金ノ外特別ノ積立金ノ
積立ヲ命ジ又ハ當該積立金ノ運用方法ニ付必要ナル命令ヲ爲スコ
トヲ得

前項ノ積立金ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スル
コトヲ得ズ

第三章 役員及社員給與

與ヲ謂フ

三 退職金(會社ガ退職シタル役員ニ對シ支給スル給與ヲ謂フ)

四 臨時ノ給與(會社ガ役員ニ對シ臨時ニ支給スル給與ヲ謂フ)

五 雜給與(前各號ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社ガ役員ニ對シ支
給スル給與ヲ謂フ)

第十二條 會社ハ每事業年度ノ役員報酬ヲ支給セントスル場合ニ於
テ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 支給セントスル役員報酬ノ合計金額ガ直前ノ事業年度ニ於テ
支給シタル役員報酬ノ合計金額(當該事業年度ノ月數ガ直前ノ
事業年度ノ月數ト異ル場合ニ於テハ閣令ノ定ムル所ニ依リ計算
シタル金額)ヲ超ユルトキ

二 直前ノ事業年度ニ於テ役員報酬ヲ支給セザリシトキ

三 設立後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ

四 合併後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ

五 第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當セザリシ會社第七條各號
ノ一ニ掲グル會社ト爲リタル後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナル
トキ

第十三條 會社ハ每事業年度ニ付役員賞與ヲ支給セントスル場合ニ
於テ其ノ合計金額ガ左ノ各號ノ金額(百圓未満ノ端數ハ之ヲ百圓
ニ切上グ)ノ中少キ金額ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベ
シ

一 法定賞與額(閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル當該事業年度
經理資金關係

第七條 本章ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル會社ニ之ヲ適用ス

一 資本金二十萬圓以上ノ會社

二 前號ニ規定スルモノヲ除クノ外役員及社員ノ合計數當時三十
人以上ノ會社

第八條 本章ニ於テ役員ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂
フ

一 機關トシテ會社ノ業務ニ從事スル者

二 顧問、相談役其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ賞與ニ關シ會社ガ前
號ニ該當スル者ニ準ジテ取扱フ者

第九條 本章ニ於テ社員ト稱スルハ船員及賃金統制令第二條ノ勞務
者ヲ除クノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一 會社ニ雇傭セララルル者

二 顧問、囑託其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ繼續シテ會社ノ業務ニ
從事スル者但シ役員タル者ヲ除ク

第十條 本章ニ於テ給與ト稱スルハ報酬、給料、手當、賞與、交際
費、機密費其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ會社ガ役員又ハ社員ノ職務
ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

第十一條 役員ノ給與ヲ分チテ左ノ各號ニ掲グル給與トス

一 報酬(會社ガ役員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給
與ニシテ經費トシテ經理スルモノヲ謂フ但シ在勤手當其ノ他特
定ノ事由ニ依リ特定ノ役員ニ對シ支給スルモノヲ除ク)

二 賞與(會社ガ役員ニ對シ定期ニ利益金處分ニ依リ支給スル給

與ノ純益金ニ閣令ノ定ムル割合ヲ乘ジテ得タル金額ヲ謂フ以下同
ジ)

二 前期賞與額(直前ノ事業年度ニ付支給シタル役員賞與ノ合計
金額ヲ謂フ但シ當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業ノ年度月數ト
異ル場合ニ於テハ閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ヲ謂フ
以下同ジ)

左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル金額ヲ前項第二號ノ
金額ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス

一 前期賞與額ガ法定賞與額ニ達セザルトキハ前期賞與額ノ百分
ノ百二十ニ相當スル金額但シ前期賞與額ノ百分ノ百二十ニ相當
スル金額ガ法定賞與額ニ對シ百分ノ七十ノ割合ニ達セザルトキ
ハ法定賞與額ノ百分ノ七十ニ相當スル金額

二 直前ノ事業年度ニ付役員賞與ヲ支給セザリシトキ又ハ設立後
最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルトキハ法定賞與額ノ
百分ノ七十二ニ相當スル金額

三 合併後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルトキ又ハ第
七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當セザリシ會社第七條各號ノ一
ニ掲グル會社ト爲リタル後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞
與ナルトキハ第一號ノ規定ニ拘ラズ法定賞與額ノ百分ノ七十二
相當スル金額

第十四條 會社ハ退職シタル役員ニ對シ退職金ヲ支給セントスルト
キハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合

經理資金關係

ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 關令ノ定ムル限度ヲ超エザル退職金ヲ支給セントスルトキ
- 二 關令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル準則ニ依リ退職金ヲ支給セントスルトキ

第十五條 會社ハ役員ニ對シ臨時ノ給與ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十六條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五條若ハ第二十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定若ハ變更シタル準則ニ依ルノ外役員ニ對シ雜給與ヲ支給スルコトヲ得ズ

第十七條 社員ノ給與ヲ分チテ左ノ各號ニ掲グル給與トス

- 一 基本給料(會社ガ社員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給與ノ中基本ト爲ルベキ固定給ヲ謂フ)
- 二 手當(基本給料ヲ除クノ外會社ガ社員ニ對シ定期ニ若ハ職務ニ關シ一定ノ事實アル場合ニ一定ノ金額、數量若ハ割合ニ依リ支給スル給與又ハ繼續シテ利用セシムル住居其ノ他ノ施設ヲ謂フ)
- 三 賞與(第二號ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社ガ社員ニ對シ定期ニ支給スル給與ヲ謂フ)
- 四 退職金(會社ガ退職シタル社員ニ對シ支給スル給與又ハ之ニ相當スル金額ニシテ在職中ノ社員ニ對シ前拂スルモノヲ謂フ)

第二十一條 會社ガ毎賞與期間ニ付社員ニ對シ支給スル賞與ノ總額ト前條各號ニ掲グル手當以外ノ手當ノ當該賞與期間中ニ於ケル支給總額トノ合計金額ハ關令ノ定ムル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ關令ノ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ規定ニ依リ前項ノ限度ヲ超エテ支給スル金額ニ付テハ會社ハ之ヲ經費トシテ經理スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ賞與期間ハ關令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五條若ハ第二十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定若ハ變更シタル準則ニ依ルノ外社員ニ對シ退職金ヲ支給スルコトヲ得ズ

第二十三條 會社ハ社員ノ全部若ハ大部分又ハ社員數常時三十人以上上ヲ有スル事務所、工場若ハ事業場ニ付其ノ所屬社員ノ全部若ハ大部分ニ對シ時期ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十四條 本令施行ノ際本章ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ關令ノ定ムル所ニ從ヒ本令施行ノ際ニ於ケル役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當及社員退職金ノ準則ヲ主務大臣ニ報告スベシ

經理資金關係

五 臨時ノ給與(前四號ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社ガ社員ニ對シ臨時ニ支給スル給與ヲ謂フ)

第十八條 會社ハ關令ノ定ムル限度ヲ超エテ社員ノ初任基本給料ヲ支給スルコトヲ得ズ

第十九條 會社ハ關令ノ定ムル限度ヲ超エテ社員ノ基本給料ヲ増加支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五條若ハ第二十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定若ハ變更シタル準則ニ依ルノ外社員ニ對シ左ノ各號ニ掲グル手當ヲ支給スルコトヲ得ズ

- 一 在勤手當、僻地手當其ノ他特殊地域ニ在勤スルニ因リ支給スル手當
- 二 危険手當其ノ他生命、健康等ニ關シ危険又ハ有害ナル特定ノ勤務ニ從事スルニ因リ支給スル手當
- 三 居殘手當、宿直手當其ノ他特定ノ追加勤務ニ對シ支給スル手當
- 四 關令ヲ以テ定ムル家族手當
- 五 食事手當又ハ被服手當
- 六 歩合ニ依リ支給スル手當
- 七 現物ヲ以テ支給スル手當
- 八 其ノ他關令ヲ以テ定ムル手當

後第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタルモノハ役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當及社員退職金ノ準則ニ付主務大臣ノ承認ヲ受クベシ

第二十五條 會社ハ役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當又ハ社員退職金ノ準則ヲ制定シ又ハ變更セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十六條 主務大臣ハ役員又ハ社員ノ給與及其ノ支給方法ノ適正ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ役員若ハ社員ノ給與ノ金額若ハ支給方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當若ハ社員退職金ノ準則ノ制定、變更若ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第二十七條 會社ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ本章ノ規定ニ依リ制限ヲ免ルル目的ヲ以テ役員又ハ社員ニ對シ給與ヲ支給スルコトヲ得ズ

第二十八條 本章ノ規定ハ裁判所ガ決定ヲ以テ定メタル報酬ニハ之ヲ適用セズ

第四章 經費及資金

第二十九條 會社ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ關令ノ定ムル所ニ從ヒ每事業年度ニ於ケル左ノ各號ニ掲グル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム)ノ豫定額ヲ主務大臣ニ報告スベシ

經理資金關係

二 寄附金其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出
三 開令ヲ以テ定ムル福利施設費
四 前號ニ掲グル福利施設費以外ノ福利施設費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出

五 研究費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出
前項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル會社ハ其ノ報告シタル金額ヲ超エテ當該事業年度ニ於テ前項第一號ニ掲グル支出ヲ爲スコトヲ得ズ

第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル會社ハ其ノ報告シタル金額ヲ超エテ當該事業年度ニ於テ第一項第二號又ハ第四號ニ掲グル支出ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル會社ハ其ノ報告シタル金額ヲ超エテ當該事業年度ニ於テ第一項第三號又ハ第五號ニ掲グル支出ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ通達ナク主務大臣ニ報告スベシ

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ第一項第一號、第二號、第四號又ハ第五號ニ掲グル支出ノ金額又ハ其ノ經理ノ方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十條 主務大臣ハ會社ノ經費ノ支出ヲ適正ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ之ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 會社ハ開令ノ定ムル所ニ依リ固定資産ノ償却ヲ爲スベシ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ財産目錄ニ記載スベキ財産ハ開令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ評價スベシ

會社ハ第一項ノ規定ニ依リ作成スベキ書類ノ調査ニ必要ナル帳簿ヲ備ヘ整然且明瞭ニ之ガ記載ヲ爲スベシ

第三十七條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ勘定科目及帳簿組織ヲ指定シ之ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十八條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シテ決算ニ關シ當該官吏ノ監査ヲ受クベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ決算ニ關シ監査ヲ受クベキ命令ヲ受ケタル會社ハ當該官吏ノ監査ヲ受ケタルコトノ證明ヲ受ケタル後ニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第六章 雜 則

第三十九條 第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條又ハ前條ノ規定ニ依リ許可若ハ承認ニ關スル處分又ハ指定、命令若ハ制限ニシテ事案ナルモノ重要ハ會社經理審査委員會ノ議ヲ經ベシ

會社經理審査委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十條 第三十三條ノ規定ニ依リ許可ニ關スル處分又ハ指定ニシテ事案ノ重要ナルモノハ臨時資金調整法第十二條ノ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經ベシ

第四十一條 本令ニ於テ主務大臣トアルハ左ノ各號ニ該當スル場合
經理資金關係

第三十二條 主務大臣ハ會社ノ經理上必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ資産ノ償却ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十三條 會社ハ開令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事項ニ付主務大臣ノ許可ヲ受クベシ
一 有價證券ノ取得又ハ處分
二 特許權、營業權又ハ漁業權ノ取得又ハ處分
三 資金ノ貸付又ハ借入

主務大臣ハ會社ニ對シ借入金ノ限度ヲ指定スルコトヲ得
前項ノ指定ヲ受ケタル會社ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ指定ヲ受ケタル限度ヲ超エテ資金ノ借入ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十四條 主務大臣ハ會社ノ經理ヲ適正ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ餘裕資金ノ運用ニ關シ必要ナル制限ヲ爲スコトヲ得

第五章 經理檢查

第三十五條 主務大臣ハ會社ノ資産負債及損益ノ内容、利益金ノ處分其ノ他經理ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢查セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢查セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帯セシムベシ

第三十六條 會社ハ開令ノ定ムル所ニ依リ財産目錄、貸借對照表、損益計算書及原價計算ニ關スル書類ヲ作成スベシ

ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依ルノ外總テ大藏大臣トス

一 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニ在リテハ當該會社ヲ監督スル所管大臣

二 取引所法、瓦斯事業法、保險業法、自動車製造事業法、工作機械製造事業法、製鐵事業法、輕金屬製造事業法、石油業法、人造石油製造事業法、大正十五年勅令第九號又ハ產金法第三條ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ商工大臣

三 電氣事業法、航空機製造事業法又ハ造船事業法ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ逓信大臣但シ造船事業法施行令第二十九條ノ規定ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ逓信大臣及商工大臣

四 地方鐵道法、軌道法又ハ自動車交通事業法ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ鐵道大臣

五 會社ノ營ム事業ノ一部ニ付第二號、第三號又ハ第四號ニ掲グル法令ノ適用ヲ受クル會社ニ在リテハ當該所管大臣及大藏大臣

六 第三十三條ノ規定ニ依リ許可ニ關スル處分又ハ指定ニ付テハ前各號ノ規定ニ拘ラズ大藏大臣及商工大臣

大藏大臣ハ第三條乃至第六條、第十二條乃至第十九條、第十五條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條又ハ第三十八條ノ規定ノ施行ニ關スル重要事項ニ付關係各大臣ニ協議スベシ

大藏大臣以外ノ主務大臣ハ前項ニ掲グル規定ノ施行ニ關スル重要

事項ニ付大蔵大臣及關係各大臣ニ協議スベシ

第四十二條 大蔵大臣ハ前條第一項第一號乃至第四號ニ掲グル會社以外ノ會社ニ關スル本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ稅務監督局長又ハ稅務署長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

大蔵大臣ハ稅務監督局長若ハ稅務署長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵シセメ又ハ稅務監督局長、稅務署長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十三條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十四條 本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス但シ日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行及朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ營業所ヲ有シ銀行法又ハ貯蓄銀行法ノ適用ヲ受クル銀行並ニ南洋拓殖株式會社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

本令中閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

第三十九條及第四十條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ之ヲ適用セズ

第四十五條 朝鮮總督ハ本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ朝鮮總督府稅務局長又ハ朝鮮總督府稅務署長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

臺灣總督ハ本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ臺灣總督府知事又州ハ臺灣總督府廳長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

臺灣總督ハ臺灣總督府知事若ハ臺灣總督府廳長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵シセメ又ハ臺灣總督府知事、臺灣總督府廳長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

臺灣總督府知事ハ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル事務ヲ稅務出張所ヲシテ分掌セシムルコトヲ得

第四十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

第四十七條 會社利益配當及資金融通令及昭和十四年勅令第九十四號ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ其仍ノ效力ヲ有ス

朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ會社利益配當及資金融通令ハ前項ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年十一月四日迄、會社職員給與臨時措置令ハ同令附則第二項ノ規定ニ拘ハラズ昭和十五年十一月四日迄仍其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第四十八條 會社ノ直前ノ事業年度ノ利益配當ガ會社利益配當及資

金融通令第二條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケテ基準配當率ヲ超ユル率ニ依リ爲シタルモノニシテ當該利益配當ノ率ノ中主務大臣ガ其ノ許可ヲ爲スニ際シ基準配當率ニ算入セザル旨ヲ定メタル部分アルトキハ其ノ部分ヲ除キタル率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第四十九條 本令施行前合併ヲ爲シタルニ因リ會社利益配當及資金融通令第三條第一項第三號ノ規定ニ依リ基準配當率ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル會社ガ當該合併後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキハ當該基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第五十條 資本金二十萬圓未満タリシ會社ニシテ本令施行前ノ資本金增加ニ因リ資本金二十萬圓以上ト爲リタルニ因リ會社利益配當及資金融通令第三條第一項第四號ノ規定ニ依リ其ノ基準配當率ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル會社ガ當該資本増加後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキハ當該基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第五十一條 會社利益配當及資金融通令第四條ノ規定ニ依リ其ノ基準配當率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケタル會社ガ指定後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキハ其ノ指定ヲ受ケタル基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第五十二條 第三條第二項第一號ノ規定ハ第四十九條乃至前條ノ場

經理資金關係

會社利益配當及積立金

合ニ於テ主務大臣ガ基準配當率ノ認定又ハ指定ヲ爲スニ際シ當該認定又ハ指定後ノ最初ノ利益配當ニ關シ會社利益配當及資金融通令第二條第一號ノ規定ヲ適用セザル旨ヲ定メタルトキハ當該利益配當ニ關シテハ之ヲ適用セズ

前項ニ規定スル場合ヲ除クノ外第三條第二項第一號及第四號ノ規定ハ第四十八條乃至前條ノ規定ニ依リ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做サレタル率ニ付テモ亦之ヲ適用ス

（昭和十五年十月十九日 閣令第十三號）

會社經理統制令施行規則

第一章 利益配當及積立金

第一條 會社經理統制令（以下單ニ令ト稱ス）第三條第一項及第二項ノ自己資本ハ當該事業年度中ニ於ケル左ノ各號ニ掲グル金額ノ日割平均額ノ合計金額ヨリ繰越損金額ノ日割平均額ヲ控除シタル金額トス但シ當該決算確定前課稅ノ決定ヲ受ケタル最終ノ事業年度末ニ於ケル固定資産償却ノ累計金額中課稅上損金ニ算入セラレザリシ金額ニ付稅務署長ノ證明ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ハ之ヲ當該事業年度ノ自己資本ニ加算スルコトヲ得

一 拂込資本金額

二 積立金其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ會社ガ各事業年度ノ利益金

經理資金關係

額中利益處分ニ依リ留保シタル金額但シ退職積立金及退職手當法ニ依リ積立テタル當積立金及税金引當金ヲ除ク

三 前號ニ該當スルモノヲ除クノ外額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ於テ其ノ額面ヲ超ユル金額中積立テタル金額

四 第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外合併ニ因リ生ジタル差益金又ハ資本減少ニ因リ生ジタル差益金中積立テタル金額

五 第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外主務大臣ノ命令ニ依リ積立テタル金額

主務大臣ガ引當金トシテ必要ナルモノト認定シタル金額又ハ償却ノ不足、評價ノ不適正其ノ他ノ事由ニ因リ會社資産ニ缺陷アルモノト認定シタル金額ハ之ヲ前項ノ金額ヨリ控除スルモノトス

第二條 令第三條第一項ノ規定ニ依リ利益配當ヲ爲スニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第一號様式ニ依ル許可申請書ニ當該事業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三條 令第五條ノ規定ニ依リ合併後最初ノ事業年度ノ利益配當ノ率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケントスル會社ハ別表第二號様式ニ依ル指定申請書ニ最近ニ於ケル總勘定元帳殘高表並ニ合併前ノ各會社ノ合併前三事業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第四條 令第六條第二項ノ規定ニ依リ積立金ノ使用ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第三號様式ニ依ル許可申請書ニ最

近ニ於ケル總勘定元帳殘高表ヲ添ヘ之ヲ主務大臣提出スベシ

第二章 役員及社員給與

第五條 令第十二條ニ於ケル當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ニ於ケル金額ハ直前ノ事業年度ニ於テ支給シタル役員報酬ノ合計金額ヲ直前ノ事業年度ノ月數ヲ以テ除シテ得タル金額ニ當該事業年度ノ月數ニ乗ジテ得タル金額トス

前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ

第六條 令第十二條ノ規定ニ依リ役員報酬ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第四號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第七條 令第十三條第一項第一號ノ當該事業年度ノ純益金ハ當該事業年度ノ會社ノ決算上總益金ヨリ總損金ヲ控除シテ得タル金額トス

左ノ各號ニ掲グル金額ハ之ヲ前項ノ總益金ニ算入セザルモノトス

一 直前ノ事業年度ヨリ繰越シタル益金又ハ積立金ヨリ戻入レタル金額

二 額面以上價額ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ於テ其ノ額面ヲ超ユル金額

三 合併ニ因リ生ジタル差益金

四 資本減少ニ因リ生ジタル差益金

左ノ各號ニ掲グル金額ハ之ヲ第一項ノ總損金ニ算入セザルモノトス

ス

一 直前ノ事業年度ヨリ繰越シタル損金

二 會社ガ當該事業年度ニ於テ納付シタル又ハ納付スベキ法人税、臨時利得税、第一種所得稅附加稅及法人稅法施行第一種所得稅、行規則第二十九條ニ規定スル租稅

當該事業年度ノ利益金處分ニ基キ資産償却ニ充テタル金額ハ之ヲ第一項ノ總損金ニ算入ス

第八條 令第十三條第一項第一號ノ割合ハ會社ノ當該事業年度ニ於ケル拂込資本金額ノ日割平均額ニ應ジ左ニ掲グル割合トス

拂込資本金二十萬圓以下ナルトキ 百分ノ一〇・四五

拂込資本金二十萬圓ヲ超エ三十萬圓以下ナルトキ 百分ノ 九・三五

拂込資本金三十萬圓ヲ超エ五十萬圓以下ナルトキ 百分ノ 八・一〇

拂込資本金五十萬圓ヲ超エ七十萬圓以下ナルトキ 百分ノ 七・四〇

拂込資本金七十萬圓ヲ超エ百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 六・七〇

拂込資本金百萬圓ヲ超エ二百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 六・〇〇

拂込資本金二百萬圓ヲ超エ三百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 五・五〇

經理資金關係

拂込資本金二百萬圓ヲ超エ三百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 四・九五

拂込資本金三百萬圓ヲ超エ四百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 四・五五

拂込資本金四百萬圓ヲ超エ五百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 四・三〇

拂込資本金五百萬圓ヲ超エ七百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 三・九〇

拂込資本金七百萬圓ヲ超エ一千萬圓以下ナルトキ 百分ノ 三・五五

拂込資本金一千萬圓ヲ超エ一千五百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 三・一五

拂込資本金一千五百萬圓ヲ超エ二千五百萬圓以下ナルトキ 百分ノ 二・九〇

拂込資本金二千五百萬圓ヲ超エ三千萬圓以下ナルトキ 百分ノ 二・六〇

拂込資本金三千萬圓ヲ超エ四千萬圓以下ナルトキ 百分ノ 二・四〇

拂込資本金四千萬圓ヲ超エ五千萬圓以下ナルトキ 百分ノ 二・二五

拂込資本金五千萬圓ヲ超エ七千萬圓以下ナルトキ 百分ノ 二・〇五

經理資金關係

拂込資本金七千萬圓ヲ超エ一億圓以下ナルトキ

百分ノ一・八五

拂込資本金一億圓ヲ超エ一億五千萬圓以下ナルトキ

百分ノ一・六五

拂込資本金一億五千萬圓ヲ超エ二億圓以下ナルトキ

百分ノ一・五五

拂込資本金二億圓ヲ超エ二億五千萬圓以下ナルトキ

百分ノ一・四五

拂込資本金二億五千萬圓ヲ超エ三億圓以下ナルトキ

百分ノ一・四〇

拂込資本金三億圓ヲ超エ四億圓以下ナルトキ

百分ノ一・四〇

拂込資本金四億圓ヲ超エ五億圓以下ナルトキ

百分ノ一・二五

拂込資本金五億圓ヲ超ユルトキ

百分ノ一・二〇

第九條 令第十三條第一項第二號ニ於ケル當該事業年度ノ月數ガ直

前ノ事業年度ノ月數トニ於ケル金額ハ直前ノ事業年度ニ付支給シ

タル役員賞與ノ合計金額ヲ直前ノ事業年度ノ月數ヲ以テ除シテ得

タル金額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乘ジテ得タル金額トス

第五條第二項ノ規定ハ前項ノ月數ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第十條 令第十三條第一項ノ規定ニ依リ役員賞與ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第五號様式ニ依リ許可申請書ヲ提出スベシ

第十一條 令第十四條第一號ノ限度ハ會社ガ退職金ヲ支給セントスル當該退職役員ニ對シ其ノ退職前一年間ニ支給シタル報酬金額ニ當該退職役員ノ在職年數(會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタコトアル場合ハ其ノ退職金支給後ニ於ケル在職年數)ノ二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額トス

第十二條 令第十四條第二號ノ規定ニ依リ役員ノ退職金ノ準備ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第六號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員ノ退職金ノ準則ヲ變更セントスル會社ニ付亦同ジ

第十三條 令第十四條ノ規定ニ依リ退職シタル役員ニ對スル退職金ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第七號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十四條 令第十五條ノ規定ニ依リ役員ニ對スル臨時ノ給與ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第八號様式ニ依リ許可申請書ヲ提出スベシ

第十五條 令第十八條ノ限度ハ別表ニ掲グル金額ヲ月額(年俸者ニ付テハ年俸額ノ十二分ノ一、週給者ニ付テハ週給額ノ七分ノ三十、

切捨ツ

切捨ツ

第十八條 令第十九條ノ規定ニ依リ社員ノ基本給料ノ増加支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十九條 令第二十條第四號ノ家族手當ハ基本給料月額百圓以下ノ者ニ對シ其ノ扶養家族一人ニ付月二圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額(其ノ金額ガ十圓ヲ超ユルトキハ十圓)ヲ超エザル金額ニ依リ支給スルモノニ限ル

第二十條 令第二十條第八號ノ手當ハ左ノ各號ニ掲グル手當トス

一 傷病手當

二 休職者ニ對スル手當

三 應召者又ハ入營者ニ對スル手當

四 集金手當、出納手當、出札手當等金錢取扱ニ對スル手當

五 特殊地域通勤手當

六 交通業ニ従事スル社員ニ對スル無事故手當又ハ乗務手當

依リ生計ヲ維持スル者ヲ謂フ

一 配偶者(届出ヲ爲ササル事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)

二 滿六十歳以上ノ父母ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

三 滿十八歳未滿ノ子ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

四 不具癡疾者ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

第二十條 令第二十條第八號ノ手當ハ左ノ各號ニ掲グル手當トス

一 傷病手當

二 休職者ニ對スル手當

三 應召者又ハ入營者ニ對スル手當

四 集金手當、出納手當、出札手當等金錢取扱ニ對スル手當

五 特殊地域通勤手當

六 交通業ニ従事スル社員ニ對スル無事故手當又ハ乗務手當

日給者ニ付テハ日給額ノ三十倍トス以下同ジ)トシタル金額トス但シ左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル金額トス

一 特別ノ經歷若ハ技能又ハ特別ノ學歷ヲ有スル者ニ付其ノ初任基本給料ノ準則ニ關シ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ金額

二 轉職者(前職ニ於テ役員報酬、社員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與ヲ受ケ居リタル者ヲ謂フ)ニ付前職ニ於テ最後ニ受ケタル役員報酬、社員基本給與又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與ノ月額ノ百分ノ百十二相當スル金額ガ別表ニ掲グル金額ヲ超ユルトキハ其ノ金額但シ前號ニ該當スル場合ヲ除ク

第十六條 前條第一號ノ規定ニ依リ特別ノ經歷若ハ技能又ハ特別ノ學歷ヲ有スル者ノ初任基本給料ノ準則ニ付主務大臣ノ承認ヲ受ケントスル會社ハ別表第九號様式ニ依リ承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十七條 令第十九條ノ限度ハ各昇給期ニ社員ノ基本給料月額ノ昇給額ノ總額ニ付各昇給該當者ノ當該昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ各昇給該當者ノ直前ノ昇給日(初メテ昇給スル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額ニ平均昇給率百分ノ七ヲ乘ジテ得タル金額トス

前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ十五日ヲ超ユルトキハ之ヲ一月トシ十五日以下ナルトキハ之ヲ

經理資金關係

經理資金關係

七 電力供給業又ハ瓦斯供給業ニ従事スル社員ニ對スル電力又ハ瓦斯ノ盗用防止手當

八 保険料ノ補給

九 繼續シテ利用セシムル住居其ノ他ノ施設又ハ便益

十 其ノ他前各號ニ準ズルモノ

第二十一條 令第二十一條第一項ノ限度ハ會社ガ當該賞與期間ニ於テ社員ニ支給シタル基本給料ノ合計金額ノ四分ノ三ニ相當スル金額トス

第二十二條 令第二十一條第一項ノ賞與期間ハ各事業年度ノ期間トス但シ會社ガ之ト異ル期間ヲ定メテ主務大臣ニ届出デタルトキハ其ノ期間ニ依ル

第二十三條 前條但書ノ届出ハ本令施行ノ際令第三章ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ニ在リテハ本令施行後三十日以内ニ、其ノ他ノ會社ニ在リテハ令第三章ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル後三十日以内ニ別表第十一號様式ニ依ル届書ヲ主務大臣ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

會社ハ前條ノ賞與期間ヲ變更セントスルトキハ別表第十一號様式ニ依ル届書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十四條 令第二十一條第一項但書ノ場合ハ左ノ各號ニ掲グル場合トス

一 當該賞與及手當ノ合計金額中令第二十一條第一項ノ限度ヲ超ユル部分ヲ左ノ方法ニ依リ支給スルトキ但シ其ノ超過金額ハ當

號様式ニ依ル役員雜給與、社員退職金ノ準則ノ報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十九條 令第二十四條第二項ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ハ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十八號様式ニ依ル役員雜給與、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三章 經費及資金

第三十一條 令第二十九條第一項第三號ノ福利施設費ハ左ノ各號ニ掲グル支出トス

- 一 法令ニ定アル施設ニ關スル支出
- 二 保健衛生施設ニ關スル支出

前項各號ニ掲グル施設ノ範圍ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

第三十二條 資本金百萬圓以上ノ會社（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ヲ除ク）ハ令第二十九條第一項ノ規定ニ依リ每事業年度開始後三十日以内ニ別表第十九號様式ニ依リ同項各號ニ掲グル支出ノ豫定額ノ報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ但シ本令施行ノ際其ノ期間ノ一部ヲ經過セル事業年度ニ關スル報告書ハ本令施行後三十日以内ニ之ヲ提出スベシ

經理資金關係

前項ノ報告ヲ爲シタル後令第二十九條第一項第三號又ハ第五號ニ

該賞與期間中ニ於ケル基本給料ノ支給總額ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

(甲) 國債證券又ハ貯蓄債券ヲ以テ支給シ當該會社ニ於テ當該國債券又ハ貯蓄債券ヲ當該社員退職ニ至ル迄保管スルモノ

(乙) 郵便貯金ト爲サシメ當該會社ニ於テ當該郵便貯金ノ通帳ヲ當該社員退職ニ至ル迄保管スルモノ

(丙) 前二號ニ規定スルモノノ外主務大臣ノ承認ヲ受ケタル方法ニ依ルトキ

二 主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ
前項第一號(丙)ノ規定ニ依リ主務大臣ノ承認ヲ受ケントスル會社ハ別表第十二號様式ニ依ル承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十五條 前條第一項第二號ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十三號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十六條 令第二十一條第二項ノ但書ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十四號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十七條 令第二十三條ノ規定ニ依ル社員ニ對スル臨時ノ給與ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十五號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十八條 令第二十四條第一項ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ハ本令施行後三十日以内ニ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十八

掲グル支出ノ豫定額ニ變更ヲ生ジタル會社ガ其ノ變更シタル金額ヲ別表第二十號様式又ハ第二十一號様式ニ依リ主務大臣ニ報告シタルトキハ其ノ金額ヲ以テ前項ノ規定ニ依リ報告シタル金額ト看做ス

第三十三條 令第二十九條第三項ノ規定ニ依リ同條第一項第二號又ハ第四號ニ掲グル支出ヲ爲スニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十二號様式又ハ第二十三號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十四條 第三十二條ノ規定ニ依リ報告シタル金額ヲ超エテ令第二十九條第一項第三號ニ掲グル支出ヲ爲シタル會社ハ支出後十日以内ニ別表第二十號様式ニ依ル報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十二條ノ規定ニ依リ報告シタル金額ヲ超エテ令第二十九條第一項第五號ニ掲グル支出ヲ爲シタル會社ハ支出後十日以内ニ別表第二十一號様式ニ依ル報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十五條 資本金二十萬圓以上ノ會社ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ令第三十三條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ

- 一 額面總額五萬圓以上ノ外國ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ取得シ又ハ處分セントスルトキ
- 二 株數二萬株以上ノ株式ヲ取得シ又ハ處分セントスルトキ
- 三 一會社ノ總株數ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式ヲ取得セントスルトキ

- 四 株式ノ取得ニ因リ會社ノ現ニ所有スル株式ト合シテ一會社ノ株式ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式ヲ所有スルニ至ルベキトキ
- 五 一會社ノ總株式ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式ヲ所有スル場合ニ於テ當該株式ノ處分ニ因リ會社ノ所有スル株式數ガ當該會社ノ總株式ノ三分ノ一以下トナルベキトキ
- 前項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ
- 一 特別ノ法令依リ設立セララルル會社ノ株式ノ引受ヲ爲サントスルトキ
- 二 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受ケタル會社ノ發起人トシテノ式ノ引受ヲ爲スルトキ
- 三 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ資本増加ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受ケタル會社ノ株式ヲ所有スル場合ニ於テ當該資本増加ニ依ル株式ノ割當ヲ受ケタルトキ
- 四 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ合併ノ認可ヲ受ケタル會社ノ株式ヲ所有スル場合ニ於テ當該合併ニ因リ合併ニ因リテ設立シタル會社又ハ合併後存續スル會社ノ株式ノ割當ヲ受ケタルトキ
- 五 合併ニ因リ自己ノ株式ヲ取得スルトキ
- 六 株式ノ消却ヲ爲ス爲自己ノ株式ヲ取得スルトキ
- 七 債權ノ實行ニ因リ會社ガ當該債權ノ擔保タル株式ヲ取得スルトキ

- 八 株式ノ取得又ハ處分ニ付特別ノ法令ニ依リ行政官廳ノ認可、許可若ハ承認ヲ受ケ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ株式ヲ取得シ又ハ處分スルトキ
- 九 清算中ノ會社ガ株式ヲ處分スルトキ
- 會社ハ其ノ株式總數ノ半數以上ヲ所有スル株主タル他ノ會社ノ株式ヲ取得セントスルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ
- 第一項及前項ノ規定ハ左ノ各號ニ掲グルル會社ニ付テハ之ヲ適用セズ
- 一 銀行
- 二 信託會社
- 三 保險會社
- 四 無盡會社
- 五 有價證券引受業法第一條ノ規定ノ適用ヲ受クル會社
- 六 有價證券業取締法第一條ノ規定ノ適用ヲ受クル會社
- 七 有價證券ノ買賣取引ヲ業務トスル取引所
- 八 有價證券ノ買賣取引ヲ業務トスル取引所ノ會員又ハ取引員タル會社
- 九 特別ノ法令ニ依リ設立セララルル會社
- 第三十六條 前條ノ規定ニ依リ株式ノ取得又ハ處分ニ付許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十四號様式ニ依ル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表
- 三 會社ノ所有スル有價證券ノ種類、數量及債額ニ關スル明細書
- 第三十七條 資本金二十萬圓以上ノ會社ハ特許權、營業權又ハ漁業權(以下無體財產權ト稱ス)ヲ取得シ又ハ處分セントスルトキハ令第三十三條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 取得シ又ハ處分セントスル無體財產權ノ債額ガ一件五萬圓未滿ナルトキ
- 二 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ會社ノ設立、資本増加又ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケタル場合ニ於テ當該拂込株金、出資金又ハ現物出資ニ依リ無體財產權ヲ取得スルトキ
- 三 社債收入金ニ依リ無體財產權ヲ取得スルトキ
- 四 行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ無體財產權ヲ取得シ又ハ處分スルトキ
- 五 行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付必要ナル無體財產ヲ取得スルトキ
- 六 清算中ノ會社ガ無體財產權ヲ處分スルトキ

- 前項ノ規定ハ特別ノ法令ニ依リ設立セララルル會社ニ付テハ之ヲ適用セズ
- 第三十八條 前條ノ規定ニ依リ無體財產權ノ取得又ハ處分ニ付許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十五號様式ニ依ル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表
- 三 無體財產權ノ取得ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書
- 第三十九條 令第三十三條第三項ノ規定ニ依リ資金ノ借入ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十六號様式ニ依ル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表
- 三 資金ノ借入ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書
- 四 會社ノ現在ノ借入金ノ借入先、種類、金額、使途其ノ他ニ關スル明細書
- 第四章 諸報告
- 第四十條 資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ資本金二十萬圓未滿ノ相互會社ハ本令施行後十五日以内ニ別表第二十七號様式ニ依ル會社概況報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

經理資金關係

前項ニ於テ本令施行後十五日以内トアルハ本令施行後設立セラレタル會社、本令施行後合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ本令施行後資本増加若ハ合併ニ因リ資本二十萬圓以上トナリタル會社ニ在リテハ設立、合併又ハ資本増加後三十日以内トス

第四十一條 本令施行ノ際現ニ資本金十五萬圓以上二十萬圓未滿ノ會社（相互會社ヲ除ク）本令施行後三十日以内ニ別表第二十八號様式ニ依ル會社概況報告書ニ最終ノ貸借對照表ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第四十二條 資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ資本金二十萬圓未滿ノ相互會社ハ本令施行後三十日以内ニ別表第二十九號様式ニ依リ其ノ旅費規程ヲ主務大臣ニ報告スベシ

前項ニ於テ本令施行後三十日以内トアルハ本令施行後設立セラレタル會社、本令施行後合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ本令施行後資本増加若ハ合併ニ因リ資本二十萬圓以上ノ會社トナリタル會社ニ在リテハ設立、合併又ハ資本増加後三十日以内トス

前二項ノ會社旅費規程ノ變更ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ報告スベシ但シ變更シタル部分ガ旅費規程ノ大部分ニ互ルトキハ變更後ノ旅費規程ヲ別表第二十九號様式ニ依リ主務大臣ニ報告スベシ

第四十三條 令第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當スル會社ハ毎事業年度ノ決算確定後三十日以内ニ別表第三十號様式ニ依ル會社經理狀況報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

スル場合ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依ルノ外之ヲ三通作成シ會社ノ本店又ハ主タル事務所ノ所在地ヲ所轄スル稅務署ヲ經テ提出スベシ

一 令第四十一條第一項第一號、第二號、第三號又ハ第四號ニ該當スル會社ハ之ヲ一通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ

二 令第四十一條第一項第五號ニ該當スル會社ハ之ヲ同號ニ定ムル主務大臣連名宛ニ主務大臣ノ數ニ相當スル通數作成シ同條第一項第二號、第三號又ハ第四號ニ掲グル主務大臣（同條第一項會社ノ營業事業ノ中主タルモノニ關スル主務大臣）ニ直接提出スベシ

三 前號ノ場合ヲ除クノ外銀行、信託會社、無盡會社及有價證券引受業法ノ證券引受會社ハ之ヲ一通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ

附 則
本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

經理資金關係

前項ノ會社經理狀況報告書ニハ左ノ各號ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 別表第三十一號様式ニ依ル自己資本計算書
二 別表第三十二號様式ニ依ル利益配當金並ニ役員及社員給與計算書

三 別表第三十三號様式ニ依ル給與狀況調查書
四 別表第三十四號様式ニ依ル資産償却計算書
五 別表第三十五號様式ニ依ル令第二十九條第一項各號ニ掲グル支出ノ豫算實踐對照書

六 別表第三十六號様式ニ依ル旅費支出實踐調查書
七 別表第三十七號様式ニ依ル經費支出明細書
八 財產目錄、貸借對照表及損益計算書

前項第八號ノ損益計算書ニハ總益金及總損金ヲ損益計算發生ノ原因ニ依リ區分記載スベシ

第五節 雜 則
第四十四條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シ其ノ本令ニ依リ提出スベキ許可、指定若ハ承認ノ申請書、報告書又ハ屆書及之ニ添附スベキ書類ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シ本令ニ定ムルモノノ外必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得
第四十五條 本令第三十六條、第三十八條及第三十九條ヲ除クニ依リ會社ノ提出スベキ申請書、報告書又ハ屆書ハ左ノ各號ニ該當

別表

區 分	種 類	基 本 給 與 月 額
大 學	大學令ニ依ル大學本學又ハ之ニ準ズル學部ヲ有スル技術者	八十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ八十五圓ニ卒業後一年ニ付三圓ヲ加算シタル金額
	大學令ニ依ル大學本學又ハ之ニ準ズル學部ヲ有スル事務者	七十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ七十五圓ニ卒業後一年ニ付三圓ヲ加算シタル金額
專 門 學 校	專門學校令ニ依ル專門學校本學又ハ之ニ準ズル學部ヲ有スル技術者	六十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ六十圓ニ卒業後一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額
	專門學校令ニ依ル專門學校本學又ハ之ニ準ズル學部ヲ有スル事務者	五十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ五十圓ニ卒業後一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額
實 業 學 校	實業學校令ニ依ル實業學校本學又ハ之ニ準ズル學部ヲ有スル技術者	四十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ四十五圓ニ卒業後一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額
	實業學校令ニ依ル實業學校本學又ハ之ニ準ズル學部ヲ有スル事務者	四十二圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ四十二圓ニ卒業後一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額
中 學	中學校令ニ依ル中學校本學又ハ之ニ準ズル學部ヲ有スル者	三十三圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ三十三圓ニ卒業後一年ニ付一圓五十分ヲ加算シタル金額
	高等女學校令ニ依ル高等女學校本學又ハ之ニ準ズル學部ヲ有スル者	二十四圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ二十四圓ニ卒業後一年ニ付一圓五十分ヲ加算シタル金額
小 學	小學校令ニ依ル高等小學校本學又ハ之ニ準ズル學部ヲ有スル者	二十一圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ二十一圓ニ卒業後一年ニ付一圓五十分ヲ加算シタル金額
	小學校令ニ依ル高等小學校本學又ハ之ニ準ズル學部ヲ有スル者	二十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ二十圓ニ卒業後一年ニ付一圓五十分ヲ加算シタル金額

印刷機製造株式

第十一號様式(第二十三節)

大區 股 份 昭和 年 月 日				資 本 金(3) 實收資本金(3) 準備金(4) 電話番號 設立年月日				社 員 名 氏 代表者 役員 社員			
會社ノ管人 代表者(5)				會社ノ所在地(1) 番 號(2)				會社ノ設立年月日(6)			
會社ノ定額 及支拂額(7)				第一期 支拂額				第二期 支拂額			
支拂方法				支拂期				支拂期			
支拂方法				支拂期				支拂期			

DT-1 日本標準様式 B5 109 x 257 (単位)

第十二號様式(第二十四節)

大區 股 份 昭和 年 月 日				資 本 金(3) 實收資本金(3) 準備金(4) 電話番號 設立年月日				社 員 名 氏 代表者 役員 社員			
會社ノ管人 代表者(5)				會社ノ所在地(1) 番 號(2)				會社ノ設立年月日(6)			
會社ノ定額 及支拂額(7)				第一期 支拂額				第二期 支拂額			
支拂方法				支拂期				支拂期			
支拂方法				支拂期				支拂期			

(日本標準様式 B5 109 x 257 (単位))

第十三號様式(第二十五節)

大區 股 份 昭和 年 月 日				資 本 金(3) 實收資本金(3) 準備金(4) 電話番號 設立年月日				社 員 名 氏 代表者 役員 社員			
會社ノ管人 代表者(5)				會社ノ所在地(1) 番 號(2)				會社ノ設立年月日(6)			
會社ノ定額 及支拂額(7)				第一期 支拂額				第二期 支拂額			
支拂方法				支拂期				支拂期			
支拂方法				支拂期				支拂期			

(日本標準様式 B5 109 x 257 (単位))

第十三號様式(第二十五節)

大區 股 份 昭和 年 月 日				資 本 金(3) 實收資本金(3) 準備金(4) 電話番號 設立年月日				社 員 名 氏 代表者 役員 社員			
會社ノ管人 代表者(5)				會社ノ所在地(1) 番 號(2)				會社ノ設立年月日(6)			
會社ノ定額 及支拂額(7)				第一期 支拂額				第二期 支拂額			
支拂方法				支拂期				支拂期			
支拂方法				支拂期				支拂期			

(日本標準様式 B5 109 x 257 (単位))

第十九號様式ノ三(第三十二號)

(二) 今年二十九號第一項第三號ニ掲グル支出
(銀行通帳第三十一號ノ額科金)

支出項目	額科のナルキノ額		其ノ他ノキノ		計
	自	至	自	至	
支出預定額					
實際支出					
利益金處分					
其ノ他					
計					
支出預定額由又ハ實際ノ差違及前事業年度ニ比シ増加スル場合ハ其ノ理由					
區分	金額	自	至	自	至
總計	金額				
備考					

(日本銀行規程第 85 100 x 907 號)

第十九號様式ノ四(第三十二號)

(三) 今年二十九號第一項第三號ニ掲グル支出
(銀行通帳第三十一號ノ額科金)

支出項目	額科のナルキノ額		其ノ他ノキノ		計
	自	至	自	至	
支出預定額					
實際支出					
利益金處分					
其ノ他					
計					
支出預定額由又ハ實際ノ差違及前事業年度ニ比シ増加スル場合ハ其ノ理由					
區分	金額	自	至	自	至
總計	金額				
備考					

(日本銀行規程第 85 100 x 907 號)

第十九號様式ノ五(第三十二號)

(四) 今年二十九號第一項第四號ニ掲グル支出
(銀行通帳第三十一號ノ額科金及前年度以外ノ額科金)

支出項目	額科のナルキノ額		其ノ他ノキノ		計
	自	至	自	至	
支出預定額					
實際支出					
利益金處分					
其ノ他					
計					
支出預定額由又ハ實際ノ差違及前事業年度ニ比シ増加スル場合ハ其ノ理由					
區分	金額	自	至	自	至
總計	金額				
備考					

(日本銀行規程第 85 100 x 907 號)

第十九號様式ノ六(第三十二號)

(五) 今年二十九號第一項第四號ニ掲グル支出
(銀行通帳第三十一號ノ額科金及前年度以外ノ額科金)

支出項目	額科のナルキノ額		其ノ他ノキノ		計
	自	至	自	至	
支出預定額					
實際支出					
利益金處分					
其ノ他					
計					
支出預定額由又ハ實際ノ差違及前事業年度ニ比シ増加スル場合ハ其ノ理由					
區分	金額	自	至	自	至
總計	金額				
備考					

(日本銀行規程第 85 100 x 907 號)

第二十三號表式(第三十三號)

大田 〇〇〇 昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日		資本金(1) 準備金(2) 貸付金(3) 現金(4) 債権(5) 負債(6)	貸付金(3) 現金(4) 債権(5) 負債(6)	貸付金(3) 現金(4) 債権(5) 負債(6)
資本金(1) 準備金(2) 貸付金(3) 現金(4) 債権(5) 負債(6)	貸付金(3) 現金(4) 債権(5) 負債(6)	貸付金(3) 現金(4) 債権(5) 負債(6)	貸付金(3) 現金(4) 債権(5) 負債(6)	貸付金(3) 現金(4) 債権(5) 負債(6)

(日本銀行標準表式 B 100 x 507 90)

第二十四號表式(第三十六號)

株式買受許可申請書

日本銀行標準表式 B 4 (107 x 504 90)

大田 〇〇〇 株式會社
 大田 〇〇〇 株式會社
 昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日

本店所在地
 〇〇〇 〇〇 〇〇
 代表者 〇〇〇

資本金
 株式受取金
 準備金 (100%)

株式買受許可申請書 大田 〇〇〇 株式會社 大田 〇〇〇 株式會社 昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日	本店所在地 〇〇〇 〇〇 〇〇 代表者 〇〇〇	資本金 株式受取金 準備金 (100%)
株式買受許可申請書 大田 〇〇〇 株式會社 大田 〇〇〇 株式會社 昭和 〇〇 年 〇 月 〇 日	本店所在地 〇〇〇 〇〇 〇〇 代表者 〇〇〇	資本金 株式受取金 準備金 (100%)

第二十五號様式(第三十八號)

日本標準規格 B4 (297 x 864 ㎜)

大蔵大臣
大蔵省

昭和 年 月 日提出

申請者
申請者
申請者

本籍/所在地
事務所
代表者

資本金
抽込資本金
電話番号 (必要時)

借入金額		借入の目的		返済方法	
借入金額(1)	借入の時期	借入の目的	返済の期間	返済の回数	返済の方法
借入の目的(2)					
借入の時期(3)					
返済の期間(4)					
返済の回数(5)					
返済の方法(6)					

借入金額		借入の目的		返済方法	
借入金額(1)	借入の時期	借入の目的	返済の期間	返済の回数	返済の方法
借入の目的(2)					
借入の時期(3)					
返済の期間(4)					
返済の回数(5)					
返済の方法(6)					

第二十六號様式(第三十九號)

日本標準規格 B4 (297 x 864 ㎜)

大蔵大臣
大蔵省

昭和 年 月 日提出

申請者
申請者
申請者

本籍/所在地
事務所
代表者

資本金
抽込資本金
電話番号 (必要時)

借入金額		借入の目的		返済方法	
借入金額(1)	借入の時期	借入の目的	返済の期間	返済の回数	返済の方法
借入の目的(2)					
借入の時期(3)					
返済の期間(4)					
返済の回数(5)					
返済の方法(6)					

第三十六號様式(第四十三節)

支店工場等及其ノ所在地	支店工場等	所在地
支店工場等	所在地	
主たる仕入先及販賣先其ノ所在地		
仕入先ノ販賣先	所在地	

(日本銀行規程第 148 条第 9 項)

第三十七號様式(第四十三節)

科目	配分	配分ノ方法					計
		役員	社員	債権者	債権者	計	
第一號支出							
第二號支出							
第三號支出							
第四號支出							
第五號支出							
計							
固定負債							
流動負債							
計							
貸倒引当金							
貸倒引当金							
貸倒引当金							
貸倒引当金							
貸倒引当金							
計							

(日本銀行規程第 148 条第 9 項)

第一號様式記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
相互會社ニ在リテハ主タル事務所ノ所在場所ヲ記載スルコト
- (2) 商號
相互會社ニ在リテハ其ノ名稱ヲ記載スルコト
- (3) 資本金
合名會社、合資會社及有限會社ニ在リテハ出資總額、株式會社ニ在リテハ株金總額、株式合資會社ニ在リテハ出資總額及株金總額ノ合計額、相互會社ニ在リテハ基金總額ヲ記載スルコト
- (4) 代表者氏名
會社ニ於ケル役名ヲモ記載スルコト
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
(イ) 會社ガ現實ニ經營スル事業ニシテ其ノ主タルモノヲ主タルモノノ順ニ記載スルコト
(ロ) 物品販賣ヲ主タル事業トスルモノニ在リテハ主タル取扱商品名ヲ明ナラシムルコト
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
陸軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルモノアルトキハ「陸」ト記載シ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルモノアルトキハ「海」ト記載シ何レノ管理監督モ無キトキハ「無し」ト記載スルコト

經理資金關係

(7) 豫定配當率、豫定配當金

- 當該事業年度ニ於テ許可ヲ受ケテ配當セントスル配當率及配當金ヲ記載スルコト
- (8) 自己資本計算
(イ) 第一號様式ノ四自己資本計算ノ數字ト一致セシムルコト
(ロ) 積立金等 拂込資本金及積立金ノ外ニ自己資本ニ加算スル金額ヲ積立金ニ加ヘテ記載スルコト
(ハ) 繰越缺損金等 自己資本ヨリ控除スベキ金額ノ合計額ヲ記載スルコト
 - (9) 申請ノ事由
許可ヲ受ケテ配當ヲ爲スノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ之ヲ別紙ニ記載ノ上添附スルコト
 - (10) 利益金及利益金處分ノ豫定額
(イ) 利益金 前期繰越金及積立金ヨリ戻入レタル金額ヲ含マザルモノトス
(ロ) 積立金 積立金、後期繰越金等社内ニ留保スル金額トス
(ハ) 賞與金 利益金處分ニ依ル社員賞與支給アルトキハ之ヲ賞與金ニ含メテ記載スルコト但シ之ヲ内書シテ明ナラシムルコト
 - (11) 當該事業年度前四事業年度ノ平均拂込資本金、利益金、配當金、配當率及留保率
(ニ) 留保率 (ロ) 積立金ノ(イ)ノ利益金ニ對スル割合トス

經理資金關係

利益金及留保率(10)ノ(イ)及(ニ)ト同一ノ方法ニ依リ之ヲ記載スルコト

(12) 會社ノ經歷

資本金ノ異動及其ノ年月日 最近五年間ニ於ケル資本ノ増加若ハ減少、合併、商號變更、配當率ノ變遷等ヲ簡記スルコト

(13) 當該事業年度前四事業年度内ニ合併アリタル場合ニ於ケル被合併會社ノ商號、資本金及合併前二事業年度ノ配當率
該當セザル會社ハ添附スルニ及バズ

(14) 科 目

(イ) 會社ノ勘定科目ニ依リ記載スルコト

(ロ) 稅務署長ノ證明ヲ受ケタル金額 第一條但書ノ規定ニ依リ固定資産償却累計金額中稅務署長ノ證明ヲ受ケテ自己資本ニ加算シタル金額ヲ記載スルコト

(ハ) 第一條第二項ノ認定金額 第一條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ガ自己資本ヨリ控除スベキモノト認定シタル金額ヲ記載スルコト

(イ) 當該事業年度中ニ於ケル日割平均額ヲ記載スルコト

(ロ) 直前事業年度ノ利益金處分ニ依ル積立金ハ當該事業年度初ヨリ計算スルコト

(15) 金 額

(イ) 當該事業年度中ニ於ケル日割平均額ヲ記載スルコト

(ロ) 直前事業年度ノ利益金處分ニ依ル積立金ハ當該事業年度初ヨリ計算スルコト

(16) 計算基礎

拂込資本金以外ニ株主其ノ他之ニ準ズベキ者ニ歸屬スベキ資産價額ノ合計額ヲ記載スルコト

(ロ) 受入資産ノ價額

合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ合併後存續スル會社ガ合併ニ際シ繼承シタル純資産價額ヲ記載スルコト

(ハ) 交付株式ノ拂込金額及金錢ノ總額

合併ニ因リ解散シタル會社ノ株主又ハ之ニ準ズベキ者ニ交付セル金錢ノ總額中合併ニ因リ解散シタル會社ノ利益配當金ニ相當スル部分アルトキハ其ノ金額ヲ内書スルコト

(ニ) 合併差益金

合併會社ノ受入資産價額ガ合併ニ因リ交付シタル株式ノ拂込金額及金錢等受入資産ノ對價ノ總額ヲ超ユル場合ノ其ノ超過額ヲ記載スルコト(役員又ハ社員ニ支給シタル合併慰勞金ハ交付金ニ算入セザルコト)

(ホ) 合併慰勞金及資産償却

合併差益金中ヨリ交付シタル金額ヲ記載スルコト

(11) 合併前ノ各會社ノ合併前三事業年度ノ利益金及利益金處分狀況
利益金及留保率ノ計算ハ第一號様式記載心得(10)ニ依ルコト

(12) 自己資本計算

第一號様式記載心得(14)乃至(16)ニ依ルコト

(13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第三號様式記載心得

經理資金關係

(14) 及(15)ニ記載シタル金額ノ中當該事業年度中ニ於テ金額ニ異動ヲ生ジタル科目ニ付テ其ノ異動前ト異動後ノ金額及日數ヲ併記シテ日割計算ヲ明ニスルコト

(17) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二號様式記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商 號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト

(7) 豫定配當率

當該事業年度ニ於テ指定ヲ受ケテ配當セントスル配當率ヲ記載スルコト

(8) 申請ノ事由

豫定配當率ニ依ルベキ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添附スルコト

(9) 利益金及利益金處分ノ豫定額

第一號様式記載心得(10)ニ依ルコト

(10) 合併ニ因ル受入計算

(イ) 拂込資本金以外ノ株主資本

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商 號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無

(7) 積立金ノ現在額

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト

(1) 令第六條ノ規定ニ依ル積立金 令第六條ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命令ニ依リ積立タル積立金ヲ記載スルコト

(ロ) 其ノ他ノ積立金ハ會社ノ勘定科目ニ依リ記載スルコト

(8) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第四號様式記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商 號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 積立金ノ現在額

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト

(1) 令第六條ノ規定ニ依ル積立金 令第六條ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命令ニ依リ積立タル積立金ヲ記載スルコト

(ロ) 其ノ他ノ積立金ハ會社ノ勘定科目ニ依リ記載スルコト

(8) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第四號様式記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商 號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

經理資金關係

- (7) 當該報酬ノ屬スル事業年度
許可ヲ受ケテ支給セントスル報酬ノ屬スル最初ノ事業年度ヲ
記載スルコト
- (8) 役員數、社員數
最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (9) 申請報酬額
許可ヲ受ケテ支給セントスル報酬ノ金額ヲ記載スルコト
- (10) 會社ノ定ニ依ル最高限度額
定款、株主總會ノ決議等ニ依リ定メタル最高限度ヲ記載スル
コト
- (11) 不要許可額
直前ノ事業年度ノ報酬額ヲ記載スルコト但シ當該事業年度ノ
月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ナル場合ハ第五條ノ規定ニ
依リ算出セラルル金額ヲ記載スルコト
- (12) 算出ノ基礎
當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ニ於
テハ第五條ノ規定ニ依リ計算ヲ記載スルコト
- (13) 報酬支給内譯
(イ) 役名 常務取締役、取締役、監査役等ノ役名別ニ記載スルコ
ト但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中
支給額ヲ異ニスル者アルトキハ之ヲ區分スルコト
(ロ) 貯蓄額 規約貯金、組合貯金、賞與國債支給運動ニ依ル國

- 債支給等支給スル報酬ヨリ天引シテ貯蓄セシメ又ハ國債ヲ
支給スル金額ヲ記載スルコト
- (14) 申請ノ事由
報酬ヲ増額スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記
載ノ上添附スルコト
- (15) 當該事業年度及其ノ前三事業年度
(イ) 役員數 期末現在ニ依リ記載スルコト但シ當該事業年度ハ
(8)ニ依ル員數ヲ記載スルコト
(ロ) 雜給與 金錢以外ノモノヲ以テスル給與ハ其ノ見積額ヲ外
書スルコト
- (ハ) 純益金 第七條ノ計算方法ニ依ル純益金ヲ記載スルコト
- (ニ) 社員數 期末現在ニ依リ記載スルコト但シ當該事業年度ハ
(8)ニ依ル員數ヲ記載スルコト
- (ホ) 手當ノ總額 令第二十條ノ手當及其ノ地ノ手當ノ合算額ヲ
記載スルコト但シ金錢以外ノモノヲ以テスル給與ハ其ノ見
積額ヲ外書スルコト
- (16) 合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前二事業年度
合併後最初ノ事業年度ノ役員報酬ニ付許可ヲ受ケントスル會
社ノ外ハ記載ニ及バズ
- (17) 本様式ニ依リ離キトキハ別紙ニ記載スルコト
第五號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所

- (2) 商 號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有
無
夫々第一號様式記載心得 (1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 申請賞與額
許可ヲ受ケテ支給セントスル賞與額ヲ記載スルコト
- (8) 會社ノ定ニ依ル最高限度額
定款、株主總會ノ決議等ノ定ニ依リ超ユルコトヲ得ザル最高
限度ノ金額ヲ記載スルコト
- (9) 同上規定ノ拔萃
定款、株主總會ノ決議等ノ要點ヲ記載スルコト
- (10) 不要許可額
(イ) 法定賞與額 當期純益金ニ第八條ノ率ヲ乗ジテ得タル金額
ヲ記載スルコト
(ロ) 算出ノ基礎 右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト
(ハ) 前期賞與額 當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數
ト異ル場合ハ第九條ノ規定ニ依リ算出セラルル金額ヲ記載
スルコト
(ニ) 算出ノ基礎 當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數
經理資金關係

- ト異ル場合ニ於テ第九條ノ規定ニ依リ計算ヲ記載スルコト
- (ホ) 令第十三條第二項ノ規定ニ依ル金額
令第十三條第二項各號ニ掲グル場合ニ該當スルトキ其ノ金
額ヲ記載スルコト
- (ハ) 算定ノ基礎 令第十三條第二項第一號乃至第三號ノ規定ニ
依リ計算ノ手續ヲ記載スルコト
- (11) 賞與支給内譯
(イ) 役名 常務取締役、取締役、監査役等ノ役名別ニ記載スル
コト但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中
支給額ヲ異ニスル者アルトキハ之ヲ區分スルコト
(ロ) 貯蓄額 規約貯金、組合貯金、賞與國債支給運動ニ依ル國
債支給等支給スル賞與ヨリ天引シテ貯蓄セシメ又ハ國債ヲ
支給スル金額ヲ記載スルコト
- (12) 當該事業年度ノ純益金計算
會社ノ決算上ノ利益ヨリ第七條第二項又ハ第三項ニ掲グル項
目ヲ加減シテ純益金ノ計算ヲ示スコト
- (13) 申請ノ事由
令第十三條ノ限度ヲ超エテ役員賞與ヲ支給スルノ要アル事由
ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添附スルコト
- (14) 當該事業年度及其ノ前三事業年度
(イ) 役員數 期末現在ニ依リ記載スルコト
(ロ) 雜給與總額 金錢以外ノモノヲ以テ支給スルモノアルトキ

經理資金關係

- ハ其ノ見積額ヲ外書スルコト
 - (ハ)純益金 第七條ノ計算方法ニ依ル純益金ヲ記載スルコト
 - (12)當該事業年度ノ純益金計算ノ結果ト一致スベキコト
 - (ニ)社員數 期末現在ニ依リ記載スルコト
 - (ホ)手當總額 令第二十條ノ手當及其ノ他ノ手當ノ合算額ヲ記載スルコト但シ金錢以外ノモノヲ以テ支給スルモノアルトキハ其ノ見積額ヲ外書スルコト
 - (15)合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前二事業年度合併後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ニ付許可ヲ受ケントスル會社ノ外ハ記載スルニ及バズ
 - (16)本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第六號様式記載心得
- (1)會社ノ本店ノ所在場所
 - (2)商 號
 - (3)資本金
 - (4)代表者氏名
 - (5)會社ノ營ム主タル事業
 - (6)工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
 - (7)受給者ノ資格 常務取締役、取締役、監査役等ノ別ニ依リ支給條件ヲ異ニスルトキハ其ノ資格ノ別ヲ記載スルコト

- (8)支給ノ條件 役員退職金支給ノ有無又ハ其ノ金額若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
 - (9)金額又ハ割合 退職金支給額又ハ其ノ算定基準ヲ記載スルコト
 - (10)支給ノ方法 一時金、年金、分割拂等ノ別ヲ記載スルコト
 - (11)備考
 - (イ)會社ガ役員退職金ニ關シ内規ヲ有シ會社職員給與臨時措置令施行規則第五條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告シタルモノアルトキハ其ノ旨記載スルコト
 - (ロ)過去ニ於ケル退職金支給實踐アルトキハ之ヲ記載スルコト
 - (ハ)主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員退職金ノ準則ヲ變更セントスルトキハ變更ノ事由ヲ記載スルコト此ノ場合ニ在リテハ變更ノ準則ト變更後ノ準則トヲ傍線括弧其ノ他適宜ノ方法ニ依リ對照セシムルコト
- 第七號様式記載心得
- (1)會社ノ本店ノ所在場所
 - (2)商 號
 - (3)資本金
 - (4)代表者氏名

- (5)會社ノ營ム主タル事業
- (6)工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- (7)在職年數 會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ退職金支給後ニ於ケル在職年數トス
- (8)不要許可額 第十一條ノ規定ニ依リ算出セラレル金額又ハ第十二條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル準則ニ依リ算出セラレタル金額ヲ記載スルコト
- (9)申請額 許可ヲ受ケテ支給セントスル金額ヲ記載スルコト
- (10)在職中ノ報酬支給額、在職中ノ賞與支給額 在職中ニ當該退職役員ニ支給シタル報酬又ハ賞與ノ累計金額ヲ記載スルコト
- (11)支給ノ方法、時期及支出科目 現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノモノヲ以テ支給スルカノ別、一時ニ支給スルカ割分シテ支給スルカノ別、當期ノ利益金ヨリ支出スルカ退職積立金ヨリ支出スルカノ別等ヲ記載スルコト
- (12)申請ノ事由 經理資金關係

- (13)其ノ他參考事項 過去ニ於テ退職金支給ノ實例アラバ之ヲ記載スルコト
 - (14)本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第八號様式記載心得
- (1)會社ノ本店ノ所在場所
 - (2)商 號
 - (3)資本金
 - (4)代表者氏名
 - (5)會社ノ營ム主タル事業
 - (6)工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
 - (7)役員數、社員數 最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
 - (8)支給内譯 役名 常務取締役、取締役、監査役等ノ別ニ記載スルコト 但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスル者アルトキハ之ヲ區分スルコト
 - (9)支給ノ方法及支出科目 現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノモノヲ以テ支給スルカノ別、

經理資金關係

當期ノ利益金ヨリ支出スルカ積立金ヨリ支出スルカノ別等ヲ記載スルコト

(10) 申請ノ事由

臨時給與ノ支給ヲ爲スノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト

第九號様式記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト

(7) 職務

特別ノ經歷若ハ技能又ハ學歷ヲ有スル者ノ就クベキ職務ヲ記載スルコト

(8) 現在人員

申請當時ニ於テ特別ノ經歷若ハ技能又ハ學歷ニ該當スル者アルトキハ其ノ現在人員ヲ記載スルコト但シ其ノ初任基本給料ニ差異アルトキハ各初任基本給料別ノ人員ヲ記載スルコト

(9) 其ノ初任基本給料

初任基本給料ニ差別アルトキハ各初任基本給料ヲ記載スルコト

第十號様式記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト

(7) 當該昇給期ニ於ケル昇給限度

第十七條ノ規定ニ依リ算出セラルル限度ヲ記載スルコト

(8) 同上算出ノ基礎

第十七條ノ規定ニ依ル計算ノ手續ヲ記載スルコト即チ各昇給該當者ノ當該昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ直前ノ昇給日(初メテ昇給スル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額及其ノ合計金額ニ百分ノ七ヲ乘ジタル金額ヲ記載スルコト

(9) 既往一年間ノ昇給實蹟

(1) 昇給前ノ基本給料 各昇給該當者ノ當該昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ各昇給該當者ノ直前ノ昇給日(初メテ

給スル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額ヲ記載スルコト

(ロ) 昇給回数二回以上アルトキハ各昇給回数毎ニ記載スルコト

(10) 許可ヲ受ケントスル昇給

昇給前ノ基本給料ノ記載方法ハ前號ニ同ジ

(11) 申請ノ事由

許可ヲ受ケテ昇給ヲ爲サシムルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト

(12) 社員ノ學歷年齡別員數

各學歷區分ニ該當セザル者ハ其ノ他ノ欄ニ記載スルコト但シ其ノ數ガ相當多數ニ上ルトキハ適宜ニ區分シテ記載スルコト

(13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第十一號様式記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 役員及社員數

經理資金關係

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(5)ニ依ルコト

第十三號様式記載心得

最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト

(7) 會社ノ定メタル賞與期間及支給期

各曆年中最初ニ支給期ノ到來スル期間ヲ第一期トスルコト

(8) 變更前ノ賞與期間及支給期

賞與期間ノ變更ヲ爲サントスルモノノ外ハ記載スルニ及バズ

(9) 備考

(1) 賞與期間ノ變更ヲ爲サントスルモノニ在リテハ變更ノ事由ヲ記載スルコト

(ロ) 支給スベキ賞與金ノ計算方法ニ特別ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコト

(10) 賞與期間屆書ナルトキハ(變更)ヲ抹消シ、賞與期間變更屆書ナルトキハ括弧ヲ抹消スルコト

第十二號様式記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(5)ニ依ルコト

(6) 管理方法

支給後ノ管理ノ方法ヲ記載スルコト

經理資金關係

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商 號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- (7) 役員數、社員數
最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (8) 賞與及手當金額
(イ) 不要許可限度
當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ノ四分ノ三ニ相當スル金額ヲ記載スルコト但シ第二十四條第一號ニ掲グル方法ヲ以テ支給スルモノアルトキハ其ノ金額ヲ内書スルコト
- (ロ) 算出ノ基礎
不要許可限度計算ノ手續ヲ記載スルコト但シ第二十四條第一號ニ掲グル方法ニ依リ支給スルモノアルトキハ其ノ金額ノ當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ニ對スル割合ヲモ記載スルコト
- (ハ) 申請額

不要許可限度ヲ超エテ支給セントスル金額ヲ記載スルコト

- (ニ) 直前額
直前ノ賞與期間ニ付支給シタル令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當ト賞與トノ合計金額ヲ記載スルコト
- (ホ) 基本給料ニ對スル割合
當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ニ對スル申請額又ハ直前額ノ割合ヲ記載スルコト
- (9) 貯蓄額
組合貯金、規約貯金、賞與國債支給運動ニ依ル國債支給等支給額ヨリ天引シテ貯蓄セシメ又ハ國債ヲ以テ支給スル金額ヲ記載スルコト
- (10) 受給者一人當平均額
現金支給額及貯蓄額ノ合計金額ノ受給人員一人當平均額ヲ記載スルコト
- (11) 直前ノ賞與期間前三賞與期間ノ賞與率
各賞與期間ニ付支給シタル賞與ノ金額ノ當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ニ對スル割合ヲ記載スルコト
- (12) 貯蓄ノ方法
貯蓄セシムル金額ノ支給方法及其ノ管理方法ヲ記載スルコト
- (13) 社員ノ學歴年齡別員數
各學歴區分ニ當セザル者ハ其ノ他ノ欄ニ記載スルコト但シ其ノ數ガ相當多數ニ上ルトキハ適宜區分シテ記載スルコト

(14) 備 考

- 申請當時ニ於ケル社員基本給料月額ノ一人當平均額ヲ記載スルコト
- (15) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第十四號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商 號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- (7) 役員及社員數
最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (8) 令第二十一條ノ限度
當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ノ四分ノ三ニ相當スル金額ヲ記載スルコト
- (9) 限度超過額
令第二十一條ノ限度ヲ超エテ支給セントスル金額ヲ記載スルコト
- (10) 經費トシテ經理セントスル額
經理資金關係

限度超過額中經費支出ヲ爲サントスル金額ヲ記載スルコト

- (11) 經費トシテ經理スルノ要アル事由
限度超過額ヲ經費トシテ經理スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
- (12) 當該賞與期間及前三賞與期間ニ付經費トシテ經理シタル金額
(イ) 手當 令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當ノ當該賞與期間ニ於ケル支給總額ヲ記載スルコト
- (ロ) 基本給料 當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ヲ記載スルコト
- (13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第十五號様式記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商 號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無
- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト
- (7) 支給ノ條件
支給ヲ受クベキ者ノ範圍ニ關スル基準ヲ記載スルコト
- (8) 支給額ノ決定方法

經理資金關係

各受給者ノ受クベキ臨時給與ノ金額ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト

(9) 受給者ノ勤務場所

事務所、工場、事業場等勤務ノ場所ヲ限リ臨時ノ給與ヲ支給スル場合ニ於テ其ノ場所ノ種類及名稱ヲ記載スルコト

(10) 受給者ト同一場所ニ勤務スル社員數

前號ニ該當スル場合ニ於テ申請當時ノ同一場所勤務社員數ヲ記載スルコト

(11) 會社ノ社員數

申請ノ當時ニ於ケル社員總數ヲ記載スルコト

(12) 申請ノ月ノ前月以前一年間ニ受給者ニ支給シタル賞與手當ノ合計額

算入スベキ手當ハ令第二十條各號ニ掲グル手當ヲ除キタル手當トスルコト

(13) 支給ノ事由

(イ) 臨時ノ給與ヲ支給スル要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト

(ロ) 同一事由ニ依リ役員又ハ勞務者ニ臨時ノ給與ヲ支給スルトキハ其ノ旨附記スルコト

(14) 支給ノ方法、時期及支出科目

現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別、經費支出ヲ爲スカ積立金ヨリ支出スルカノ別及支給ノ豫定期間ヲ記載スルコト

(9) 金額、數量又ハ割合

金錢ニ依リ支給スル場合ニ於テハ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載シ、現物ヲ以テ支給スル場合ニ於テハ其ノ數量ヲ記載スルコト

(10) 制定又ハ變更スルノ要アル事由

第三十條ノ規定ニ依リ役員雜給與ノ準則ノ制定又ハ變更ヲ爲サントスル會社ハ其ノ制定又ハ變更スルノ要アル事由ヲ記載スルコト其ノ他ノ會社ニ在リテハ本欄ヲ設クルコトヲ要セズ

(11) 報告又ハ申請ノ時ノ受給人員

第二十八條ノ規定ニ依ル報告書若ハ第二十九條ノ規定ニ依ル承認申請書提出ノ時ニ於テ當該役員雜給與ノ支給ヲ受ケ居ル員數又ハ第三十條ノ規定ニ依リ許可申請書提出ノ時ニ於テ當該役員雜給與ノ支給ヲ受クベキ員數ヲ記載スルコト

(12) 役員雜給與準則報告書ナルトキハ「承認申請」「制定變更許可申請」ヲ抹消シ、役員雜給與準則承認申請書ナルトキハ「報告」「制定變更許可申請」ヲ抹消シ、役員雜給與準則制定又ハ變更許可申請書ナルトキハ夫々不要文字ヲ抹消スルコト

(13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第十七號様式記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

經理資金關係

スルコト

(15) 既往ニ於ケル臨時給與支給ノ有無

許可ヲ受ケテ支給セントスル臨時ノ給與ト同様ノ事由ニ依リ既往ニ於テ支給シタルモノヲ記載スルコト
基本給料月額ニハ當該臨時給與ノ支給ヲ受ケタル者ニ對シ當該支給月ノ前月ニ於テ支給シタル基本給料月額ヲ記載スルコト

第十六號様式記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營業主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト

(7) 雜給與ノ種類

外國在勤手當其ノ他役員雜給與ノ種類ヲ記載スルコト

(8) 受給資格又ハ支給ノ條件

支給ノ有無、支給ノ金額、數量又ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營業主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト

(7) 社員數

最近ノ現在ニ於ケル社員數ヲ記載スルコト

(8) 手當ノ名稱

手當ノ種類ハ令第二十條各號ノ區分ニ依リ第一號手當、第二號手當等ノ如ク區分スルコト

(9) 手當ノ種類

令第二十條各號ニ該當スル手當ニ對シ會社ガ附シタル名稱ヲ記載スルコト

(10) 支給ノ條件

支給ノ有無又ハ支給ノ金額、數量若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト

(11) 金額、數量又ハ割合

金錢ニ依リ支給スル場合ニ於テハ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載シ、現物ヲ以テ支給スル場合ニ於テハ其ノ數量ヲ記載スルコト

(12) 制定又ハ變更スルノ要アル事由

第三十條ノ規定ニ依リ令第二十條各號ニ掲グル手當ノ準則ノ

經理資金關係

金銀以外ノモノニ依リ支給スル給與アルトキハ其ノ見積額ヲ
内書スルコト

(18) 固定設備ノ金額

(イ) 期首現在ニ依ルコト

(ロ) 固定資産中土地、建物、無形固定資産(特許權、地上權、營業權、債權等)及建設假勘定ノ金額ヲ除キタルモノヲ記載スルコト

(19) 技術者數

期首現在ニ依リ記載スルコト

(20) 豫定額ナキトキハ「ナシ」トシテ報告スルコト

(21) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十號様式記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト

(7) 豫定額ニ變更ヲ生ジ又ハ豫定額ヲ超過シタルモノ

第三十二條ノ規定ニ依リ事前報告ヲ爲サントスル會社ハ變更

第二十一號様式記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト

(7) 豫定額ニ變更ヲ生ジ又ハ豫定額ヲ超過シタル研究費

第三十二條ノ規定ニ依リ事前報告ヲ爲サントスル會社ハ變更シタル豫定額ヲ記載シ、第三十四條ノ規定ニ依リ事後報告ヲ爲サントスル會社ハ豫定額ヲ超過シタル金額ヲ記載スルコト

(8) 追加支出額

第三十二條ノ規定ニ依リ報告シタル金額ヲ超ユル金額ヲ記載スルコト

(9) 其ノ他ノ研究費

第三十二條ノ規定ニ依リ報告シタル金額中豫定額ニ變更ナカリシモノヲ一括シテ記載スルコト

(10) 固定設備ノ金額

(イ) 最近ノ現在ニ依リ記載スルコト

(ロ) 固定資産中土地、建物、無形固定資産(特許權、地上權、營業

經理資金關係

シタル豫定額ヲ記載シ、第三十四條ノ規定ニ依リ事後報告ヲ爲サントスル會社ハ豫定額ヲ超過シタル金額ヲ記載スルコト

(8) 追加支出額

第三十二條ノ規定ニ依リ報告シタル金額ヲ超ユル金額ヲ記載スルコト

(9) 其ノ他

令第三十二條ノ規定ニ依リ報告シタル金額中豫定額ニ變更ナカリシモノヲ一括シテ記載スルコト

(10) 勞務者數

最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト

(11) 支拂資金額

報告ノ時以前ノ最終ノ資金支拂日以前六月分ヲ記載スルコト

(12) 勞務者一人當福利施設費

追加支出額ヲ加算シタル金額ノ勞務者一人當金額ヲ記載スルコト

(13) 資金千圓當ノ福利施設費

追加支出額ヲ加算シタル金額ノ支拂資金額千圓當金額ヲ記載スルコト

(14) 福利施設費豫定變更報告ナルトキハ「豫定超過支出」ヲ抹消シ、福利施設費豫定超過支出報告ナルトキハ「豫定變更」ヲ抹消スルコト

(15) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

業權、債權等)及建設假勘定ノ金額ヲ除キタルモノヲ記載スルコト

(11) 技術者數

最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト

(12) 固定設備一萬圓當研究費

追加支出額ヲ加算シタル金額ノ固定設備一萬圓當金額ヲ記載スルコト

(13) 技術者一人當研究費

追加支出額ヲ加算シタル金額ノ技術者一人當金額ヲ記載スルコト

(14) 研究費豫定變更報告ナルトキハ「豫定超過支出」ヲ抹消シ、研究費豫定超過支出報告ナルトキハ「豫定變更」ヲ抹消スルコト

(15) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十二號様式記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト

經理資金關係

(7) 寄附金ノ種類

豫算超過ト爲リタルモノニ付テハ各種類毎ニ記載シ其ノ他ノモノニ付テハ一括シテ記載スルコトヲ得

(8) 經理ノ方法

當該事業年度ノ經費トシテ支出スルカ、利益金處分ニ依リ支出スルカ又ハ其ノ他ノ經理方法ニ依ルカノ別ニ依リ區分シテ記載スルコト

(9) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十三號様式記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト

(7) 令第二十九條第一項第四號ノ福利施設費

豫算超過ト爲リタルモノニ付テハ各種類毎ニ記載シ其ノ他ノモノニ付テハ一括シテ記載スルコトヲ得

(8) 經理ノ方法

當該事業年度ノ經費トシテ支出スルカ、利益金處分ニ依リ支

出スルカ又ハ其ノ他ノ經理方法ニ依ルカノ別ニ依リ區分シテ記載スルコト

(9) 令第二十九條第三號ノ福利施設費

第三十二條第二項ノ規定ニ依リ報告シタル金額アルトキハ之ヲ豫算超過額トシテ記載スルコト

(10) 社員及勞務者數

最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト

(11) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十四號様式記載心得

一 株式取得許可申請書ノ場合ニハ「處分」ヲ、株式處分許可申請書ノ場合ニハ「取得」ヲ各抹消スルコト

二 取得

(1) 「銘柄」ハ何々株式會社株式ノ如ク記載スルコト、同一會社ノ株式ニシテ拂込金額ヲ異ニスル二種類以上ノ株式アル場合ニ於テハ舊株、第一新株、第二新株等ノ區分ヲ記載シ優先株、後配株アル場合ハ優先株、普通株又ハ後配株ノ區分ヲ記載スルコト

(2) 「取得又ハ處分ノ價額」ハ取得又ハ處分セントスル總株式ノ賣却又ハ買入價額ヲ記載スルコト、價額不明ナルモノハ大體ノ豫想價額ヲ記載シ價額ノ表示困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ヲ記載スルコト

(3) 「株式總數ニ對スル割合」ハ取得又ハ處分セントスル株式ノ

當該株式ヲ發行スル會社ノ總株式數ニ對スル割合ヲ記載スルコト

ト

(4) 「會社ノ記帳價額」ハ株式ヲ處分セントスル場合ニ於テ當該株式ノ最近ニ於ケル帳簿價額ヲ記載スルコト

(5) 「取得又ハ處分ノ方法」ハ仲介者ヲ經テ買入又ハ賣却スルモノナリヤ、又其ノ仲介者ノ住所氏名、設立セラレル會社ノ株式ニ應募スルモノナリヤ、關係會社ヨリ又ハ關係會社ニ對シ肩替リスルモノナリヤ、株主ニ對シ割當ルモノナリヤ、又其ノ割當ノ方法等ヲ記載スルコト

三 讓受先又ハ讓渡先ニ關スル事項

(6) 株式取得許可申請書ナル場合ハ「讓渡先」ヲ、株式處分許可申請書ナル場合ニハ「讓受先」トヲ各抹消スルコト

不特定ノ者若ハ多數ノ者ニ對シ株式ヲ讓渡スル場合又ハ不特定ノ者若ハ多數ノ者ヨリ株式ヲ讓受クル場合ニ於テハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

(7) 「申請者トノ關係」ハ申請者ト讓渡先又ハ讓受先トノ資本關係、役員關係、取引關係等ヲ記載スルコト

四 取得セントスル株式ヲ發行スル會社ニ關スル事項

(8) 「申請者ノ所有株式數及所有率」ハ當該會社ノ株式中現ニ申請會社ノ所有スル株式數及其ノ當該會社ノ總株式數ニ對スル割合ヲ記載スルコト

(9) 「申請者トノ關係」ハ當該會社ト申請會社トノ資本關係、役員資金關係

員關係、取引關係及最近ニ於ケル取引高等ヲ記載スルコト

(10) 「主タル事業」ハ會社ノ定款ノ目的如何ニ拘ラズ會社ガ現ニ營ミツアル主タル事業ヲ記載スルコト

(11) 「生産高又ハ賣上高」、「利益金額」ハ最近ニ終了シタル事業年度ニ於ケルモノヲ記載スルコト

(12) 「固定設備」ハ土地、建物、機械、什器等ノ設備額ヲ記載シ、建設勘定等ノ未成設備アルトキハ之ヲ「固定設備」ニ加算シ其ノ額ヲ特ニ括弧内ニ内書スルコト

(13) 「株主資本」ハ最終ノ貸借對照表ニ於ケル拂込資本金ト諸積立金トノ合計金額トシ「外部資本」ハ最終ノ貸借對照表ノ貸方ニ於ケル其ノ他ノ科目(當期利益金ヲ含マズ)ノ合計金額トス

(14) 「其ノ他」ノ欄ニハ主タル事業地、主要設備ノ概要、主要生産品、生産能力等ヲ記載スルコト、新設會社ニ付テハ會社名ノ欄ニ特ニ(新設)ト記載シ各項目ニ掲グル事項ヲ事業計畫ニ依リ記載スルコト

五 申請者ニ關スル事項

(15) 「事業ノ概要」ニハ會社ノ現ニ營ミツアル主タル事業ノ種類、主要生産品名、最近事業年度ニ於ケル生産高、販賣高、主要販賣先、主要設備ノ概要、其ノ他會社ノ營ム事業ノ種類及規模ノ概要ヲ知ルニ足ル事項ヲ記載スルコト

(16) 「所有株式總額」ハ單ニ金額(會社ノ帳簿價額)ノミヲ記載スルコト

經理資金關係

(17) 所有株數ノ現在高ハ最近ノ殘高ニ依ルコト

(18) 「子會社」ハ資本關係、役員關係等ニ依リ實質上會社ガ支配權ヲ有スル會社ヲ謂ヒ「親會社」ハ資本關係、役員關係等ニ依リ實質上會社ガ支配ヲ受クル會社ヲ謂フ

六株式取得ニ要スル資金ノ調達方法又ハ株式處分ニ因リテ得タル資金ノ使途

(19) 株式取得許可申請書ノ場合ニハ「株式處分ニ因リテ得タル資金ノ使途」ヲ、株式處分許可申請書ノ場合ニハ「株式取得ニ要スル資金ノ調達方法」ヲ各抹消スルコト

(20) 「株式取得ニ要スル資金ノ調達方法」ハ株式取得ニ要スル資金ヲ増資、株金拂込等ニ依ルモノナリヤ及増資株金拂込ノ金額並ニ之ニ關スル臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依ル許可ノ有無、許可ノ年月日、借入金ニ依ルモノナリヤ及其ノ金額借入先、擔保ノ有無、利率其ノ他ノ條件、手許餘裕金ニ依ルモノナルヤ又其ノ金額ヲ記載スルコト

(21) 「株式處分ニ因リテ得タル資金ノ使途」ハ株式處分ニ依ル代リ金ヲ借入金ノ返済、運轉資金ノ補充、固定設備ノ新設、擴張、銀行預金、他ノ有價證券等ニ投資スルモノナリヤ及其ノ金額、事業設備ノ新設、擴張等ニ必要ナル資金ニ充ツルモノナルトキハ事業設備ノ新設、擴張ノ概要並ニ許可ノ有無、借入金ヲ返済スル場合ニハ借入金ノ返済先及金額、運轉資金補充ノ場合ハ運轉資産(原材料、製品、半製品等)ノ現在高、

借入金總額ト運轉資産トノ割合、他ノ投資ニ充ツルモノナル場合ハ其ノ金額、投資ノ種類、有價證券ノ明細等ヲ記載スルコト

七參考事項
(22) 外國株式ノ取得又ハ處分ナルトキハ外貨證券取得ニ關スル爲替管理法上ノ許可ノ有無ヲ記載スルコト

(23) 其ノ他許可ニ關シ調査上ノ參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト
八記載事項ナキモノ又ハ記載困難ナルモノハ其ノ欄ヲ斜線ニ依リテ抹消スルコト

九本様式ニ依リ記載シ難キ事項アルトキハ別紙ニ記載スルコト
第二十五號様式記載心得

一 一般ノ記載方法ニ付テハ第二十四號様式ノ記載心得ニ準ズルコト
二 取得又ハ處分セントスル無體財產權

(1) 「種類」ハ特許權、營業權又ハ漁業權ノ内容ヲ表示スル名稱、種類ヲ記載スルコト

(2) 「無體財產權ノ内容」ハ如何ナル方法ニ依リ如何ナル製品ヲ製造スル特許權ナリヤ、營業權ノ設定地域、埋藏礦物ノ種類及推定數量、現在ノ出產量等ヲ詳細ニ記載スルコト

三 無體財產權ノ取得ニ伴フ事業計畫ノ大要
(3) 特許權、營業權等ヲ取得スルコトニ依リ實施スベキ事業計畫ニ付、主要事業設備ノ大要、主要生産品名及生産高、原材料入手ノ方法事業收支ノ豫算等事業計畫ノ大要ヲ知ルニ足ル事項ノ概要ヲ記載スルコト

四參考事項

(4) 外國ヨリ特許權ヲ買入レントスル場合ニハ買入先ノ國別、爲替管理法上ノ許可ノ有無、支拂ノ方法等ヲ記載スルコト

(5) 無體財產權ヲ處分セントスル場合ニ於テ無體財產權ノ處分ニ伴ヒ之ト同時ニ事業設備ヲ處分スルモノナルトキハ處分スベキ主要事業設備等ヲ記載スルコト

五本様式ニ依リ記載シ難キ事項アルトキハ別紙ニ記載スルコト
第二十六號様式記載心得

一 一般ノ記載方法ハ第二十四號様式ニ準ズルコト
二 借入金ニ關スル事項

(1) 金融機關ヨリノ資金ノ借入ニ付許可ヲ申請スルモノナル場合ニ於テハ「借入先ノ商號」ノ欄ニ何々銀行何々支店ノ如ク營業所名ヲ記載シ、「借入ノ方法」ノ欄ニ證書貸付、手形貸付又ハ當座貸越契約ニ依ル旨ヲ記載シ當座貸越契約ニ依ル場合ニ於テハ「借入ノ金額」ノ欄ニ極度金額ヲ記載スルコト

(2) 敷口ニ亘リ借入ヲ爲ス場合ニハ「借入ノ金額」ノ欄ニ借入總額ヲ、「借入ノ方法」ノ欄ニ敷口ニ亘リ借入ル旨及其ノ毎回ノ借入ノ豫定額ヲ記載スルコト

(3) 「返済ノ時期及返済ノ方法」ニハ返済資金ノ調達ニ關スル見込ヲモ記載スルコト

(4) 擔保ナキ場合ハ「擔保其ノ他ノ條件」ノ欄ニ「ナシ」ト記載スルコト

經理資金關係

三借入金ノ前送

(5) 借入金ヲ以テ事業設備ノ新設、擴張等ヲ爲サントスルトキハ其ノ事業計畫ノ大要、所要資金ノ總額並ニ資金ノ調達方法、主要生産品名及豫想生産高等ノ大要ヲ記載スルコト

(6) 資金ガ借入金ノ返済ニ充當セラルルモノナル場合ニ於テハ返済先及其ノ金額等ヲ記載スルコト

(7) 運轉資金ニ充當スルモノナル場合ニハ單ニ其ノ旨ヲ表示スルコト

(8) 借入金ニ依リ有價證券ヲ取得セントスルモノナル場合ニハ取得セントスル有價證券ノ銘柄、數量、取得價格等ヲ記載スルコト

四借入先ニ關スル事項
(9) 金融機關ヨリ借入ヲ爲サントスルモノナル場合ニ於テハ本欄ハ全部斜線ニ依リテ抹消スルコト

五申請者ニ關スル事項
(10) 「資産及資本構成」ノ欄中

(イ) 「固定資産」ハ土地、建物、機械、輸送設備、什器等ヲ謂ヒ、建設勘定等ノ未働資産アルトキハ其ノ額ヲ之ニ加算シ特ニ其ノ旨内書ニスルコト

(ロ) 「流動資産」ハ會社ノ資産中「固定資産」以外ノモノヲ謂ヒ「投資資産」ハ所有有價證券、關係會社ニ對スル貸付金及預金現金ノ合計金額ヲ謂フコト

經理資金關係

(ハ)「株主資本」及「外部資本」ハ第二十四號様式記載心得(13)参照

(11)「借入金ノ總額」ハ借入金ト支拂手形トノ殘高ノ合計金額ニ依ルコト但シ假受金其ノ他ノ名義ニ依リ實質上關係會社等ヨリ資金ノ借入ヲ爲シ居ルモノニ付テハ之ヲ加算シ特ニ其ノ額ヲ内書スルコト

(12)「金融機關」トハ銀行、信託會社、保險會社、商工組合中央金庫、産業組合中央金庫ヲ謂フ

六本様式ニ依リ記載シ難キ事項アルトキハ別紙ニ記載スルコト
第二十七號様式記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト

(7) 役員其ノ他從業者數

最近ノ現在ニ依リ記載スルコト

(8) 囑託者等

令第九條第二號ニ該當スル者ニ付記載スルコト

(9) 最近五年間ニ於ケル資本金異動

公稱資本金ノ増加又ハ減少、其ノ年月、金額及其ノ事由ヲ記載スルコト

(10) 主タル株主二十名

(イ) 報告ノ時ノ現在ニ依リ記載スルコト

(ロ) 最大ノ株主、出資者又ハ基金讓出者ヨリ順次二十名ニ付記載スルコト

(ハ) 氏名 合名會社、合資會社及有限會社ニ在リテハ社員名ヲ、株式合資會社ニ在リテハ株主及社員ノ氏名ヲ、相互會社ニ在リテハ基金讓出者ノ氏名ヲ記載スルコト

(ニ) 株式數 合名會社及合資會社ニ在リテハ出資金ヲ、株式合資會社ニ在リテハ出資金又ハ株式拂込金額ヲ、有限會社ニ在リテハ出資ノ口數ヲ、相互會社ニ在リテハ讓出シタル基金額ヲ記載スルコト

第二十八號様式記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無

第二十九號様式記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト

(7) 資格

役員、社員其ノ他資格又ハ階級ニ依リ支給スベキ旅費ニ差等アルトキハ其ノ區別ニ依リ記載スルコト

(8) 地方別ニ日當、宿泊料ヲ定ムル場合ノ明細

關東州、滿洲國、支那其ノ他外國旅費ニ關シ定アルトキハ之ヲ別紙ニ記載スルコト

(9) 備考

旅費規程ノ大部分ニ亘ル變更ヲ爲シタルニ因リ其ノ變更後ノ旅費規程ヲ報告スルモノナルトキハ其ノ旨及其ノ變更事由ヲ記載スルコト

(10) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第三十號様式記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

經理資金關係

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト

(7) 役員其ノ他從業者數

最近ノ現在ニ依リ記載スルコト

(8) 支拂給與

(イ) 最近ノ現在ニ依リ記載スルコト

(ロ) 報酬、給料、賃金月額 最近ノ一月分ヲ記載スルコト

(ハ) 手當及賞與年額 過去一年間ニ支給シタル實際ヲ記載スルモノトシ手當中金額以外ノモノニ依ル給與アルトキハ其ノ見積額ヲ内書スルコト

(9) 囑託者等

令第九條第二號ニ該當スル者ニ付記載スルコト

(10) 主タル株主二十名

(イ) 報告ノ時ノ現在ニ依リ記載スルコト

(ロ) 最大ノ株主、出資者又ハ基金讓出者ヨリ順次二十名ニ付記載スルコト

(ハ) 氏名 合名會社、合資會社及有限會社ニ在リテハ社員名ヲ、株式合資會社ニ在リテハ株主及社員ノ氏名ヲ、相互會社ニ在リテハ基金讓出者ノ氏名ヲ記載スルコト

(ニ) 株式數 合名會社及合資會社ニ在リテハ出資金ヲ、株式合資會社ニ在リテハ出資金又ハ株式拂込金額ヲ、有限會社ニ在リテハ出資ノ口數ヲ、相互會社ニ在リテハ讓出シタル基金額ヲ記載スルコト

經理資金關係

經理資金關係

- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理又ハ監督ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ルコト

(7) 主タル株主十名

第二十七號様式記載心得(10)ニ準ジ記載スルコト

第三十一號様式記載心得

(1) 科目

積立金ノ科目ハ會社ノ勘定科目ニ依ルコト

(2) 稅務署長ノ證明ヲ受ケタル金額

(イ) 第一條但書ノ規定ニ依リ固定資産償却累計金額中稅務署長ノ證明ヲ受ケテ自己資本ニ加算シタル金額ヲ記載スルコト

(ロ) 稅務署長ノ證明ノ年月日ヲ備考欄ニ記載スルコト

(3) 主務大臣ノ認定金額

(イ) 第一條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ガ自己資本ヨリ控除スベキモノトシテ認定シタル金額ヲ記載スルコト

(ロ) 主務大臣ノ認定ノ年月日ヲ備考欄ニ記載スルコト

第三十二號様式記載心得

1) 當期利益金

會社ノ決算上ノ利益金ヲ記載スルコト(前期繰越金又ハ積立金ヨリ戻入レタル金額アルトキハ之ヲ控除シタル殘額ニ依ルコト)

(2) 利益金ニ對スル同上金額ノ割合

(1)ノ利益金ニ對スル社内留保金ノ割合ヲ記載スルコト

(3) 期末現在未納稅金

酒稅、物品稅其ノ他ノ間接稅ノ未納稅金ハ之ヲ含マザルモノトス

(4) 不要許可額

直前ノ事業年度ノ報酬額ヲ記載スルコト但シ當該事業年度ノ月數ト直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ハ第五條ノ規定ニ依リ計算シタル額ヲ記載スルコト

(5) 純益金ニ對スル同上ノ割合

(8)ノ純益金計算ニ於ケル差引純益金ニ對スル賞與支給額ノ割合ヲ記載スルコト

(6) 不要許可額

令第十三條ノ規定ニ依ル限度額ヲ記載スルコト

(7) 報酬許可額、賞與許可額

當該事業年度ノ報酬又ハ賞與ニ關シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ記載スルコト

(8) 純益金計算

會社ノ決算上ノ利益金ニ第七條第二項又ハ第三項ニ掲グル項

- (1) 役員、社員其ノ他從業者
當該事業年度中ノ日割平均人員ヲ記載スルコト
- (2) 貯蓄額
規約貯金、組合貯金、賞與國債支給運動ニ依ル國債支給等ニ依リ支給額ヨリ天引シテ貯蓄セシメ又ハ國債ヲ以テ支給スル金額ヲ記載スルコト
- (3) 貯蓄率
金錢給與ノ總額ニ對スル貯蓄額ノ割合ヲ記載スルコト
- (4) 一人當
役員又ハ社員員數ヲ以テ總額ヲ除シテ得タル金額ヲ記載スルコト
- (5) 金錢以外ノ給與
金錢以外ノモノヲ以テ支給スル給與ニ關スル支出ニシテ當該事業年度ノ支出ト爲シタル金額ヲ記載スルコト
- (6) 福利施設費
新設備、管理費等當該事業年度ニ於テ福利施設費トシテ支出シタル金額ノ合計額ヲ記載スルコト
- (7) 福利積立
福利施設ノ爲ニ當該事業年度ニ於テ積立テタル金額ヲ記載ス

目ヲ加減シテ純益金ノ計算ヲ明ナラシムルコト

(9) 基本給料ノ昇給

(イ) 昇給月日 當該事業年度中ノ昇給月日ヲ記載スルコト

(ロ) 昇給額 基本給料月額ノ昇給額ヲ記載スルコト但シ許可ヲ受ケテ昇給シタル場合ハ許可ヲ受ケタル部分ヲ區分シテ記載スルコト

(ハ) 基本給料積算額

各昇給者ノ當該昇給直前ノ基本給料月額ニ各昇給者ノ直前ノ昇給日(初メテ昇給シタル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計額ヲ記載スルコト

(10) 賞與期間

當該事業年度中ニ支給シタル賞與ノ屬スル賞與期間ヲ記載スルコト

(11) 賞與金

當該事業年度中ニ支給シタル賞與金ヲ記載スルコト、支給回數二回以上アルトキハ各支給毎ニ區分スルコト

(12) 令第二十一條ノ限度超過額

(イ) 第二十二條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケテ支給シタル金額又ハ令第二十一條第二項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケテ支給シタル金額ハ夫々區分シテ記載スルコト

(ロ) 第二十二條第一號ニ掲グル方法ニ依リ支給シタルモノハ其ノ支給方法ノ概要ヲ「其ノ他參考事項」欄ニ記載スルコト

經理資金關係

經理資金關係

常時收容スル勞務者數	敷地	面積	建物	初度調辦費	維持管理費
三百人以下ナルトキ	二坪	一〇〇	二五〇	一〇,〇〇〇	五〇
三百人ヲ超ス五百人以下ナルトキ	二坪	一〇〇	二五〇	二五,〇〇〇	五〇
五百人ヲ超ス千人以下ナルトキ	二坪	一〇〇	二五〇	三〇,〇〇〇	五〇
千人ヲ超ス五千以下ナルトキ	二坪	一〇〇	二五〇	七〇,〇〇〇	五〇
千人ヲ超ス五千人以下ナルトキ	二坪	一〇〇	二五〇	八〇,〇〇〇	五〇

(四) 浴場

會社が常時使用スル勞務者數	敷地	面積	建物	初度調辦費	維持管理費
五十人以下ナルトキ	八坪	一,一〇〇	三〇〇	一,一〇〇	八
五十人ヲ超ス百人以下ナルトキ	一四坪	一,一〇〇	三〇〇	三,七〇〇	七
百人ヲ超ス二百人以下ナルトキ	三三坪	一,一〇〇	三〇〇	六,八〇〇	五
二百人ヲ超ス三百人以下ナルトキ	六〇坪	一,一〇〇	三〇〇	一,一〇〇	五
三百人ヲ超ス五百人以下ナルトキ	一一〇坪	一,一〇〇	三〇〇	一,一〇〇	五
五百人ヲ超ス千人以下ナルトキ	一六〇坪	一,一〇〇	三〇〇	一,一〇〇	五
千人ヲ超ス五千以下ナルトキ	二一〇坪	一,一〇〇	三〇〇	一,一〇〇	五
五千以下ナルトキ	二六〇坪	一,一〇〇	三〇〇	一,一〇〇	五

(五) 寄宿舎

常時收容スル勞務者數	敷地	面積	建物	初度調辦費	維持管理費
二十人以下ナルトキ	六坪	一〇〇	二五〇	八〇	五〇
二十人ヲ超ス四十人以下ナルトキ	一〇坪	一〇〇	二五〇	八〇	五〇
四十人ヲ超ス六十人以下ナルトキ	一六坪	一〇〇	二五〇	七〇	五〇
六十人ヲ超ス八十人以下ナルトキ	二二坪	一〇〇	二五〇	七〇	五〇
八十人ヲ超ス百人以下ナルトキ	二八坪	一〇〇	二五〇	七〇	五〇
百人ヲ超ス二百人以下ナルトキ	三六坪	一〇〇	二五〇	七〇	五〇
二百人ヲ超ス三百人以下ナルトキ	四四坪	一〇〇	二五〇	七〇	五〇
三百人ヲ超ス四百人以下ナルトキ	五二坪	一〇〇	二五〇	七〇	五〇
四百人ヲ超ス五百人以下ナルトキ	六〇坪	一〇〇	二五〇	七〇	五〇
五百人ヲ超ス千人以下ナルトキ	六八坪	一〇〇	二五〇	七〇	五〇
千人ヲ超ス五千人以下ナルトキ	七六坪	一〇〇	二五〇	七〇	五〇
五千人ヲ超ス	八四坪	一〇〇	二五〇	七〇	五〇

(六) 飲食所

常時收容スル勞務者數	敷地	面積	建物	初度調辦費	維持管理費
十人以下ナルトキ	一五坪	一〇〇	二五〇	五〇	四三
十人ヲ超ス二十人以下ナルトキ	二〇坪	一〇〇	二五〇	五〇	四三
二十人ヲ超ス三十人以下ナルトキ	二五坪	一〇〇	二五〇	五〇	四三
三十人ヲ超ス四十人以下ナルトキ	三〇坪	一〇〇	二五〇	五〇	四三
四十人ヲ超ス五十人以下ナルトキ	三五坪	一〇〇	二五〇	五〇	四三
五十人ヲ超ス百人以下ナルトキ	四〇坪	一〇〇	二五〇	五〇	四三
百人ヲ超ス二百人以下ナルトキ	四五坪	一〇〇	二五〇	五〇	四三
二百人ヲ超ス三百人以下ナルトキ	五〇坪	一〇〇	二五〇	五〇	四三
三百人ヲ超ス四百人以下ナルトキ	五五坪	一〇〇	二五〇	五〇	四三
四百人ヲ超ス五百人以下ナルトキ	六〇坪	一〇〇	二五〇	五〇	四三
五百人ヲ超ス	六五坪	一〇〇	二五〇	五〇	四三

備考

- 一 本表ハ工場事業場毎ニ之ヲ適用スルモノトス
- 二 運動場又ハ建物ノ建設ニ要スル經費及初度調辦費ノ支出ガ二事業年度以上ニ亘ル場合ニ於テハ其ノ總額ニ付本表ヲ適用スルモノトス
- 三 本表ニ掲グル施設ヲ有スル會社ガ同種ノ施設ヲ新ニ設置セントスル場合ニ於テハ其ノ敷地又ハ建物ノ面積ハ本表ニ依リ算出シタル面積ヨリ既存施設ノ敷地又ハ建物ノ面積ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ限度トシ其ノ初度調辦費ハ本表ニ依リ算出シタル金額ヨリ既存設備ノ見積價格ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ限度トス
- 四 運動場ノ建設費ハ敷地、地面整備並ニ附屬建物及工作物ノ建設ニ要スル經費トス
- 五 建物ノ建築費ハ主體ノ建築費並ニ門、欄其ノ他ノ附屬工作物及給水、排水、電気、瓦斯ノ附帶設備ニ要スル經費トス但シ病院其ノ他ノ診療所ニ付テハ右ノ外消毒設備、淨化設備及汚物焼却設備ヲ包含スルモノトス
- 六 建物ノ敷地ヲ購入スル場合ニ於テハ其ノ購入費ハ本表ニ掲グル施設ノ經費トシテ取扱フモノトス
- 七 建物ノ全部又ハ一部ヲ購入スル場合ニ於テハ其ノ購入費ニ増改築其ノ他新ニ支出シタル經費ヲ加算シタルモノニ付本表ノ建築費ノ限度ヲ適用スルモノトス
- 八 初度調辦費ハ施設ノ種類ニ從ヒ左ノ經費トス

經理資金關係

- (一) 運動場ニ付テハ陸上競技、籠球、排球、野球、庭球、蹴球及相撲ノ設備並ニ鐵棒、跳箱、平行棒及肋木ノ設置ニ要スル經費トス
- (二) 病院其ノ他ノ診療所ニ付テハ療養、エツクス線裝置、診療器具雜器具及 房裝置ニ要スル經費トス
- (三) 炊事場ニ付テハ汽爐、煙突、精米機、炊飯機、鍋釜、調理器具、冷蔵庫、食器、食器消毒機、運送器具其ノ他ノ備品ニ要スル經費トス
- (四) 浴場ニ付テハ汽爐、煙突、桶、體量計其ノ他ノ備品ニ要スル經費トス
- (五) 寄宿舎ニ付テハ寢具、机、椅子其ノ他ノ備品ニ要スル經費及附屬炊事場又ハ浴場ニ要スル加度調辦費トス
- (六) 保育所ニ付テハ机、椅子、玩具、樂器其ノ他ノ備品ニ要スル經費トス
- 九 維持管理費ハ水道電気及瓦斯ノ料金、石炭等消科品ノ購入並ニ諸修繕其ノ他當該施設ノ維持管理ニ要スル經費トス但シ維持管理ニ從事スル事務、職員アルトキハ之ニ要スル經費敷地又ハ建物ガ賃借ニ係ルモノナルトキハ其ノ地代(運動場ニ付テハ坪三圓、其ノ他ノ敷地ニ付テハ坪六圓ヲ限度トス)又ハ家賃ヲ本表モ金額ニ加算スルモノトス

(參照) 昭和十五年十月十九日 關令第十三號會社經理統制令施行規則第三十一條第一項

會社經理審查委員會官制

(昭和十五年十月二十二日)
勅令第六百八十二號

- 第一條 會社經理審查委員會ハ大藏大臣ノ監督ニ屬シ會社經理統制令第三十九條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス
- 第二條 委員會ハ會長一人及委員十四人以內ヲ以テ之ヲ組織ス
特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得
- 第三條 會長ハ大藏次官ヲ以テ之ニ充ツ
- 第四條 委員及臨時委員ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ズ
- 第五條 會長ハ會務ヲ總理ス
會長事故アルトキハ大藏大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第六條 委員會ニ幹事ヲ置ク大藏大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ズ
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
- 第七條 委員會ニ書記ヲ置ク關係各廳判任官ノ中ヨリ大藏大臣之ヲ命ズ
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

- 資金以外ノ資金ニシテ命令ノ定ムルモノノ貸付ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ此等ノ資金ニ付手形ノ割引ヲ爲シ又ハ當座貸越ノ契約ヲ爲サントスルトキ亦同ジ
- 第四條 證券引受會社又ハビルブローカー命令ノ定ムル資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ此等ノ資金ニ付手形ノ割引ヲ爲サントスルトキ亦同ジ
- 第五條 第三條及前條ノ規定ニ依ル許可ニ關スル處分ニシテ重要ナルモノニ付テハ臨時資金調整法第十二條ノ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經ベシ
- 第六條 主務大臣第三條及第四條ノ規定ニ依ル許可ヲ爲スニ付必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ資金ノ貸付若ハ手形ノ割引ヲ受ケ又ハ當座貸越ノ契約ヲ爲サントスルトキヨリ必要ナル事項ニ關スル報告ヲ徵スルコトヲ得
- 第七條 大藏大臣生産力擴充資金其ノ他時局ニ緊要ナル資金ノ供給ヲ圓滑ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ銀行ニ對シ資金ノ融通又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ買入ヲ命ズルコトヲ得
大藏大臣前項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスルトキハ資金融通審査委員會ノ議ヲ經ベシ
- 資金融通審査委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
- 第八條 政府ハ前條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ因リ銀行ガ損失ヲ受ケタルトキハ銀行ニ對シ通常生ズベキ損失ヲ補償ス

經理資金關係

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
利益配當審査委員會官制及職員給與臨時措置調査委員會官制ハ之ヲ廢止ス

銀行等資金運用令

(昭和十五年十月十九日)
勅令第六百八十一號

- 第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十一條ノ規定ニ依ル銀行、信託會社、保險會社、產業組合中央金庫、商工組合中央金庫、北海道府縣又ハ樺太ヲ區域トスル信用組合聯合會、朝鮮金融組合聯合會、東洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社、南洋拓殖株式會社(以下金融機關ト總稱ス)及有價證券引受業法ノ證券引受會社(以下證券引受會社ト稱ス)並ニ金融機關又ハ證券引受會社ニ非ズシテコール資金ノ貸借若ハ其ノ媒介又ハ手形ノ賣買若ハ其ノ媒介ヲ爲スヲ業トスル者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ(以下ビルブローカート稱ス)ニ對スル資金ノ運用ニ關スル命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 主務大臣資金ノ運用ヲ適正ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ金融機關ニ對シ資金ノ運用ニ關スル計畫ノ變更ヲ命ジ又ハ命令ノ定ムル所ニ依リ資金ノ運用方法ヲ指定スルコトヲ得
- 第三條 金融機關事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル

- 前項ノ損失ヲ決定スル基準其ノ他損失補償ニ關シ必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム
- 第九條 前條第一項ノ規定ニ依リ政府力銀行ニ對シテ支拂フベキ損失補償金ハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム
- 第十條 大藏大臣ハ銀行ガ第七條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ依リ資金ノ融通ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ融通ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ資金ノ融通ヲ受ケタル者ヨリ其ノ業務ニ關スル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ検査セシムル場合ニ於テハ其身分ヲ示ス證券ヲ携帯セシムベシ
- 第十一條 本令ニ於テ主務大臣トアルハ銀行、信託會社、證券引受會社及ビルブローカーニ付テハ大藏大臣、保險會社ニ付テハ商工大臣、商工組合中央金庫ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、產業組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣、東洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ニ付テハ拓務大臣トス
- 商工大臣保險會社ニ對シ又ハ拓務大臣東洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社若ハ南洋拓殖株式會社ニ對シ第二條ノ命令若ハ指定又ハ第三條ノ許可ヲ爲サントスルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ

一八三

第十二條 第一條、第三條、第四條及第六條中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官トス

第二條中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ本店又ハ主たる事務所ヲ有スル金融機關ニ付テハ各朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官トス但シ朝鮮銀行、臺灣銀行及臺灣又ハ樺太ニ營業所ヲ有シ銀行法又ハ貯蓄銀行法ノ適用ヲ受クル銀行ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七條、第八條及第十條中大藏大臣トアルハ朝鮮ニ本店ヲ有スル銀行ニ付テハ朝鮮總督トス但シ朝鮮銀行ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ第五條ノ規定ハ朝鮮、臺灣及樺太ニ在リテハ之ヲ適用セズ第七條第二項ノ規定ハ第三項ノ場合ニハ之ヲ適用セズ

朝鮮總督第七條第一項ノ命令ヲ爲サントスルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ

大藏大臣前項ノ協議ヲ受ケタルトキハ其ノ協議ヲ受ケタル事項ニ付資金融通審査委員會ノ議ヲ經ベシ

朝鮮總督第八條第二項ノ規定ニ依リ損失ヲ決定スル基準其ノ他損失補償ニ關シ必要ナル事項ヲ定メントスルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ

附 則

第十三條 本令ハ第三條乃至第六條ノ規定ヲ除キ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ

ニ至ル期間ヲ謂フ

本令ニ於テ基準貸付殘高トハ前年相當半期中ノ當該貸付先ニ對スル運轉資金最高貸付殘高ニ相當スル金額ヲ謂フ

本令ニ於テ基準貸付積數金額トハ前年相當半期中ノ當該貸付先ニ對スル運轉資金貸付積數金額ニ相當スル金額ヲ謂フ

本令ニ於テ基準引殘高トハ前年相當半期中ノ當該手形割引先ニ對スル最高手形割引殘高ニ相當スル金額ヲ謂フ

第二條 大藏大臣銀行等資金運用令(以下單ニ令ト稱ス)第一條ノ規定ニ依リビルブローカーノ指定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

第三條 主務大臣ハ令第二條ノ規定ニ依リ金融機關ニ對シ其ノ資金ノ一部ノ運用ニ付左ノ各號ニ掲グル方法ヲ指定スルコトヲ得

一 大藏省預金部ヘノ預入
二 國債又ハ元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付政府ノ保證アル債券ノ應募、引受又ハ買入

第四條 金融機關、證券引受會社又ハビルブローカー一營業所又ハ一事務所ニ於テ一人ニ對シ運轉資金貸付殘高五萬圓ヲ超エテ運轉資金ノ貸付ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該貸付先ニ對スル運轉資金貸付殘高ガ基準貸付殘高ヲ越エ又ハ當該貸付先ニ對スル當該半期中ノ運轉資金貸付積數金額ガ基準貸付積數金額ヲ超ユルトキハ

主務大臣ノ許可ヲ受クベシ基準貸付殘高ナキ者ニ對シ一營業所又ハ一事務所ニ於テ運轉資金貸付殘高五萬圓ヲ超エテ運轉資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

昭和十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

第三條乃至第六條ノ規定ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條 會社利益配當及資金融通令第十二條第一項ノ規定ニ依リ日本興業銀行ニ對スル資金ノ融通又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ買入ノ命令及同行ノ爲シタル資金ノ融通又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ買入ハ本令第七條第一項ノ規定ニ依リ爲シタルモノト看做シ同令第十三條第二項ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ定メタル損失ヲ決定スル基準其ノ他損失補償ニ關シ必要ナル事項ハ日本興業銀行ニ付本令第八條第二項ノ規定ニ依リ定メタルモノト看做ス

銀行等資金運用令施行規則

(昭和十五年十一月二十二日)
大藏省林務工務省令第一號

第一條 本令ニ於テ流動資金トハ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルト認ムル資金以外ノ資金ヲ謂フ
本令ニ於テ運轉資金トハ流動資金中商品又ハ原材料ノ仕入、運賃諸給與、配當金又ハ税金ノ支拂其ノ他事業ノ運営上通常必要ナル用途ニ使用セラルト認ムル資金ヲ謂フ

本令ニ於テ貸付トハ證書貸付及手形貸付ヲ謂フ
本令ニ於テ貸出トハ貸付、手形ノ割引及當座貸越ヲ謂フ

本令ニ於テ半期トハ四月ヨリ九月ニ至ル期間及十月ヨリ翌年三月

貸付中償還期限ヲ經過シタルモノアルトキハ貸付積數金額ハ當該

貸付ガ當該半期末迄償還ナキモノトシテ之ヲ計算スルコトヲ要ス

貸付中償還期限ヲ經過シタルモノアルニ因リ運轉資金貸付積數金額ガ基準貸付積數金額ヲ超過セル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ翌年

相當半期ニ於ケル基準貸付積數金額ノ計算上之ヲ算入セズ

金融機關、證券引受會社又ハビルブローカーハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ基準貸付殘高若ハ基準貸付積數金額ヲ設定若ハ増額シ又ハ一

ノ營業所若ハ事務所ニ於ケル基準貸付殘高若ハ基準貸付積數金額ノ全部若ハ一部ヲ他ノ營業所若ハ事務所ニ移轉スルコトヲ得

第五條 金融機關、證券引受會社又ハビルブローカー運轉資金以外ノ流動資金ニ付一件三萬圓以上ノ貸付ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル用途ニ使用セラルト認ムル資金ノ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

一 特別ノ法令ニ依リ設立セラルル法人ノ第一回ノ株金又ハ出資金ノ拂込

二 設立若ハ資本増加ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受ケタル法人ノ第一回ノ株金又ハ出資金ノ拂込

三 株金拂込ノ催告ニ付行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケタル法人ノ當該株金ノ拂込

四 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケテ爲ス有價證券、特許權、債權又ハ漁業權ノ取得

第六條 金融機關、證券引受會社又ハビルブローカー一營業所又ハ

一 事務所ニ於テ一人ニ對シ手形割引残高五萬圓ヲ超エテ手形ノ割引ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該手形割引先ニ對スル手形割引残高ガ基準割引残高ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ基準割引残高ナキ者ニ對シ一營業所又ハ一事務所ニ於テ手形割引残高五萬圓ヲ超エテ手形ノ割引ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

金融機關、證券引受會社又ハヒルブローカーハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ基準割引残高ヲ設定若ハ増額シ又ハ一營業所若ハ事務所ニ於ケル基準割引残高ノ全部若ハ一部ヲ他ノ營業所若ハ事務所ニ移轉スルコトヲ得

第七條 金融機關新ニ當座貸越契約ヲ爲シ又ハ當座貸越契約ノ極度金額ヲ増額セントスル場合ニ於テ一營業所又ハ一事業所ニ於ケル一人ニ對スル當座貸越契約ノ極度金額ノ合計額ガ三萬圓ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第八條 第四條乃至前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル資金ニ付貸付、手形ノ割引又ハ當座貸越ノ契約ヲ爲ス場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

- 一 行政官廳ノ認可、許可又ハ限度ノ指定ヲ受ケ借入ルル資金
- 二 行政官廳ノ命令ニ依リ融通スル資金
- 三 政府資金ノ融通決定アリタル者ニ對シ融通スル當該政府資金
- 四 預金、貯金、定期積金其ノ他之ニ準ズルモノヲ擔保トシテ融通スル資金
- 五 コール資金(翌日モノ、無條件モノ及七日以内擔置ノ短期融

通金ヲ謂フ)

六 金融機關ニ對シ融通スル資金

七 北海道、府縣、府縣組合、市町村、市町村組合、町村組合、市町村内ノ區、市町村學校組合、町村學校組合及學區ニ對シ融通スル資金

前項第一號乃至第五號ニ該當スル資金ニ付爲シタル貸付若ハ手形割引ノ金額又ハ當座貸越契約ノ極度金額ハ運轉資金貸付残高、運轉資金貸付積數金額、基準貸付殘高、基準貸付積數金額、手形割引殘高、基準割引殘高又ハ當座貸越契約ノ極度金額ノ計算上之ヲ算入セズ

第九條 金融機關、證券引受會社又ハヒルブローカー運轉資金ノ貸付又ハ手形ノ割引ヲ爲スヲ緊要ト認ムル場合ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受クル暇ナシト認ムルトキハ十日間ヲ限リ第四條又ハ第六條ノ規定ニ拘ラズ貸出ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル貸出ノ金額ハ翌年相當半期ニ於ケル基準貸付殘高、基準貸付積數金額又ハ基準割引殘高ノ計算上之ヲ算入セズ

第十條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ金融機關、證券引受會社又ハヒルブローカーニ對シ基準貸付殘高、基準貸付積數金額、基準割引殘高又ハ當座貸越契約ノ極度金額ノ減額ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 證券引受會社又ハヒルブローカー事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルト認ムル一件三萬圓以上ノ資金ノ

貸付ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十二條 金融機關、證券引受會社又ハヒルブローカー第四條乃至第七條及前條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ各號ニ掲グル様式ニ依リ許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 第四條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ別表第一號様式
- 二 第四條第四項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ別表第二號様式
- 三 第五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ別表第三號様式

- 四 第六條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ別表第四號様式

- 五 第六條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ別表第五號様式

- 六 第七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ別表第六號様式

- 七 第十一條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ別表第七號様式

本令ニ依リ提出スベキ許可申請書ニハ借主ガ會社ナルトキハ其ノ最終ノ貸借對照表及損益計算書並ニ最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表ヲ添附スベシ

經理資金關係

第十三條 金融機關、證券引受會社又ハヒルブローカー第九條ノ規定ニ依リ貸出ヲ爲シタルトキハ其ノ都別別表第八號様式ニ依リ報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

第十四條 金融機關、證券引受會社又ハヒルブローカー三月、六月、九月及十二月ノ各月末現在ニ於テ一營業所又ハ一事務所ノ一人ニ對スル貸出合計殘高二十萬圓以上ニ及ブ貸出先アルトキハ營業所又ハ事務所毎ニ取纏メ翌月二十日迄ニ別表第九號様式ニ依リ報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

第十五條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ本令ニ依リ許可申請書又ハ報告書ヲ提出スベキ者ニ對シ其ノ副本ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ本令ニ依リ提出スベキ許可申請書又ハ報告書ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得

附 則

第十六條 本令ハ第一條、第四條乃至前條及第十七條乃至第十九條ノ規定ヲ除キ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條、第四條乃至前條及第十七條乃至第十九條ノ規定ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 昭和十六年九月三十日迄ハ第四條中「運轉資金貸付殘高」又ハ「運轉資金貸付積數金額」トアルハ「流動資金貸付殘高」又ハ「流動資金貸付積數金額」トシ「五萬圓」トアルハ左ニ掲グル金額トス

經理資金關係

貸付先が拂込資本金額(拂込ミタル出資金額、株金額、出資金額及株金額ノ合計額又ハ基金額ヲ謂フ以下同ジ) 三千萬圓以上ノ會社ナルトキ

三十萬圓

貸付先が拂込資本金額千萬圓以上ノ會社ナルトキ

二十萬圓

貸付先が拂込資本金額五百萬圓以上ノ會社ナルトキ

十五萬圓

貸付先が拂込資本金額五百萬圓未滿ノ會社又ハ會社以外ノモノナルトキ

十萬圓

前項ノ規日迄ハ本令中「基準貸付積數金額」又ハ「基準貸付積數金額」トアルハ第一條第六項又ハ第七項ノ規定ニ拘ラズ夫々前年相當半期中ノ當該貸付先ニ對スル流動資金最高貸付積數ニ相當スル金額又ハ前年相當半期中ノ當該貸付先ニ對スル流動資金貸付積數金額ニ相當スル金額トス

第十八條 第四條及第六條ノ規定ノ施行期日ノ前日ニ於ケル流動資金貸付積數又ハ手形割引積數高又ハ基準割引積數高ヲ超過スルトキハ當該流動資金貸付積數高又ハ手形割引積數高ヲ以テ同條ノ規定ノ施行期日ノ屬スル半期ニ於ケル基準貸付積數高又ハ基準割引積數高トス

第四條ノ規定ノ施行期日ノ前日迄ニ爲シタル流動資金ノ貸付ニ對スル同條ノ規定ノ施行期日ノ屬スル半期中ノ貸付積數金額ガ基準

貸付積數金額ヲ超過スルトキハ當該貸付積數金額ヲ以テ當該半期ニ於ケル基準貸付積數金額トス

第十九條 金融機關ハ第七條ノ規定ノ施行期日ニ於ケル當座貸越契約ニシテ極度金額ノ定ナキモノアルトキハ昭和十六年一月三十一日迄ニ前年相當半期中ニ於ケル當座貸越最高積數高ヲ超エザル限度ニ於テ極度金額ヲ定ムベシ

貸付先一覽表

大區 大區 大區

日本銀行總行 B4 (297 X 304 號)

貸付先ノ姓名 (代表者) 及 店名

Table with columns for borrower name, address, loan type, amount, and dates. Includes sub-tables for loan details and interest.

經理資金關係